

北区立公園・児童遊園
(王子・滝野川地区)
指定管理者公募要項

令和5年12月
東京都北区

目 次

第1	指定管理者制度導入について	
1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	公募の範囲、本要項の位置付け	1
3	指定期間	2
4	事業収益	2
第2	事業概要	
1	北区立公園・児童遊園の設置目的	3
2	施設概要	3
3	指定管理者が行う業務	8
4	指定管理業務にかかる経費等	10
5	指定管理業務に関する留意事項	11
6	その他	15
第3	指定管理者の応募・選定	
1	指定管理者選定スケジュール(予定)	16
2	応募者の参加資格要件等	16
3	応募手続き	17
4	選定方法	20
5	選定基準	20
6	指定管理者の指定・協定	22
第4	問い合わせ先	23

第1 指定管理者制度導入について

1 指定管理者制度導入の趣旨

北区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理を包括的に代行する指定管理者制度を積極的に導入しています。

北区立公園・児童遊園については、既に、荒川岩淵関緑地（荒川河川敷）バーベキュー場及び駐車場において制度導入してきましたが、「北区経営改革プラン2020」の重点推進項目に定められていることを踏まえ、令和4年度からは4地区16公園等へ拡大し、民間事業者のノウハウを活かした区民サービスの提供により、公園管理の質の向上が図られています。

また、区が令和3年3月に策定した「北区公園総合整備構想」に掲げた基本理念を踏まえ、より公園等が区民にとって愛着ある魅力的な空間となるような管理・運営が求められております。

これらを踏まえ、本公募では民間事業者が持つノウハウやアイデア、専門性等を活用することにより、さらなる公園の活性化や賑わいを創出するなど、公園の魅力向上とともに、より効率的で効果的な管理を目指します。

そのため、公園が持つポテンシャルを発揮するため、イベント開催をはじめとする様々なソフト事業を展開し、区民サービスの向上と賑わいの創出を実現していくことが重要であると考えておりますので、区では指定管理者が柔軟な発想で本公募の企画立案をされることが重要事項と捉えております。

応募にあたっては、「北区指定管理者制度ガイドライン」や「北区公園総合整備構想」に基づく区の方針を十分に認識し、施設の設置目的等を理解の上、草刈、樹木剪定、公園清掃、修繕、区民対応等基本的な公園の維持管理業務が着実に実施されることとともに、本要項に基づく創意工夫ある提案を期待しています。

2 公募の範囲、本要項の位置付け

北区立公園・児童遊園を対象に、区内を通る都道環状七号線を境界線として、以北の区域を「赤羽地区」、以南の区域を「王子・滝野川地区」とし、二つの地区に分け公募します。ただし、別紙1「北区立公園・児童遊園配置図」のとおり、荒川緑地地区は、指定管理公募の対象外とします。

本要項は、王子・滝野川地区の公園指定管理者を公募、選定するために定めた要項です。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

4 事業収益

以下の収益は、指定管理者の収入とします。ただし、実績が収支計画上の予定額を大きく上回った場合には、区と協議の上、収入の一部を公園施設改修や公園の魅力向上に資する事業など、公園・児童遊園に還元することとします。

(1) 有料公園施設の利用料金収入

有料公園施設の利用料金収入は、指定管理者の収入とします。

(2) 提案事業収益

区の承認を得た提案事業による収益は、指定管理者の収入とします。

(3) 自主事業収益

区の承認を得た自主事業による収益は、自動販売機によるものを除き、指定管理者の収入とします。

第2 事業概要

1 北区立公園・児童遊園の設置目的

(1) 公園

北区立公園は、都市公園法、北区立公園条例(以下、「公園条例」という。)に基づき、区民の福祉の増進に資することを目的に設置されています。

(2) 児童遊園

北区立児童遊園は、北区立児童遊園条例(以下、「児童遊園条例」という。)に基づき、児童の健全な発達と体位の向上に寄与することを目的として設置されています。

2 施設概要

(1) 名称・所在地等

対象の公園・児童遊園は、以下の別紙のとおり、公園 55 ヶ所、児童遊園 62 ヶ所、合計 117 ヶ所となります。

・別紙2「北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)」

(2) 休園日・開園時間

ア 名主の滝公園

公園条例施行規則記載の休園日、開園時間・使用時間、入園時間に従って運用します。

休園日 12月29日から翌年1月4日まで

開園時間・使用時間

7月15日から9月15日まで 午前9:00～午後6:00

それ以外の期間 午前9:00～午後5:00

入園時間 閉園時間の30分前まで

イ それ以外の公園

公園条例施行規則において休園日・開園時間は設定されていませんが、運用上、別紙3「夜間閉鎖している公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)」のとおり、一部の公園・児童遊園では管理上、夜間閉鎖しています。

(3) 公園管理事務所、窓口業務の時間

ア 拠点事務所

飛鳥山公園管理事務所にて、公園利用者の問合せ窓口、公園施設の予約、料金徴収のほか、区との連絡など公園等の総括管理を行います。このため、

必ず毎日（お盆、年末年始を含む。）職員が常駐してください。

窓口業務 午前 8：30～午後 5：15

料金徴収業務 午前 8：30～午後 4：30

イ その他

拠点事務所を補完する場所として、その他の公園・児童遊園にある事務所・詰所（別紙 4「北区立公園・児童遊園の事務所の有無一覧(王子・滝野川地区)」）も、区と協議の上使用可能です。

(4) 施設

ア 有料公園施設

公園条例施行規則記載の休園日、開園時間・使用時間に従って運用します。また、公園に併設されているスポーツ施設や文化施設は、対象から除きます。

なお、駐車場の開場時間は、今後、協議事項となる場合があります。

(ア) 飛鳥山公園駐車場（ゲート式自動料金精算システム）

収容台数 25 台（大型車 3 台、身障者用 3 台、普通車 19 台）

開場時間 8：30～18：30

料 金 1 台 30 分 600 円（大型車両）、150 円（その他の車両）

休 場 日 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

(イ) 飛鳥舞台（飛鳥山公園内）

利用時間 9：00～12：00、13：00～16：00（半日単位）

使用料 一回（半日）4,930 円（区民）、7,390 円（区民以外）

(ウ) 中央公園駐車場（ゲート式自動料金精算システム）

収容台数 普通車 36 台

開場時間 4 月～9 月 5：45～22：30

10 月～3 月 6：45～22：30

料 金 1 台 30 分 150 円

（北区立中央公園文化センターの利用者は、30 分未満無料）

休 場 日 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

(エ) 名主の茶屋（名主の滝公園内）

広 さ 等 8 帖、3 帖、待合、水屋、玄関、トイレ

利用時間 午前 9：00～12：00

午後 13：00～16：00

一日 9：00～16：00

料 金 区民 午前もしくは午後 1,230 円

一日 2,460 円

以外 午前もしくは午後 1,840 円

一日 3,680 円

休 場 日 12月29日から1月4日まで

(オ) 緑陰亭、洗心亭 (名主の滝公園内)

広 さ 等 各 10 帖

利用時間 午前 9:00~12:00

午後 13:00~16:00

一日 9:00~16:00

料 金 区民 午前もしくは午後 1室 740 円

一日 1室 1,480 円

以外 午前もしくは午後 1室 1,110 円

一日 1室 2,220 円

休 場 日 12月29日から1月4日まで

イ 親水施設

運転時間は、午前 10:00~16:00 までです。

(ア) 飛鳥山公園

運転日 5月1日~6月30日※土日祝日のみ運転

7月1日~8月31日※毎日運転

9月1日~9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第1・3金曜日 (5月~9月)

(イ) 音無親水公園

運転日 5月1日~6月30日※土日祝日のみ運転

7月1日~8月31日※毎日運転

9月1日~9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第1・3水曜日 (5月~9月)

(ウ) 神谷堀公園

運転日 6月1日~6月30日※土日祝日のみ運転

7月1日~8月31日※毎日運転

9月1日~9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第1・3木曜日 (6月~9月)

(エ) 滝野川公園

運転日 5月1日~6月30日※土日祝日のみ運転

7月1日~8月31日※毎日運転

9月1日~9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第1・3木曜日（5月～9月）

(才)田端新町公園

運転日 6月1日～6月30日※土日祝日のみ運転
7月1日～8月31日※毎日運転
9月1日～9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第2・4水曜日（6月～9月）

(カ)中央公園

運転日 7月1日～8月31日※毎日運転
9月1日～9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第1・3金曜日（7月～9月）

(キ)豊島公園

運転日 6月1日～6月30日※土日祝日のみ運転
7月1日～8月31日※毎日運転
9月1日～9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第2・4水曜日（6月～9月）

(ク)西ヶ原みんなの公園

運転日 5月1日～6月30日※土日祝日のみ運転
7月1日～8月31日※毎日運転
9月1日～9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第1・3火曜（5月～9月）

(ケ)堀船公園

運転日 6月1日～6月30日※土日祝日のみ運転
7月1日～8月31日※毎日運転
9月1日～9月10日※土日祝日のみ運転

清掃日 第2・4火曜日（6月～9月）

(コ)ちんちん山児童遊園

運転日 7月21日～8月31日※毎日運転
（小学校夏季休業期間）

清掃日 運転開始前ほか、適宜

(サ)名主の滝公園（観賞用）

運転日 お男滝のみ通年(女滝、^め独鈷の滝、^{どっこ}湧玉の滝は停止中)

清掃日 第2・4月曜日（5～10月）
第4月曜日（11～4月）

(シ)音無さくら緑地

運転日 停止中（節電のため）

清掃日 適宜

ウ 特別な管理が必要な施設

飛鳥山公園内にある Park-PFI における公募対象公園施設、児童エリアのトイレは、指定管理者の管理対象外とします。

(ア) リバーサイドスクエア (都電荒川線「王子駅前」駅付近、石神井川)

石神井川の臭気・スカム対策のため水流発生装置を設置・稼働しており、音無親水公園の管理と一体的に行っています。

施設等 水流発生装置、石神井川RSS・右岸管理地、貯留槽 (王子桜橋からの放水用、石神井川管理通路下)
主な作業 水流発生装置の引き上げ・吊りおろし等の管理、石神井RSS・右岸管理地の清掃・除草、貯留槽清掃等

(イ) あすかパークレール (自走式モノレール) (飛鳥山公園内)

定員 16名 (いす席6名、立ち席10名)

運転時間 10:00~16:00

料金 無料

運休日 12月29日から1月3日まで

保守点検日 毎月第1木曜日、午前10時~12時運休
(4月のみ第三木曜日)

7月第一木曜日は、年次点検のため終日運行停止

(ウ) 西ヶ原みんなの公園管理事務所多目的室

地域との連携の一環として、多目的室を登録団体へ貸出ししています。

エ 便益施設 (トイレ)

公衆トイレの快適性、清潔さの向上は、公園行政の喫緊の課題となっています。以下の別紙のとおり、運用上、夜間施錠している車いす使用者用便房 (バリアフリースイートイレ、だれでもトイレ) があります。引き続き施錠、解錠してください。なお、令和5年度は、トイレ清掃業者に施錠、解錠も委託しています。

・別紙5「北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧 (令和5年度) (王子・滝野川地区)」

オ その他

公園・児童遊園内に「シェアサイクルポート」の設置を検討しています。この他にも指定管理開始後に新たな施設、設備の設置・増築、撤去される場合があります。詳細は、別途協議することとします。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は下記のとおりです。詳細については、「北区立公園・児童遊園（王子・滝野川地区）指定管理者業務仕様書」を確認してください。

（1）公園の管理に関する業務

- ア 公園施設の施錠・解錠、巡回及び点検に関すること。
- イ 公園施設の維持及び修繕に関すること。
- ウ 公園施設の清掃に関すること。
- エ 公園の樹木・植栽の管理、病虫害防除に関すること。
- オ 有料公園施設の予約、料金徴収に関すること。
- カ 親水施設の運転等、特別な管理が必要なものに関すること。
- キ 園内の他施設との連携
- ク 一時占用者への対応、公園施設設置許可物に関すること（一時占用者に対する車止めの開閉、破損した掲示板についての区へ通報等）

（2）公園利用者への対応に関する業務

- ア 公園施設の案内に関すること。
- イ 利用者や近隣住民からの意見・要望等の聴取に関すること。
- ウ 利用者や近隣住民からの苦情の処理及び記録に関すること。
- エ 公園施設の適正利用に関する注意及び指導に関すること。

（3）公園の利用実態の把握に関する業務

- ア 利用者の満足度に関する調査・集計・分析に関すること。
- イ 利用者数の調査・集計に関すること。

（4）公園の利用促進に関する業務

- ア ボランティア団体や地域住民の参画支援・協働に関すること。
- イ 情報発信、広報宣伝に関すること。

（5）飛鳥山公園に関する業務

花見対応、飛鳥山公園の3つの博物館、おみやげ館、P a r k - P F I 事業（shibusawa hat れすとらん館、展望ひろば等）との連携

（6）提案事業

今回の公募において、提案事業は、一つ以上ご提案ください。公園が持つポテンシャルの発揮に繋がる、イベント開催をはじめとする様々なソフト

事業の充実した展開を図ることで、区民サービスの向上と賑わいの創出が実現していくと考えております。なお、娯乐的、商業的、文化的なもののみならず、トイレの特別清掃、樹木診断、巡回アプリの導入など間接的に公園の魅力向上につながる技術的、衛生的、学術的、デジタル・スマート化に係るものも含まれます。

ア 必須条件

提案する事業は、次の事項をすべて満たしてください。

- (ア) 本業務である3の(1)～(5)の業務に支障を来さないこと。
- (イ) 公園に人々が集い、賑わいを添え、公園の魅力向上に繋がるもの。
- (ウ) 区立公園・児童遊園での事業実施にふさわしいもの。
- (エ) 指定管理期間3年間の内に実施可能なもの。

イ 計画・企画

「北区公園総合整備構想(令和3年3月)」の基本方針、施策の展開に沿った内容としてください。

ウ 実施

事業を実施するに当たっては、区との協議、了承を得た上で行います。

エ 効果測定

公園利用者のニーズや評判を把握し、次の企画に活かすようしてください。区が報告を求める場合もあります。

(7) 自主事業

提案事業とは別に、指定管理者は区の承認を得て、サービスの充実や収益性の向上を目的とした事業を自らが企画・実施することができます。

ア 自主事業の範囲

公園等の設置目的に合致し本業務の実施を妨げない範囲で、自己の責任と費用により、施設の利用促進や公園等の賑わい創出に寄与する事業を行うことができます。

イ 自動販売機の設置について

自動販売機の設置は、指定管理者の自主事業の対象とします。新たに自動販売機を設置する場合は、別途協議するものとします。

また、区として、売上額から経費(公園の土地の使用料等)を控除した利益の50%以上を区に還元していただきます。

そして、所有地やUR都市機構の敷地にある公園・児童遊園には自動販売機は設置できません。

(8) その他必要な業務

- ア 備品の管理
- イ 事故発生時の対応に関する業務
- ウ 災害等発生時の対応に関する業務
- エ 関係機関等との連絡調整
- オ 各種統計等資料作成及び調査の回答
- カ 利用者等の意見報告
- キ エネルギー・資源の使用量報告
- ク 管理に関する届け出等の手続き
- ケ リバーサイドスクエアに関する業務
- コ 廃棄物処理

4 指定管理業務にかかる経費等

指定管理者が施設を運営するための財源は、区からの指定管理料、有料公園施設の利用料金収入、提案事業の収入とします。

(1) 管理運営費用

指定管理者が負担する管理運営費用には、指定管理業務に伴う人件費、施設の修繕費、指定管理者が準備しなければならない備品費、保険料、警備業務・清掃業務等を外部委託した場合の委託費、その他経費が含まれます。

なお、人件費、労務費（第三者委託した業務に従事する職員の給与等）は、北区公契約条例の特定公契約に該当するため、労働報酬下限額等、法令遵守してください。

また、リバーサイドスクエア管理に係る経費は、都補助を活用しているため施設管理費等他科目とは合算せず、必ず単独の科目として設定してください。インボイス制度にも適切に対応してください。

(2) 指定管理料

指定管理料については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として北区の予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、基本協定書、年度協定書を締結して支払います。

また、指定管理料は、事故及び自然災害など特別の場合を除き、原則として年度途中において増額又は減額を行わないものとします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定書等で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

5 指定管理業務に関する留意事項

(1) 個人情報の保護

指定管理者は、業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、「個人情報その他の情報資産取扱特記事項」、「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（マイナンバー関係特記事項）」「東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例」の規定を遵守し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。亡くなった方の個人情報も同様に扱ってください。

(2) 環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めるものとします。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、また、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を行うこと。

イ 農薬等は、緑化維持標準仕様書、緑化技術基準を参考に使用すること。

ウ 廃棄物等については、施設から発生する廃棄物の量を削減するとともに、処理業者による適切な処理のみならず、適切な分別や回収ルートを構築する等可能な限り資源化していく取組を推進すること。

エ その他、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs等、区が推進する関連施策等に協力すること。

(3) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者にみだらに漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。また、指定期間終了後も同様とします。

(4) 施設における事故への対応

ア 指定管理者は、施設において事故等（不測の事態を含む）が発生した場合に備えてあらかじめ緊急連絡網と事故対応マニュアルを作成してください。

イ 事故等発生時には直ちにその旨を区へ報告し、事故等発生に伴う対外的な発表・広報・対応については区と協議しながら行うものとします。

ウ 指定管理者は本業務の実施にあたり、施設賠償責任保険、サイバー保険に加入してください。

エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、区又は第三者に損害を与えた場

合には、指定管理者がその損害を賠償するものとします。

(5) 自然災害等の対応

ア 風水害

台風や突発的な集中豪雨等の風水害が発生し被害が懸念されるとき、指定管理者は区へ公園・児童遊園及び周辺の現況について通報を行うとともに、区の指示に従い必要に応じて、安全確保のための措置をとることとします。

イ 地震等

地震の発生等により公園内の工作物等が破損した場合は、速やかに区への通報を行うとともに、区の指示に従うこととします。

(6) 災害時の施設管理

災害時等において、区が緊急に区民の生命・身体・財産を保護するために、本施設を使用する必要がある時は、区の指示により管理を行うものとします。

(7) 緊急時の対応体制の確保

災害や事故等、緊急の事態が生じた場合には、速やかに警察・消防等の関係機関及び区に通報連絡を行うとともに、事態に適した対応を迅速かつ正確に行うことができるような体制を確保することとします。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理業務に当たっては、次の関連する法令等を遵守することとします。法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

<主な関係法令>

ア 都市公園法、同施行令、同施行規則

イ 東京都北区立公園条例、同施行規則

ウ 東京都北区立児童遊園条例、同施行規則

エ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規

オ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法ほか労働関係法規

カ 都市公園移動等円滑化ガイドライン、東京都福祉のまちづくり条例

キ 個人情報の保護に関する法律、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

ク 東京都北区情報公開条例

ケ 公園及び公園施設に関して区が定める要綱・要領等

- コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- サ 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- シ 河川法、河川法施行令、施行規則
- ス 東京都北区環境基本条例
- セ 東京都北区地域防災計画
- ソ 東京都北区公契約条例
- タ その他関係法規（建築基準法、水道法、消防法、電気事業法、消費税法等）

(9) 区と指定管理者のリスク分担

主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応するものとします。なお、詳細なリスク分担については協定締結時に定めるものとします。

リスクの種類	内 容	北 区	指定管理者
法令等変更	一般的な法令等変更		協議事項
	指定管理に関する業務に直接影響を及ぼす法令等変更	○	
税制変更	消費税率等の変更	○	
	法人税率等、民間企業(団体)の利益に課税されるものの変更		○
物価変動	物価変動による費用の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの		協議事項
需要変動	需要変動による費用の増加		○
	ただし急激な変動によるもの		協議事項
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
運営費の膨張	区以外の要因による運営費の膨張		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		協議事項
	指定管理者の責による施設管理上の瑕疵に起因する火災等事故		○
損害賠償	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵による事故		協議事項
	指定管理者の責による施設管理または運営上の瑕疵による事故		○
災害時	本施設が防災拠点として利用されている間の業務停止による運営リスク		協議事項
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、寒冷、熱波、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他）で区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象による施設・設備の修復等による経費増加及び事業不履		協議事項

	行		
環境問題	有害物質の排出、漏洩、騒音等に関するもの		協議事項
利用者、第三者に対する賠償	区に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの		協議事項
住民対応	地域との協調、住民とのトラブル		協議事項
	指定管理業務の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	

(10) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期から円滑に事業が実施できるよう、事前準備を行うこととします。指定期間終了に伴う業務引継ぎについては、指定期間終了前に文書及び実務担当者による現場説明を十分行ってください。

(11) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰す事由により業務の継続が困難となった場合において、利用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、新たな指定管理者を指定するまでの間、指定管理者は、区の監督の下で、業務を継続する義務があります。これが困難な場合は、区が別の事業者を指名して事業を実施します。

(12) 備品等の取扱い

指定管理者は、区の所有する備品等を指定管理のための業務に使用するものとします。指定管理期間の開始時と終了時には、区が提供する備品・什器について、その有無や状態を相互で確認するものとします。また、指定管理者は区の備品等について「備品リスト」を作成し、適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つよう努めてください。

(13) モニタリング及び評価

区では、指定管理者によるセルフモニタリングを義務付けています。業務遂行にあたり、仕様書に定められた業務を確実に履行していることを指定管理者自らが確認してください。同時に、区がモニタリング及び評価を実施します。

モニタリングの結果は、区議会へ報告し、一般に公表します。

(14) 立入り検査及び監査

区は、指定管理者に対して業務及び経理の状況について、実地に立入り検査を行うことができることとします。

また、北区監査委員は指定管理者が行う経理について監査することができることとします。なお、監査等に要する資料は、区の指示に従って作成してください。

(15) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、区の承認を得た上で、業務の一部（清掃業務、警備業務等）を第三者に委託することができます。その場合、北区内に本社を有する区内業者、北区内に支店、営業所等を有する準区内業者（以下、「区内業者等」という。）の育成及び区内経済活性化を図るため、区内業者等を活用してください。

6 その他

(1) 会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の法人その他団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けてください。

(2) 管理口座

経費及び収入は、自身の法人その他団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(3) その他

本要項に記されていない事項等疑義が生じた場合、区と指定管理者とで協議の上、基本協定書、年度協定書により定めます。

第3 指定管理者の応募・選定

1 指定管理者選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和6年1月～令和6年2月29日	公募要項の配布。ホームページ公開
令和6年1月～令和6年1月19日	質問書の受付
令和6年1月31日頃	質問書の回答
令和6年2月15日～2月29日	申請書類の受付、提出締め切り
令和6年4月下旬	公募第一次審査（書類審査）
令和6年5月下旬	公募第二次審査（プレゼンテーション）
令和6年7月頃	指定管理者候補者内定通知交付
令和6年9月～10月	協議、北区議会指定議決
令和6年11月～令和7年3月	協定締結に向けた協議 指定管理者による管理準備
令和7年4月1日	指定管理者による管理開始

*応募者数によって日程を変更する場合があります。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の資格

ア 公園管理業務について経験知識が豊富であり、創意工夫し、効率的かつ効果的な管理・運営が可能な法人その他の団体であること。

イ 東京都23区内において、本社、支店（支社）、営業所等の事業所を継続的に営んでいる法人その他の団体であること。共同事業体の場合、代表団体が、この資格に該当することが必要です。

ウ 個人での応募はできません。

(2) 応募者の制限

次に該当する法人等は、応募者となることができません。共同事業体の場合、代表団体、構成団体のすべてが次の項目について該当しないことが必須となります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている法人。

- ウ 応募書類提出時点において、東京都北区の競争入札等の指名の停止の措置、又は入札参加除外の措置を受けている者。
- エ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- オ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等（なお、理由に関係なく応募後に判明した場合、その時点で参加資格を失う。）
- カ 指定管理者になろうとする法人その他団体及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体又は構成員又は関係者の場合。
- キ 法人その他の団体の代表者が、法律行為を行う能力を有しない場合。

※注意事項※

応募者が、協定締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

(3) 共同事業体（コンソーシアム）で申し込む場合の留意事項

- ア 共同事業体の名称、代表団体が定められ、構成表、各団体の役割と責任が明確に記載された共同事業体協定書兼委任状を提出してください。
- イ 単独で応募した団体が他の共同事業体応募の構成員になること及び共同事業体応募の構成員が他の共同事業体応募の構成員になることはできません。
- ウ 区との協定に関する責任は構成員の全てが負うこととします。
- エ 代表団体は施設管理に係る主要な業務を担うものであることとします。
- オ 指定期間において代表団体が破産又は解散した場合は、協定書に基づき指定を取り消すものとします。
- カ 共同事業体の名称は、公の施設にふさわしく、区民にとって親しみやすく覚えやすいものとしてください。
なお、王子・滝野川地区、赤羽地区とで重複、類似した場合は、協議を求める場合があります。

3 応募手続き

(1) 公募要項の配布

公募要項を令和6年1月～令和6年2月29日に配布します。

- ア 配布場所：東京都北区土木部道路公園課公園係
(北区役所第一庁舎3階16番窓口)

イ 配布時間：午前8時30分～午後5時（年末年始、土日祝日を除く）

※北区公式ホームページからダウンロードも可能です。

ウ 令和4年度公園管理費(歳入)(参考)、同(歳出)(参考)

本公募への応募の意思があり、令和4年度公園管理費(歳入)(参考)、同(歳出)(参考)の詳細版の配付を希望される法人その他団体は、公募要項の配付期間に限り、上述の配付場所・時間にて提供します。

事前に問い合わせ先まで電話連絡の上、社員証等の身分証明書を持参し来所してください。なお、個人や本公募への申請目的以外での配付はできません。

(2) 公募要項に関する質問書の受付と回答

ア 質問書の受付

「指定管理者指定申請に係る質問書」に必要事項を記入し、電子メールで道路公園課公園係まで提出してください。メール送信後は、確認の電話をお願いします。なお、電話での質問は受け付けません。

・受付期間：令和6年1月～令和6年1月19日

午後5時必着(年末年始、土日祝日は電話に出れません。)

・提出先：道路公園課公園係 (kouenkasen@city.kita.lg.jp)

イ 質問回答

令和6年1月31日を目途に、すべての質疑に対する回答書を電子メールで送信します。回答書には質問をした法人その他団体名は記載しません。

この回答書は、本要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの)によっては、回答しない場合があります。

(3) 申請書類の受付

申請を希望する法人その他団体は、次により申請してください。区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

・提出期間：令和6年2月15日～令和6年2月29日まで

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

・提出先：北区土木部道路公園課公園係

(北区役所第一庁舎3階16番窓口)

※提出に際しては、事前に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※申請書類提出後の計画内容の変更は、提出期限まで受け付けます。その場合、申請者が来所し申請書類を受け取り、差替の上提出期限までに再提

出してください。

(4) 申請書類に関する留意事項

提出書類は、関係書類（正本1部、副本①1部、副本②7部）を提出してください。なお、書類は持参してください。（郵送不可）

※注意事項※

- ア 書類はすべてA4サイズで統一してください。
- イ 副本①は、会社名・法人名、共同事業体名等を記載してください。
- ウ 副本②は、会社名・法人名、共同事業体名等、申請者がわかるもしくは類推できる記載は、すべて秘匿して提出してください。すでに印字されている場合は、黒塗りして会社名・法人名、共同事業体名等をすべて消してください。
- エ 提出いただいた書類は返却しません。
- オ 法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出してください。
- カ 関係書類作成に要した諸経費については、応募者の負担になります。
- キ 提出された提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区が採用する提案の公表等に必要な場合は、無償で使用できるものとします。また、協定締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがあります。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開します。
- ク 様式5「北区立公園・児童遊園の管理運営についての方針及び具体策」のうち、「本事業に参画するにあたっての抱負」は、生成AI等を用いず、法人その他団体の自らの考えを記述してください。
- ケ 申請書類の正本、副本②の電子ファイルをCD-RもしくはDVD-R1枚に格納し1部提出してください。正本、副本②ごとにフォルダ分けし、ファイル形式はPDF、Word、Excel等汎用的なものとしてください。また、申請書類以外のファイルは格納しないでください。

(5) 申請の辞退について

申請書類を提出した後に、辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を書面にて提出してください。

4 選定方法

指定管理者候補者の選定は、第一次及び第二次の二段階審査で実施します。審査及び選定は、まちづくり施設等指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、区が決定します。

なお、選定委員会での採点内容及び他団体からの申請書類の内容は、公表しません。

(1) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、応募書類の内容による選考を行います。その際、事業者（共同事業者の場合は代表団体）の登記簿上の本店所在地が、過去5年間に渡り区内にある場合には獲得した点数の5%を加算します。第一次審査通過団体は3団体程度の予定となっています。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査通過者には、プレゼンテーション方式による第二次審査を行います。その際、事業者（共同事業者の場合は代表団体）の登記簿上の本店所在地が、過去5年間に渡り区内にある場合には獲得した点数の5%を加算します。詳細は、改めて連絡することとします。

(3) 候補者の選定

選定委員会の結果を受け、区は第一交渉権者及び第二交渉権者を選定します。

5 選定基準

指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行います。

(1) 事業計画に関すること

事業計画の内容が、公園・児童遊園の効用を最大限に発揮し、利用者へのサービスの向上を図るものであること。

ア 利用者に対する理念・基本方針

(ア) 利用者が満足できるようなサービス提供に対する考え方は適切か。

(イ) 利用者からの苦情やトラブルに対する対策は適切か。

(ウ) サービス評価及び情報公開に対する方策が適切か。

(エ) 個人情報に対する方策が適切か。

イ 安全管理についての基本方針

(ア) 利用者の事故・傷病発生時の対応策、連絡体制及び他機関との連携体制は十分か。

(イ) 防犯・防災対策等が具体的に提案されているか。

- (ウ) 公園の維持管理について十分な安全対策がなされているか。
- (エ) 安全管理マニュアルの整備や、それに基づく研修等の実施については十分か。
- (オ) 北区地域防災計画に基づいて行う災害応急対策に協力しているか。
- ウ 組織体制についての基本方針
 - (ア) 効率的で適切な職員配置がなされているか。
 - (イ) 職員に無理な負担をかけない勤務体制、堅実な給与体系が維持されているか。
 - (ウ) 施設管理マニュアル、窓口対応マニュアル等の人員配置に付帯した適切な方策はあるか。
 - (エ) 人材育成のために具体的な研修プログラムが計画されているか。
 - (オ) 確かな技術力があり、代表団体に統率力があるか。
- エ 法令遵守及び情報管理体制
 - (ア) 地方自治法・労働基準法を守っているか。
 - (イ) 個人情報の保護に努めているか。
 - (ウ) 過去3年間に官公庁より指摘又は指導を受けたことはあるか。
 - (エ) コンプライアンスに対する強い意志が感じられるか。

(2) 経営能力に関すること

事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

- ア 施設管理及び事業運営に関する計画
 - (ア) 今後3年間の資金収支計画及び資金収支計画の科目ごとの算出根拠が適切か。
 - (イ) 公園施設等の維持管理に関する方策は適切か。
 - (ウ) 利用者へのサービス向上を図る方策が具体的に示されているか。
- イ 経営状況
 - (ア) 財政状況は健全であるか。
 - (イ) 自己資金は確実に保有されているか。
 - (ウ) 委託金、借入金、自己資金等による資金調達が適切か。
 - (エ) 過去3年間の経営実績が安定しているか。
- ウ 公共施設の運営実績
 - (ア) 指定管理者としての実績はあるか。
 - (イ) 自治体及び官公庁において委託業者としての実績はあるか。
 - (ウ) 本公募現在、指定管理者の候補者として申請中の他の事例はあるか。

エ 熱意・意欲

(ア) 区の施設に貢献しようとする意欲を有しているか。

(イ) 区の施設運営にふさわしい理念をもっているか。

(ウ) 本事業に参画する強い意志があるか。

オ 提案事業の計画、内容

(ア) 北区公園総合整備構想(令和3年3月)の理念や方針に基づいているか。

(イ) 利用者のニーズを捉えた具体的な提案がなされているか。

(ウ) 技術的なものも含め、公園の魅力向上に繋がる提案となっているか。

(エ) 区内事業者等との連携について提案されているか。

(オ) 適切な料金設定がなされているか。

(カ) 指定管理期間3年間で実現の見込みがあり、実効性のある提案となっているか。

(キ) 提案事業を効果的に実施するための広告・宣伝などの方策が提案されているか。

カ 自主事業の計画、内容

(ア) 自主事業の理念や考え方は明確に表れているか。

(イ) 利用者のニーズを捉えた具体的な提案がなされているか。

(ウ) 適切な料金設定がなされているか。

(エ) 事業の独自性が図られた提案となっているか。

(オ) 自主事業を効果的に実施するための広告・宣伝等の方策が提案されているか。

(カ) 区内事業者等との連携について提案されているか。

6 指定管理者の指定・協定

(1) 指定

北区議会に、指定管理者の指定に関する議案を上程します。議決後、指定管理者に指定します。

(2) 協定

指定議決後に協定を締結します。協定で最低限定める事項は以下のとおりとします。なお、応募時に提案された内容は、原則としてそのまま実施することとしますが、選定委員会で意見が付された事項や区の施策、財政状況等による変更については、協定締結の際に改めて協議するものとします。

- ア 業務範囲に関する事項
- イ 指定期間に関する事項
- ウ 業務の仕様に関する事項
- エ 事業計画書に記載された事項
- オ 提案事業に関する事項
- カ 自主事業に関する事項
- キ 行政財産目的外使用許可に関する事項
- ク 備品購入・リースに関する事項
- ケ 施設の維持修繕に関する事項
- コ 利用料金収入に関する事項
- サ 管理業務を行うにあたって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- シ 事業報告書及び事業評価に関する事項
- ス 区が支払うべき経費、支払時期に関する事項
- セ 不服申立て及び損害賠償の取扱いに関する事項
- ソ リスク負担に関する事項
- タ 引継ぎに関する事項
- チ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ツ その他区が必要と認める事項

第4 問い合わせ先

北区土木部道路公園課公園係 担当：松村、下条、米山

電話 03 (3908) 9275 時間 平日 8:30~17:15

FAX 03 (3908) 1291

電子メール<<kouenkasen@city.kita.lg.jp>>

北区立公園・児童遊園
(王子・滝野川地区)
指定管理者業務仕様書

令和5年12月

東京都北区

目 次

1	管理運營業務方針	
	(1) 管理運営方針	1
	(2) 維持管理方針	1
	(3) 公園施設の概要	1
	(4) 有料公園施設の利用料金	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	
	(1) 公園等の管理に関する業務	1
	(2) 公園利用者への対応に関する業務	6
	(3) 公園の利用実態の把握に関する業務	7
	(4) 公園の利用促進に関する業務	7
	(5) 飛鳥山公園に関する業務	8
	(6) 提案事業	9
	(7) 自主事業	10
	(8) その他必要な業務	11
3	その他	
	(1) 区内中小企業の活用及び区民雇用	12
	(2) 指定管理者名等の表示	12
	(3) モニタリング及び評価	12
	(4) 業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備	15
	(5) 業務の継続が困難になった場合等の措置	15
4	要求水準	
	(1) 運営人員体制	16
	(2) 職員能力	17
5	運営経費に関する事項	18

1 管理運營業務方針

(1) 管理運営方針

- ア 公園・児童遊園の特性を十分理解し、指定管理者のノウハウを発揮しながら、その特性を踏まえた管理運営を行うことで、適切な管理水準を確保すること。
- イ 区民との協働を積極的に推進し、公園・児童遊園の運営や維持管理、環境教育や環境保全等に寄与する活動を、長期的な視点で計画的に推進すること。
- ウ 利用者の多様なニーズに応えるため、利用者の要望等を聴取し管理運営に反映させること。
- エ 区民との対話を重視し、公園・児童遊園が地域に親しまれる存在となるように努めること。
- オ 積極的に提案事業、自主事業を実施し、公園・児童遊園に人々が集い、賑わいのある空間づくりに努めること。

(2) 維持管理方針

- ア 植栽地（植込地、草地、芝生、樹木、花壇等）は、各植物の特性を配慮し、四季折々の美観が保たれるように管理すること。
- イ 公園・児童遊園内の施設や設備の配置・機能を十分に把握した上で、各施設の機能を保持するとともに、公園・児童遊園の利用者の安全かつ快適な利用が図られるよう必要に応じて保守点検を実施しながら、適正に維持管理を行うこと。

(3) 公園施設の概要

別紙2「北区立公園・児童遊園一覧（王子・滝野川地区）」のとおり、公園55ヶ所、児童遊園62ヶ所、合計117ヶ所となります。

(4) 有料公園施設の利用料金

有料公園施設の利用料金は、区が東京都北区立公園条例で定める次の表の金額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定めるものとします。各施設の利用料金等は、公募要項の4ページに記載していません。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 公園等の管理に関する業務

公園・児童遊園（王子・滝野川地区）の統括管理を行う事務所は、飛鳥山公園管理事務所を想定しています。施設の管理運営に支障がないよう、必要な知識、技能及び経験等を有する職員を配置し、統括管理を行う飛鳥山公園管理事務所には必ず職員が常駐する体制をとってください。

ア 公園施設の施錠・解錠、巡回及び点検

指定管理者は、別紙3「夜間閉鎖している公園・児童遊園一覧（王子・滝野川地区）」、別紙5「北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧（令和5年度）（王子・滝野川地区）」に示す施設の施錠、解錠について、遅滞なく行ってください。重要な施設、安全に留意すべき箇所には警備システムを導入するなど責任をもって管理してください。

巡回による点検は、利用者の安全を第一に、必要と考えられる時間に行ってください。

イ 公園施設の維持修繕等

(ア)公園施設の維持

公園施設は、整備された目的と経緯を正確に把握して、適切に維持・管理していく必要があります。全ての施設の機能を保持し利用者の安全かつ快適な利用を図るとともに、公園の魅力向上のための改善や運営に関する取り組みを行ってください。

各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、必要に応じ保守点検を行い、長寿命化の対策を立て実施してください。

施設管理全体においては、P D C Aサイクルに基づき改善に取り組んでください。維持管理にあたっては、区と指定管理者が情報を共有し、日常的に連携を図って遂行してください。

遊具点検は、日常点検のほか「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2014」（一般社団法人日本公園施設業協会）に基づき、専門業者による定期点検を年1回以上行い、点検結果を電子データで保管し、区へ報告してください。

「区有施設等安全点検及び点検報告（日常点検・総点検・エレベーター一点検確認）」、「北区有施設の安全管理に関する要綱」、「北区有施設安全管理業務実施要領」に基づき、日常安全点検等を実施してください。

(イ)公園施設の修繕

公園施設の修繕に必要な経費は、これまでの実績を参考にして、修繕予定額を積み上げてください。1件130万円(税込)以下の軽易な修繕及び整備費用(併設施設部分を含む。)については、指定管理料に含めて実施していただき、年度終了時に清算します。1件130万円(税込)を超える修繕は、区が実施するので、指定管理料に含めず、別途協議してください。

また、指定管理者は利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めることとし、施設等の不具合を発見した際には、速やかに区に報告するとともに、対応について迅速に協議してください。

ウ 公園の清掃

公園内全体の清掃(ごみの収集)を行ってください。なお、管理区域外であっても落ち葉等、公園に由来するごみについては清掃を行ってください。園路広場や植栽地についても、常に良好な景観を維持できるよう清掃を行ってください。

トイレなど公園施設や清潔な状態の維持について最重要課題になっています。巡視体制を整え、常に快適な利用ができるように、清掃、トイレトペーパー等の補充を行ってください。令和5年度のトイレ清掃の仕様と回数は、別紙5「北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)」を参考にしてください。特に利用者の多いトイレは、汚れやすいため清掃回数を増やすなど強化してください。また、尿石除去、蛇口等の金属磨き、天窓、床、壁清掃、クモ等の巣除去、チラシなどの貼紙も除去してください。

なお、地域との連携として、既存の美化ボランティアは引き続き区と契約し、清掃活動等を行っていただきます。

また、シルバー人材センター、福祉施設、美化推進団体(町会、自治会)が清掃を行っている場合は、実績を尊重して継続してください。令和5年度の各実績は、次のとおりです。

- ・別紙6「北区立公園・児童遊園 競技団体登録一覧表(王子・滝野川地区)」
- ・別紙7「東京都北区立公園・児童遊園 美化ボランティア一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)」
- ・別紙9「令和5年度 北区シルバー人材センター公園・児童遊園清

掃実績(王子・滝野川地区)(50音順)」

- ・別紙10「令和5年度 福祉施設公園・児童遊園清掃実績(共通)」
- ・別紙11「北区立公園・児童遊園 美化推進団体一覧(共通)」

エ 公園の樹木・植栽、病虫害防除の管理

(ア) 樹木・植栽

植栽地、草地、芝生、花壇、樹木管理については、別紙13「緑化維持標準仕様書(平成22年12月)」、別紙14「緑化技術基準(平成22年6月)」を参考に、各植物の特性に配慮した上で、長期的な視点で適正に持続・育成するよう必要な管理を行ってください。

また、樹木診断(初期診断)は、高木(樹高3m以上)を対象として必要に応じ実施してください。また、初期診断で「危険木」と判定された樹木は伐採や剪定等の緊急措置を施し、「異常あり」もしくは「異常の疑いあり」と判定された樹木は、速やかに樹木匠による外観診断・精密診断を実施して適切な処置を講じてください。診断結果及び処置記録は、電子データで保管し、区から依頼があった場合は提出してください。

(イ) 病虫害等防除

a 毛虫、外来種

病虫害の発生による枯死を防ぐため、防除対策を適宜実施するとともに、ナラ枯れなど被害の拡散が予想される事象が起きた場合は、区と協議の上、初期のうちに適切な防除方法を開始し、対策を講じてください。

また、安心、安全、快適に公園を利用できるよう、病虫害(チャドクガ、イラガ、モンクロシャチホコなど)が発生した場合は、速やかに薬剤散布を実施してください。なお、あらかじめ発生が予見できる場合、予防対策として散布してください。

なお、東京都等に報告義務のある特定外来生物(クビアカツヤカミキリやヒアリなど)を発見した場合は、定められた対策を講じた上で、区に報告・協議をしてください。

b カラスの巣

例年、カラスの営巣が一定数確認されています。指定管理者は、指定管理の始期までに鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可」を取得するか、もしくは許可を取得しておりカラスの巣を撤去できる専門業者と契約してください。

c ハチの巣

スズメバチ類等、ヒトに危害を与える種類は、巣の除去等的確かつ迅速に対応してください。

d 生き物へのえさやり

ハト等生き物へのえさやりは、善意とはいえ過剰繁殖に繋がり、フン害や鳴き声により人に被害を与えたり、生態系にも悪影響を与えます。そうなると、有害鳥獣等として扱わざるを得ないこともあります。注意看板を掲出するなど「北区の公園／児童遊園利用のルール」に従い、適切に対応してください。

オ 有料公園施設の予約、料金徴収（飛鳥山公園内にあるもの除く）

(ア) 中央公園駐車場の管理

駐車場出入口にゲート式自動料金精算システムを設置しており、サポートセンターを通じ、24時間・年中無休の運営管理を行っています。

監視・警備装置を出入り口に設置し、利用者への応答、防犯・設備信号監視、ゲートの遠隔操作による出庫（カメラ監視）ができるようにしてください。

(イ) 名主の茶屋、緑陰亭・洗心亭（集会室）の管理

a 予約受付、貸出

飛鳥山公園管理事務所での受付を想定しています。各施設の利用時間等は公募要項3～5ページに示すとおりです。

予約受付の場所は、窓口のみです。（電話やメールでの申込受理はしていません。）申込は、区内在住者は利用日の3ヶ月前の同日から、区外在住者は利用日の2ヶ月前の同日から受け付けます。

なお、名主の茶屋は、年末年始は休館日です。

また、緑陰亭、洗心亭（集会室）は、年末年始のほか、名主の滝老人いこいの家が休館日である月曜日と、週2回高齢福祉課への貸し出ししている曜日については、予約の受付をしないでください。高齢福祉課への貸し出しの曜日は、毎年度取り決めていきますので、別途協議することとします。この他施設点検日も休館する場合があります。

受付時に受付者情報を記録してください。記録する項目は、「受付日、申請者（団体名）、氏名、住所、電話番号、利用施設名、使用日時、使用目的、使用予定人員」です。予約が重複することがないように管理し、貸し出ししてください。

b 利用料金の徴収

現金払を想定しています。現金による徴収の場合は、現金の紛失等がないようその取り扱いには十分注意し、管理してください。

c 日常管理、報告

園地管理とともに施錠・解錠、清掃等日常管理を適切に行ってください。また、利用状況等について月ごとに報告してください。

d その他

名主の滝公園は、令和6年度以降、再生整備工事に着手する予定です。そのため、名主の茶屋の工事期間における管理運営については別途協議とします。

緑陰亭・洗心亭（集会室）は、現在、改修工事等予定していません。そのため、名主の滝公園の再生整備にかかわらず管理運営を実施してください。

カ 親水施設の運転等、特別な管理が必要なもの

(ア) 親水施設の運転

親水施設のある公園・児童遊園とその運転時間や清掃回数は、4 要求水準と別紙8「水遊びができる公園・児童遊園、観賞用の流れのある公園（令和5年／2023年）」で示すとおりとします。

清掃や水質管理について、水質汚濁がひどい場合は水の入替や、追加で清掃を実施するなど、衛生面には気を配ってください。

(イ) リバーサイドスクエアに関する業務

区指定の荷役施設による水流発生装置の引き上げ・吊おろし作業及び区指定場所の水位監視を行ってください。荷役施設操作前には点検を行い、結果を記録・保管するとともに、記録した内容は毎月、区へ報告してください。詳細は、別紙15「リバーサイドスクエア管理仕様書」に示しておりますので、それに基づき業務を実施してください。

キ 園内の他施設との連携

中央公園等、公園・児童遊園内にスポーツ施設、文化施設が併設されている場合、防災設備が占用されている場合は、協調、連携を図りながら業務を進めてください。

(2) 公園利用者への対応に関する業務

ア 公園施設の案内

公園内の利用案内（利用ルールやマナー等の説明を含む。）、公園施設の

適切な利用方法を分かりやすく案内してください。利用者・来場者に明るく、適切かつ確実、丁寧に対応するとともに、見守りや声掛け、利用弱者への対応など様々な支援を行ってください。

イ 利用者や近隣住民からの意見・要望等の聴取

利用者の多様なニーズに応えるため、利用者の要望等を聴取し管理に反映させてください。区が過去に受けている陳情等に関して、区の担当者との十分な引継ぎをしてください。

利用者等からの問合せ、苦情、要望等に対応するため、電話やファックス、メール等の通信手段を確保してください。区との協議の上、指定管理者が決定するものとします。

ウ 利用者や近隣住民からの苦情の処理及び記録

所定の様式で記録し、区と情報共有してください。できるだけ早期に判断し、体制を整えて対応してください。

エ 公園施設の適正利用に関する注意及び指導

安心、安全に施設利用ができるように、「北区の公園／児童遊園利用のルール」に従い、利用者が分かりやすい看板を設置するなど、工夫してください。また、現地での注意や指導も行ってください。

(3) 公園の利用実態の把握に関する業務

ア 利用者の満足度に関する調査・集計

アンケート等による地域及び利用者の意見の収集を行って、維持管理の改善に努めてください。DXの手法を用いたアンケートを実施するなど、小規模な巡回管理している公園・児童遊園についても意見の収集に努めてください。

イ 利用者数の調査・集計

公園利用についての実態を把握するため、定期的に調査を行ってください。詳細について、区と相談して実施してください。

(4) 公園の利用促進に関する業務

ア ボランティア団体や地域住民の参画支援・協働

地域やボランティアとの連携・活用を視野に入れ、区の目標や方針を的確に理解した上で、柔軟な発想をもって事業を実施してください。区民と

の協働を積極的に推進し、公園等の維持管理や環境保全等に寄与する活動を推進してください。

イ 情報発信、広報宣伝

公園施設及び事業に関する広報を行うこととします。広報媒体として、ホームページ、施設案内リーフレット、各種情報を掲載したチラシ等を作成・配布することや、区の広報や民間情報誌等への記事の掲載を必要に応じて行うこととします。常に最新の情報を提供できるよう努めてください。また、区から要請があった場合は、区からの配布物の掲出を行うこととします。

ホームページを開設する場合は、区が定める「ホームページガイドライン」「サイトポリシー」等各種情報セキュリティポリシーに準拠するようにしてください。

(5) 飛鳥山公園に関する業務

(ア) 花見対応

花見の時期には、安全で快適な公園利用ができるように、従来の対応を基本として、運営体制を整え、利用者サービスを実施してください。花見利用が多い時期は非常に混雑するため、灯り、ゴミ捨て場所、看板を設置して、巡回警備を行ってください。

また、仮設トイレ（簡易水洗式）を増設し、近隣での排泄行為が起きないようにしてください。トイレの設置数及び和式、洋式、男性用の別は、区と協議することとします。トイレは常に利用できるようにし、清潔が維持できるよう努めてください。

そして、ぼんぼりを設置、夜間点灯させ、危険がないよう足元を照らすとともに、花見の雰囲気盛り上げるように努めてください。詳細は、別途区と協議することとします。

(イ) 飛鳥山公園駐車場の管理運営

駐車場出入口にゲート式自動料金精算システムを設置しており、サポートセンターを通じ、24時間・年中無休の運営管理を行っています。

監視・警備装置を出入り口に設置し、利用者への応答、防犯・設備信号監視、ゲートの遠隔操作による出庫（カメラ監視）ができるようにしてください。

(ウ) あすかパークレールの管理運営

利用者の案内誘導、運行状況の監視、車両及び周辺施設を清掃してください。月次及び年次の設備点検を行い、報告書を提出してください。

(エ) 飛鳥山公園の3つの博物館・Park-PFI事業（「shibusawa hatれすとらん館」、展望ひろば等）との連携

飛鳥山公園では、Park-PFI事業、3つの博物館や産業界や地域なども参加した飛鳥山公園マネジメント協議会を設置し、協議及び情報交換を行っています。

指定管理者は、引き続き飛鳥山公園マネジメント協議会に参加し、関係者との連携強化を図り、公園管理の品質向上に努めてください。

なお、Park-PFI事業により設置された shibusawa hatれすとらん館、展望ひろば、児童エリアにある公衆トイレは、Park-PFI事業者の管理対象範囲となっています。

(6) 提案事業

ア 目的、必須条件、経費、手続き

公募要項8～9ページを参照してください。

イ 提案事業の例

提案事業を計画・企画する際の参考としてください。必ずしも例にとられる必要はありません。

【提案事業の一例】

a 多様な主体の創意工夫による公園の活用

例：公園サポーターの導入（園内の見回り、公園利用の意見交換）、プレイパークスペースの整備、地域との協働による事業など

b トイレの快適性の向上

例：地域との協働によるトイレ外壁の修景、トイレ清掃の充実など

c 地域資源を活かした個性ある公園づくり

例・公園の特徴を活かした各種イベント（食、スポーツ、健康、自然、写真）、盆踊り、祭り、マルシェ、ライトアップの実施）

・既存施設の利活用（飛鳥舞台、つり堀、駐車場、親水施設、ビオトープ）

・新たな公園施設の設置（イベントスペースの環境づくり）

・歴史・文化資源の活用（遺跡、貝塚）

【提案事業の一例（つづき）】

d 公園に訪れたいくなる情報発信

例・四季を通じたフォトコンテスト

- ・四季の花の植栽によるフラワースポット設置（インスタグラム等）
- ・鉄道に見える風景などのフォトスポットの設置（ 〃 等）
- ・SNSを活用した情報発信（ 〃 等）
- ・ガイドブック作成など

e 防災・減災機能の強化

例・フリーWiFi の設置

- ・防災訓練、防災ワークショップの実施
（町会、自治会との連携：西ヶ原みんなの公園など）

f その他

例・桜の更新・捕植

- ・デジタルサイネージの設置(有料広告)
- ・公園利用案内看板のバリアフリー化、多言語化
- ・酷暑への対応（日陰スポット、ミストの導入）

(7) 自主事業

ア 自主事業の目的

指定管理者は、公園利用に伴う利用者サービスの向上等を目的として、自主事業を実施することができます。自主事業の企画にあたっては、原則として年度ごとに提出する事業計画書に概要を記載し、区と協議の上実施するものとします。また、地域との連携やボランティアの活用を視野に入れ、区の目標や方針を的確に理解した上で、柔軟な発想をもって事業を提案してください。その他、公募要項9ページの自主事業の記載も参照にしてください。

イ 自主事業に係る経費

自主事業に係る経費は事業者の負担とします。また、事業により収益が見込まれる場合は、その一部を利用者へのサービス向上やさらなる自主事業の展開のために還元するものとします。あらかじめ区と協議を行ってください。

ウ 自主事業の手続き

自主事業については、基本協定書締結後に自主事業業務承認申請書を区に

提出し、承認を得た事業のみ実施することができます。

(8) その他必要な業務

ア 備品の管理

指定管理料で購入した備品は、区に属するものとします。指定管理者が管理に必要として自費で調達した備品は、指定管理者に属するものとします。

イ 事故発生時の対応に関する業務

公園の利用において、夜間・休日を含め事故が起こらないように安全対策を図ってください。区をはじめ、警察署や消防署等の関係機関との連絡を適切にとり、安全対策、緊急時対応の向上に努めてください。

事故等が発生した場合の連絡、支援等の対応について、事前に区と協議して、体制を整えてください。

事故等が発生した場合には、直ちに警察署や消防署等へ連絡を行うとともに、区に連絡してください。事故処理については、関係機関の指示に従うとともに、原因や状況及び処置を区に報告してください。

ウ 災害発生時の対応に関する業務

地震、集中豪雨や台風等により公園利用が危険になることがあります。事故を未然に防ぐため、危険個所を閉鎖する場合の判断は、指定管理者で行うことができるものとしますが、区から指示があった場合にはそれに従ってください。

地震の発生等により、公園内の工作物が破損した場合は、直ちに区へ連絡してください。

エ 関係機関等との連絡調整

区をはじめ、警察署や消防署等の関係機関との連絡を適切にとり、施設運営の向上に努めてください。

オ 各種統計等資料作成及び調査の回答

公園利用に関する各種統計資料等の作成や、区から依頼された調査の回答には協力してください。

カ 利用者等の意見報告

地域及び利用者からの意見についてはとりまとめを行い、月毎に区へ報

告を行うものとし、報告項目や形式については、区と協議の上で決定するものとしします。

キ エネルギー・資源の使用量報告

北区環境マネジメントシステムに基づき、電気・ガス・水等のエネルギー・資源の使用量の数値を所定の様式により区へ報告することとしします。

ク 管理に関する届け出等の手続き

施設管理にあたり、消防署や保健所等への必要な届け出は指定管理者が行うこととしします。また、公園等の敷地の全部、もしくは一部が、国や東京都、法人その他団体からの貸付地である場合、修繕、維持補修等に係る工事を行う際、東京財務事務所等土地所有者との協議や、承認を得る必要がある場合があります。

ケ 廃棄物処理

清掃等で発生した廃棄物は、分別を行った上で公園・児童遊園内に集積し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令等に準じて適切に処理すること。

なお、資源廃棄物は、資源回収へ排出しリサイクルにより資源に再生すること。

3 その他

(1) 区内中小企業の活用及び区民雇用

物品の調達、あらかじめ区が認めた場合の個別業務の再委託等をする場合には、区内業者の育成及び区内経済の活性化を図るため、区内中小企業及び商店街等への優先発注に努めるものとしします。

また、区民雇用の促進のため、北区シルバー人材センター、障害者支援施設や母子福祉団体等を優先的に活用するものとしします。

(2) 指定管理者名等の表示

指定管理業務を行う際は、指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、指定管理者が新たに看板を設置する場合は、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示してください。

(表示例) 北区が設置した公園及び駐車場は、指定管理者である〇〇〇〇〇株式会社管理運営を行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇〇〇株式会社 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

(3) モニタリング及び評価

区では、指定管理者によるセルフモニタリングを義務付けています。業務遂行にあたり、本仕様書に定められた業務を確実に履行していることを指定管理者自らが確認してください。同時に、区がモニタリング及び評価を実施します。

【指定管理者が行うモニタリング】

ア 業務記録の作成

業務の履行状況や事業の実施状況を記録してください。記録は日々更新を行い、求められたときに提出できるよう適切に保管してください。なお、個人情報の取扱いについては、「個人情報その他の情報資産取扱特記事項」の規定によることとします。業務記録の確認は毎月実施する予定です。

業務記録の例として、以下のものが挙げられます。

(ア) 事業、業務の履行状況

- ・ 基本的事項（開場時間、閉場時間、休園日、受付体制、警備体制）
- ・ 施設等の利用状況（利用者数、利用状況等）
- ・ 事業の実施状況（イベントの開催状況、参加者実績等）
- ・ その他（緊急時対応、保険加入、苦情・事故対応、訓練・研修実施状況、個人情報管理等）

(イ) 施設の維持管理状況

- ・ 保守管理業務の実施状況（点検、修理等の記録）
- ・ 清掃業務の実施状況
- ・ 植栽の維持管理状況
- ・ 環境衛生管理業務の実施状況
- ・ 従事者の採用・退職状況

イ モニタリングシートによる確認

区と指定管理者との協議により作成したモニタリングシート等を用いて、定期的に履行状況や達成度合いを確認します。

ウ アンケート等による地域及び利用者の意見の聴取

地域及び利用者等へのアンケート調査を実施する等、提供するサービスの評価を収集・分析し、定期的な自己評価を実施してください。結果について年度ごとに事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させてください。実施時期や項目、報告については区と協議の上定めるものとします。

エ 分析・自己評価・改善

指定管理者は、セルフモニタリングの結果、未履行又は目標未達だった項目については、その原因の分析と自己評価を行い、速やかに改善に取り組んでください。また、分析の結果と改善対応については、記録を作成し、区へ報告してください。

オ 報告書の提出

指定管理者は、モニタリングシート及びセルフモニタリングによる分析結果や改善措置状況の記録を、定期的に区へ提出してください。なお、提出書類や頻度、提出期限については区と協議の上定めるものとします。

(事業報告書に記載すべき事項の例)

- ・業務の実施状況
- ・施設等の利用状況
- ・業務に要した経費等の収支状況
- ・利用者からの意見等の把握結果及び対応状況
- ・業務の実施結果に対する自己評価
- ・個人情報保護の状況
- ・その他必要と認めるもの

カ セルフモニタリングの留意点

- ・記録の整備と保管を徹底してください。情報共有を簡易迅速に行うため、フォーマットを電子化してください。
- ・利用者視点に基づくサービス改善の意識を常に持つようにしてください。
- ・個人情報の管理に十分注意してください。

【区が行うモニタリング及び評価】

ア 業務に関するモニタリングの実施

本仕様書に定める業務が確実に履行されているか確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書等では確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

イ 区による評価の実施

区は、提出された事業報告書を基に、事業計画書に基づく指定管理業務

が適正に実施されているかを評価し、その結果を公表します。

評価の結果、指定管理者の管理や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと判断した場合、区は改善指導を行います。

改善指導をしたにもかかわらず、改善されない又は改善の見込みがない場合には、業務の一部又は全部の停止や指定の取り消し等の措置を講ずることがあります。

(4) 業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備

ア 指定管理者は、指定期間の始期（令和7年4月1日）から円滑に事業が実施できるよう、指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後速やかに事業運営の準備を開始してください。

イ 事業運営の準備に関する期間、日程及びその方法等については、指定管理者と区が協議して定めます。

ウ 指定期間終了に伴う業務引継ぎについては、指定期間終了前に文書及び実務担当者による現場説明を十分行うとともに、資料作成、説明等必要な経費は指定管理者の負担とします。

エ 指定の取り消しにより次期指定管理者等に業務を引継ぐ場合についても、円滑な引継ぎを実施するとともに、費用が発生した場合は全て指定管理者の負担とします。

(5) 業務の継続が困難になった場合等の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、区は指定管理者に改善勧告等を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。指定管理者が定められた期間内に改善することができなかつた場合には、業務の一部又は全部の停止や指定の取り消しを命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

上述アにより業務の一部又は全部の停止や指定が取り消された場合、指定管理者は、区に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力による場合

不可抗力その他区または指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、区と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、区は指定管理者の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができないものとしします。

上記アまたはイの場合において利用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、指定管理者は、区の監督の下で業務を継続する義務があります。これが困難な場合においては、区が別の事業者を指名して事業を実施します。

4 要求水準

審査に当たっては、業務計画書の内容が、次に掲げる要求水準を全て満たすものであるかどうかについて審査を行います。業務計画書の作成に当たっては、要求水準の一つでも満たしていない場合又は要求水準を満たすことが確認できない場合は、選定対象外となることに留意してください。

(1) 運営人員体制等

業務を実施するため、必要な知識、技能及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理に支障がないように配慮してください。また、公の施設としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

項目	内容	水準	備考
総括	<ul style="list-style-type: none"> 公園の指定管理業務の総括を行う。 管理運営責任者や対象公園巡視業務の責任者として常駐する。 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 1 名を指定する。週 5 日駐在する。 副所長 1 名を指定する。所長と交代で 1 名、365 日体制とする。 	飛鳥山公園管理事務所を想定している。
陳情受付	365 日体制（緊急時の連絡体制等）とする。	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間は、全日の 8:30～17:15 とする。 	受付は、飛鳥山公園管理事務所、夜間の緊急時の連絡体制は、携帯電話での対応を想定。
料金徴収	有料公園施設の料金徴収を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 料金徴収は、平日の 8:30～16:30 とする。 	料金の徴収は飛鳥山管理事務所を想定。

親水施設 運転期間 の管理運 営	12の公園・児童遊園にあ る親水施設運転期間の 管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転期間 2名/日、 常駐とします。 ・親水施設清掃（運転 期間 2回/月、運転期 間前後 1回/月） ・受水槽洗浄（3回/ 年） 	水準、親水施設の運転 期間は、別紙8「水遊び ができる公園・児童遊 園、観賞用の流れのあ る公園（令和5年/2023 年）」のとおり
利用ピー ク時の管 理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・花見や利用ピーク日 での駐車場等の整理、利用 案内を行う。 ・閉鎖時間呼びかけ、利 用者の退出管理、利用者 及び見学者等への応接、 問合せ等への対応等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な管理運營業 務が実施できる人数、 人材を配置する。 ・花見時の仮設トイレ、 臨時ごみ置き場等 の設置、維持管理、撤 去 ・花見時のぼんぼり の設置、夜間点灯、維 持管理、撤去 ・トイレ等園内につ いて、快適な利用環境 の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールデンウィーク 等、連休は多数の人出 が予想されるので、増 員等の対応が必要にな る場合がある。 ・来場者へは明るく、適 切かつ丁寧な対応を心 がける。
対象公園 の管理運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等への応接、問 合せ等への対応等。 ・閉鎖時間呼びかけ、利 用者の退出管理 ・園路広場の清掃状況、 施設の点検及び、不法占 拠、不法投棄、不良行為 等に対する注意、指導を 行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な管理運營業 務が実施できる人数、 人材を配置する。 ・快適な利用環境の 整備に努める。 ・苦情等の処理経過 の記録及び結果を区 に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者へは明るく、適 切かつ丁寧な対応を心 がける。

（2）職員能力

ア 共通

公の施設を運営する者としての常識や協調性を有し、指定管理者が行う業務（提案事業、自主事業も含む。）に対して、やる気と熱意のある者を配置すること。

イ 所長

組織統括管理能力と企画立案力があり、公園管理の実績を有する者を配置してください。

ウ 副所長

組織統括管理能力と企画立案力があり、1名は、甲種防火管理者及び防災管理者資格保持者を配置してください。なお、同資格保持者は所長でも構いません。

エ スタッフ

接遇能力、コミュニケーション能力が高く、適切な施設管理業務が可能な能力のある者を配置してください。

オ 職員研修

業務を適切に遂行するために、事件・事故・災害時等の際の対応を定め、職員研修を行ってください。

5 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。内容と金額、支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。アからオまでの予算と収支を提案してください。

なお、公の施設の管理運営であることから、区の会計事務に準じ、管理経費、維持補修料、備品購入費の3つの科目区分をまたいでの流用はできません。天災の影響などやむを得ない事由により流用する必要がある場合、区と協議、承認を得た上で決定するものとします。

また、原則、指定管理料の補てんもできません。真にやむを得ない事由によりその必要がある場合は、基本協定書、年度協定書に基づき手続きを進めますが、区の当該年度予算の範囲内とします。

公募要項10ページの記載もよく読んだ上で、計画を立案してください。

ア 公園管理費

(ア) 人件費

人件費の積算にあたっては、職員（再委託した業務に従事する職員を含

む。)の労働報酬下限額は、東京都北区公契約条例を遵守してください。

令和5年度の告示額は、1,147円(工事又は製造の請負契約並びに業務委託及び指定管理協定に従事する特定労働者等に係る労働報酬下限額)です。金額は毎年度見直されます。また、代表団体、構成団体ともに当該条例に基づく特約に了承していただくとともに、指定管理開始後は、所定の労働条件等報告書を提出していただきます。

(イ)事務費

本業務に用いるパソコン、複写機等の賃借料、電話、携帯電話、FAX等の通信費、研修費、事務消耗品費等、事務費は、必要と考えられる経費を積み上げてください。

(ウ)管理運営費

公園の管理運営に必要な経費については、過去の実績を参考にして経費を積み上げてください。詳細については、基本協定書で定めます。

(エ)保守点検費

自家用電気工作物、エレベーター等、公園施設の保守点検に係る費用を計上してください。

(オ)広告宣伝費

公園・児童遊園紹介のパンフレットの作成費用、ホームページの作成・管理運営等、広告や宣伝に係る費用を計上してください。

(カ)提案事業費

提案事業に必要な経費と利用料金収入(想定)を示してください。必要経費と収益とを相殺して必要な金額を提示することができます。

なお、自主事業に係る経費は計上しないでください。

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金については、実績を参考にして予算額を積み上げてください。定めた金額内で自助努力していただき、清算は行いません。

なお、名義変更はせず、請求先の変更にて対応します。指定管理者へ納付書が届いたら料金を支払ってください。詳細については、基本協定書で定めます。

ウ 修繕費

公園施設（植栽を含む）の修繕に必要な経費は、これまでの実績を参考にして、修繕予定額を積み上げてください。1件130万円（税込）以下の軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めて実施していただき、年度終了時に清算します。1件130万円（税込）を超える修繕は、区が実施するので、指定管理料の提案には含みませんが、対応について迅速に協議してください。

エ 備品購入費

区から無償貸与する既設備品の買い替えや新規購入は、区の承認を得て指定管理者が行います。当該経費は年度ごとに公園管理費とは別に指定管理料として区が支払い、年度終了後に清算します。1件税込5万円以上の物品は、区の備品として登録します。

オ その他経費

本社が労務管理等の業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社が支援するために必要な経費、民間企業等の利益等の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容等を明らかにする資料を添付してください。

（2）銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

（3）損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うにあたって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入してください。また、万が一の情報漏えい時に備え、「サイバー保険」にも加入してください。

指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額となります。（1）ア(i)事務費に含めてください。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定

し、基本協定書、年度協定書により定めることとします。

北区立公園・児童遊園
指定管理者公募要項・業務仕様書
別紙

令和5年12月
東京都北区

北区立公園・児童遊園 指定管理者公募要項・業務仕様書

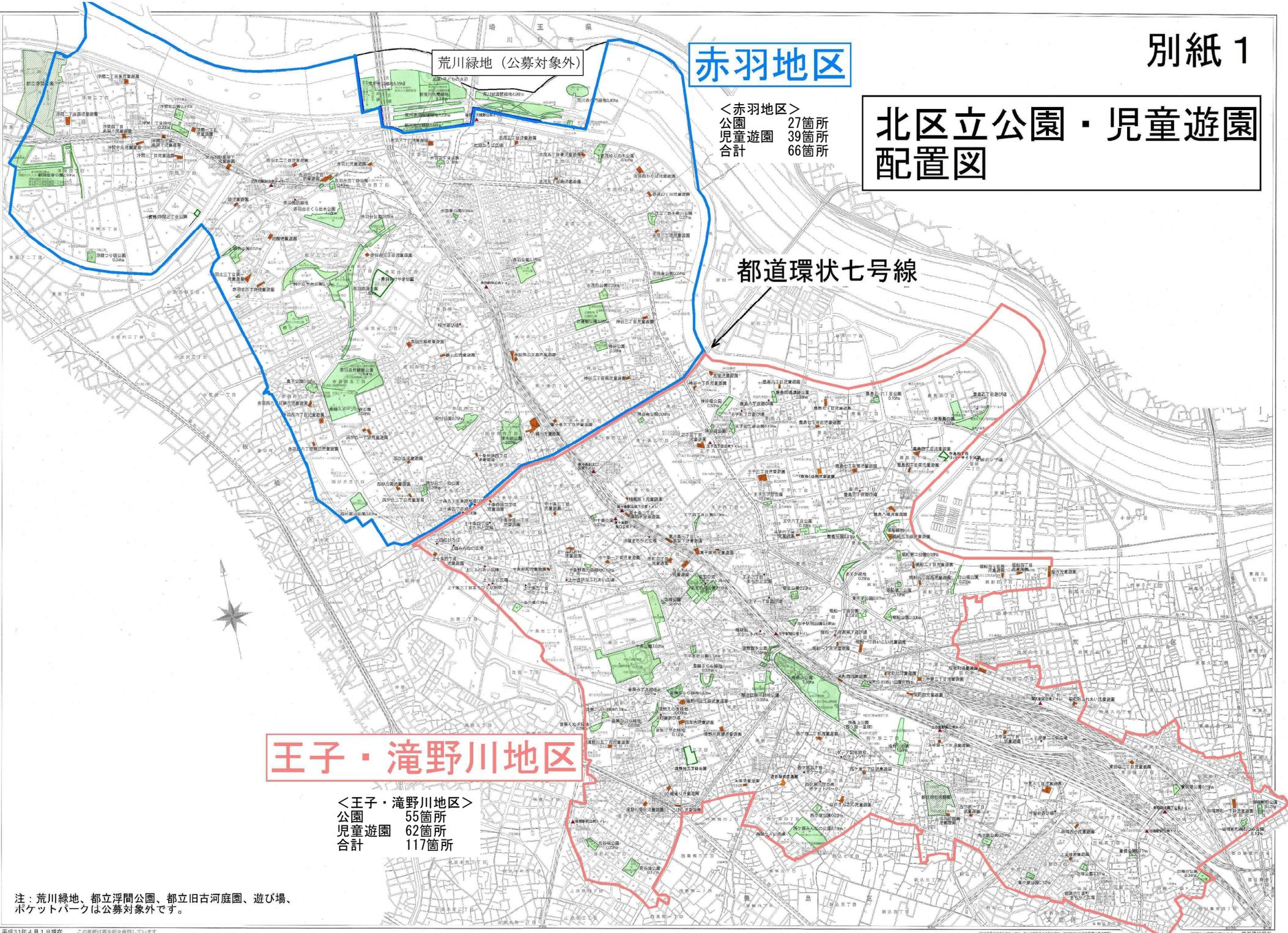
別紙一覧(王子・滝野川地区)

- 別紙 1 北区立公園・児童遊園配置図
- 別紙 2 北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)
- 別紙 3 夜間閉鎖している公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)
- 別紙 4 北区立公園・児童遊園の事務所の有無一覧(王子・滝野川地区)
- 別紙 5 北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数
施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)
- 別紙 6 北区立公園・児童遊園 競技団体登録一覧表(王子・滝野川地区)
- 別紙 7 東京都北区立公園・児童遊園 美化ボランティア一覧 (令和5年度)
(王子・滝野川地区)
- 別紙 8 水遊びができる公園・児童遊園、観賞用の流れのある公園
(令和5年度/2023年)
- 別紙 9 令和5年度 北区シルバー人材センター公園・児童遊園 清掃実績
(王子・滝野川地区)(50音順)
- 別紙 10 令和5年度 福祉施設公園・児童遊園清掃実績 (共通)
- 別紙 11 北区立公園・児童遊園 美化推進団体一覧(共通)
- 別紙 12 令和4年度実績(参考)(歳入・歳出)
- 別紙 13 緑化維持標準仕様書
- 別紙 14 緑化技術基準
- 別紙 15 リバーサイドスクエア管理仕様書

赤羽地区

<赤羽地区>
公園 27箇所
児童遊園 39箇所
合計 66箇所

北区立公園・児童遊園 配置図



荒川緑地 (公募対象外)

都道環状七号線

王子・滝野川地区

<王子・滝野川地区>
公園 55箇所
児童遊園 62箇所
合計 117箇所

注：荒川緑地、都立浮間公園、都立旧古河庭園、遊び場、ポケットパークは公募対象外です。

別紙2 北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)

令和5年9月1日現在



…トイレ



…だれでもトイレ(夜間は閉鎖します)



…おむつ交換台



…オストメイト

No.	公園・緑地の名称		所在地	面積(m ²)	所有	大型遊具	水遊び	運動広場	トイレ	その他特徴
1	あ	あすか緑地	あすか	豊島2-10先	3,470.14	国				
2		飛鳥山公園	あすかやま	王子1-1-3	73,788.38	国・区・JR	○	○		(有料)飛鳥舞台、駐車場、3つの博物館 (無料)旧渋沢庭園、あすかパークレール
3	お	王子駅前公園	おうじえきまえ	王子1-7-1	1,769.44	区				
4		王子五丁目公園	おうじごちようめ	王子5-17-26	1,908.11	都				
5		王子三丁目公園	おうじさんちようめ	王子3-23-33	984.7	都				
6		王子本町公園	おうじほんちょう	王子本町2-29-8	1,739.61	区				
7		王子四丁目公園	おうじよんちようめ	王子4-1-16	1,264.36	区				
8		王子六丁目公園	おうじろくちようめ	王子6-2-20	1,636.69	区		○		
9		音無えのき緑地	おとなしえのき	滝野川4-9-17	831.52	国・区				
10		音無かつら緑地	おとなしかつら	滝野川5-58-18	94.7	区				
11		音無くぬぎ緑地	おとなしくぬぎ	滝野川4-33-13	2,757.37	国	○			
12		音無けやき緑地	おとなしけやき	滝野川3-77-8	1,674.07	国		○		河川工事のため閉鎖中
13		音無こぶし緑地	おとなしこぶし	滝野川4-29先	1,849.80	国				
14		音無さくら緑地	おとなしさくら	王子本町1-6先	3,529.61	国				
15		音無親水公園	おとなししんすい	王子本町1-1-1先	5,461.33	国・区	○			日本の都市公園百選
16		音無みずき緑地	おとなしみずき	滝野川4-8-10	102.71	国・区				
17		音無もみじ緑地	おとなしもみじ	滝野川4-2先	6,271.04	国				
18	か	神谷堀公園	かみやぼり	王子5-28	5,366.55	区	○	○		
19		神谷南公園	かみやみなみ	神谷1-32-4	805.93	区				
20	き	北谷端公園	きたやばた	滝野川7-14-1	3,191.19	区	○			
21	さ	栄町ふれあい公園	さかえちようふれあい	栄町33-2	1,575.43	区				

別紙2 北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)

令和5年9月1日現在

No.	公園・緑地の名称		所在地	面積(m ²)	所有	大型遊具	水遊び	運動広場	トイレ	その他特徴	
22	し	十条公園	じゅうじょう	十条台2-5-13	2,486.25	国			○		下水道工事のため一部閉鎖中
23		十条野鳥の森緑地	じゅうじょうやちょうのもり	上十条1-22-30	1,031.72	区					閉鎖エリアあり
24		醸造試験所跡地公園	じょうぞうしけんじょあとし	滝野川2-6-30	6,592.39	国・区					
25	た	滝野川公園	たきのがわ	西ヶ原2-1-8	15,837.06	国・区	○	○			滝野川体育館・北区防災センター併設
26		滝野川三丁目公園	たきのがわさんちようめ	滝野川3-53	5,123.09	区	○				
27		田端公園	たばた	田端3-23-24	1,658.23	区	○				
28		田端新町公園	たばたしんまち	田端新町1-22-18	1,671.37	区	○	○			
29		田端新町南むつみ公園	たばたしんまちみなみむつみ	田端新町1-5-13	994.45	区					
30		田端台公園	たばただい	田端1-28-23	3,387.17	区					
31	ち	中央公園	ちゅうおう	十条台1-2-1外	79,243.30	国		○	○		(有料)駐車場 野球場、テニスコート、文化センター併設
32	と	豊島公園	としま	王子6-3-45	6,045.48	国	○	○			
33		豊島五・六丁目公園	としまごろくちようめ	豊島6-11-12	1,500.00	区					
34		豊島馬場遺跡公園	としまばんばいせき	豊島8-27-1	2,839.97	区					
35		豊島四丁目リバーサイド公園	としまよんちようめりばーさいど	豊島4-18-4	1,432.13	区					
36		豊島五丁目荒川緑地	としまごちようめあらかわ	豊島5-6先	56,642.86	国					駐車場、陸上競技場、少年野球場併設
37	な	中十条公園	なかじゅうじょう	中十条2-12-12	728.12	区					
38		名主の滝公園	なぬしのたき	岸町1-15-25	20,413.03	区					回遊式庭園 (有料)茶室・集会室
39	に	西ヶ原公園	にしがはら	西ヶ原4-18-1	2,171.58	区					
40		西ヶ原みんなの公園	にしがはらみんなの	西ヶ原4-51-62	21,878.00	区	○	○			
41		西中里公園	にしなかざと	中里2-15-1	2,119.75	区	○				
42	は	白山堀公園	はくさんぼり	堀船3-11-17	2,570.20	区					

別紙2 北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)

令和5年9月1日現在

No.	公園・緑地の名称		所在地	面積(m ²)	所有	大型遊具	水遊び	運動広場	トイレ	その他特徴
43	ひ	東王子公園	ひがしおうじ	堀船2-19-18	718.31	区				
44		東田端公園	ひがしたばた	東田端2-5-18	1,913.88	区				
45		東豊島公園	ひがしとしま	豊島5-5-15	13,211.28	区				
46		東中里公園	ひがしなかざと	中里1-12-2	1,645.87	区	○			
47	ほ	堀船公園	ほりふね	堀船2-10-5	3,004.82	区	○	○		
48		堀船一丁目公園	ほりふねいち ちようめ	堀船1-15-9	1,283.32	区				
49		堀船第三公園	ほりふねだい さん	堀船2-22-3	1,235.48	区				
50		堀船第二公園	ほりふねだいに	堀船2-27-17	1,774.03	区		○		
51		堀船緑地	ほりふねりよくち	堀船3-1-6	3,082.35	国		○		
52	み	南橋公園	みなみばし	中十条1-1-15	520.32	国				
53		南谷端公園	みなみやばた	滝野川7-42-1	7,144.74	区	○	○		谷端プール併設
54	や	柳田公園	やなぎだ	王子1-20-1	2,299.82	区	○			
55	わ	童橋公園	わらべばし	田端5-1-7	1,095.69	区	○			

No.	児童遊園の名称		所在地	面積(m ²)	所有	大型遊具	水遊び	運動広場	トイレ	その他特徴
1	い	いがしら児童遊園	いがしら	岸町2-9-16	344.8	区				
2	お	王子五丁目児童遊園	おうじごちようめ	王子5-2-13	1,077.72	公団				
3		王子三丁目児童遊園	おうじさんちようめ	王子3-24-1	2,420.87	国				
4		王子六丁目児童遊園	おうじろくちようめ	王子6-2-60	787.05	国				
5		大原児童遊園	おおはら	滝野川1-78-8	331.62	区				
6	か	上一ふれあい児童遊園	かみいちふれあい	上十条1-16-15	524.6	区				

別紙2 北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)

令和5年9月1日現在

No.	児童遊園の名称		所在地	面積(m ²)	所有	大型遊具	水遊び	運動広場	トイレ	
7	か	上十条四丁目児童遊園	かみじゅうじょうよんちようめ	上十条4-17-2	451.91	区				
8		上田端児童遊園	かみたばた	田端4-18-1	326.15	私				
9		上中里一丁目児童遊園	かみなかざといっちようめ	上中里1-38-1	226.37	私				
10		上中里三丁目児童遊園	かみなかざとさんちようめ	上中里3-12-4	616.69	区				
11		上中里二丁目児童遊園	かみなかざとにちようめ	上中里2-13-15	307.73	都				
12		神谷一丁目児童遊園	かみやいっちようめ	神谷1-5-11	313.22	区				
13	き	岸町二丁目児童遊園	きしまちにちようめ	岸町2-5-16	326.23	区				
14		旧古河庭園児童遊園	きゅうふるかわていえん	西ヶ原1-27-3	321.9	国				
15	こ	こはら児童遊園	こはら	滝野川5-1先	328.7	私・豊島区				
16	さ	栄町北児童遊園	さかえちようきた	栄町24-12	204.55	都				
17		栄町西児童遊園	さかえちようにし	栄町40-2先	323.65	JR				
18		栄町南児童遊園	さかえちようみなみ	栄町7-12	243.7	都				
19	し	地藏坂下児童遊園	じぞうさかした	東十条3-18-44	106.97	JR				
20		十条仲原一丁目児童遊園	じゅうじょうなかはらいっちようめ	十条仲原1-21-10	333.37	区				
21		十条仲原二丁目児童遊園	じゅうじょうなかはらにちようめ	十条仲原2-15-14	53.31	都				
22		昭和町児童遊園	しょうわまち	昭和町3-9-10	1,191.54	区				水道工事のため全面閉鎖中
23		昭和町ふれあい児童遊園	しょうわまちふれあい	昭和町1-5-14	644.92	区				
24	た	滝野川菊谷児童遊園	たきのがわきくに	滝野川6-43-1	468.71	区				
25		滝野川五丁目児童遊園	たきのがわごちようめ	滝野川5-42-32	431.45	私				
26		滝野川三丁目児童遊園	たきのがわさんちようめ	滝野川3-80-3	699.65	区				
27		滝野川馬場児童遊園	たきのがわばんば	滝野川2-30-29	780.45	都				

別紙2 北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)

令和5年9月1日現在

No.	児童遊園の名称		所在地	面積(m ²)	所有	大型遊具	水遊び	運動広場	トイレ	
28	た	田端新町一丁目児童遊園	たばたしんまち いっちょうめ	田端新町1-17-8	989.45	区				
29		田端西台児童遊園	たばたにしだい	田端5-14-1	380.33	区				
30		田端二丁目児童遊園	たばたにちょうめ	田端2-6-15	487.75	区				
31	ち	ちんちん山児童遊園	ちんちんやま	岸町2-1-11先	745.9	都	○	○		
32	と	道音坂児童遊園	どういんざか	滝野川1-32-2	564.02	区				
33		豊島七丁目児童遊園	としまななちょうめ	豊島7-31-1	826	区				
34		豊島七丁目北児童遊園	としまななちょうめ きた	豊島7-24-4	587.62	都・区				
35		豊島七丁目南児童遊園	としまななちょうめ みなみ	豊島7-4-1	743.9	区				
36		豊島八丁目児童遊園	としまはっちょうめ	豊島8-33-11	451.53	区				
37		豊島八幡児童遊園	としまはちまん	豊島2-19-15	653.17	国				
38		豊島四丁目南児童遊園	としまよんちょうめ みなみ	豊島4-14-1	266.65	区				
39		豊島四丁目児童遊園	としまよんちょうめ	豊島4-17-9	757.84	区				
40		豊川児童遊園	とよかわ	豊島7-7-8	552.18	都				令和6年4月1日リニューアル開園予定
41		な	中里三丁目児童遊園	なかざとさんちょうめ	中里3-22-9	1,472.05	区			
42	中十条一丁目児童遊園		なかじゅうじょう いっちょうめ	中十条1-20-9	437.45	区				
43	中十条三丁目児童遊園		なかじゅうじょう さんちょうめ	中十条3-7-1	364.64	区				
44	に	西ヶ原一丁目児童遊園	にしがはらいっ ちょうめ	西ヶ原1-9-4	350.49	区				
45		西ヶ原三丁目児童遊園	にしがはらさん ちょうめ	西ヶ原3-19-8	308.05	区				
46		西ヶ原二丁目児童遊園	にしがはらにち ょうめ	西ヶ原2-19-11	700.42	区				
47	は	八幡通り児童遊園	はちまんどおり	滝野川5-10-1	898.77	区				
48	ひ	東十条一丁目高架下児童遊園	ひがしじゅうじょう いっちょうめこうかし た	東十条1-7先	621.23	JR		○		

別紙2 北区立公園・児童遊園一覧(王子・滝野川地区)

令和5年9月1日現在

No.	児童遊園の名称		所在地	面積(m ²)	所有	大型遊具	水遊び	運動広場	トイレ	
49	ひ	東十条二丁目高架下児童遊園	ひがしじゅうじょうに ちようめこうかした	東十条2-1-14	464.98	JR		○		
50		東十条南児童遊園	ひがしじゅうじょう みなみ	東十条1-2-1	1,477.47	都		○		
51		東田端二丁目児童遊園	ひがしたばたに ちようめ	東田端2-13-7	565.91	区				
52	ふ	船方児童遊園	ふなかた	堀船4-13-28	1,535.08	国・区	○			
53	ほ	堀船一丁目児童遊園	ほりふねいつちよ うめ	堀船1-5-6	373.61	区				
54		堀船一丁目いこい児童遊園	ほりふねいつちよ うめいこい	堀船1-23-1	628.77	区				
55		堀船三丁目児童遊園	ほりふねさんちよ うめ	堀船3-1-16	1,245.85	都・区		○		
56		堀船三丁目西児童遊園	ほりふねさんちよ うめにし	堀船3-16-3	424.93	都				
57		堀船二丁目児童遊園	ほりふねにちよう め	堀船2-25-13	440.93	都				
58		堀船四丁目児童遊園	ほりふねよんちよ うめ	堀船4-4-21	566.94	区				
59		堀船四丁目西児童遊園	ほりふねよんちよ うめにし	堀船4-4-35	246.67	国・区				
60	み	宮堀児童遊園	みやほり	神谷1-6-21先	269.48	国・区				
61	や	谷戸さんさん児童遊園	やとさんさん	西ヶ原3-59-16	925.6	区				
62	よ	四本木児童遊園	よもとぎ	滝野川3-61-8	689.77	都	○			

別紙3 夜間閉鎖している公園・児童遊園一覧（王子・滝野川地区）

No.	公園名	範囲	場 所	委託先	開放時間		備 考
					通 年	9:00~16:00	
1	飛鳥山公園	一部	渋沢邸周辺	指定管理者	通 年	9:00~16:00	晩香蘆・青淵文庫 10:00~15:30
2	王子四丁目公園	全体		町会	通 年	9:00~17:00	王子四丁目町会
3	音無親水公園	一部	親水施設内	指定管理者	通 年	9:00~16:00	
4	音無もみじ緑地	一部	湾処(ワンド)	指定管理者	通 年	9:00~16:00	
5	上中里三丁目児童遊園	全体		町会	4~ 9月 10~ 3月	9:00~18:00 9:00~17:00	上中里三丁目自治会
6	栄町西児童遊園	一部		シルバー	4~ 9月 10~ 3月	8:00~18:00 8:00~16:30	
7	十条野鳥の森緑地	全体		シルバー	4~ 9月 10~ 3月	8:00~18:00 8:00~17:00	
8	昭和町ふれあい児童遊園	全体		町会	5~ 9月 10~ 4月	8:30~18:00 8:30~16:30	昭和町自治会
9	ちんちん山児童遊園	一部	多目的広場	町会	通 年	8:00~18:00	岸町二丁目町会
10	名主の滝公園	全体		委託	7/15~ 9/15 9/16~ 7/14	9:00~18:00 9:00~17:00	入園は閉園の30分前
11	東十条南児童遊園	全体	※王子二丁目 の広場も含む	シルバー	4~ 9月 10~ 3月	9:00~18:00 9:00~17:00	
12	東十条二丁目高架下児童遊園	全体		町会	4~ 9月 10~ 3月	8:00~18:00 8:00~16:30	東十条二丁目町会
13	田端新町公園	一部	多目的広場	町会	4~ 9月 10~ 3月	8:00~18:00 8:00~17:00	田端新町一丁目親交会

別紙3 夜間閉鎖している公園・児童遊園一覧（王子・滝野川地区）

No.	公園名	範囲	場 所	委託先	開放時間		備 考
14	南谷端公園	一部	多目的広場	シルバー	4～9月 10～3月	9：00～18：00 9：00～17：00	
15	谷戸さんさん児童遊園	全体		町会、指定管理者	通年	9：00～17：00	西ヶ原三和自治会
16	いがしら児童遊園	全体		町会	通年	9：00～17：00	岸町二丁目町会
17	堀船緑地	一部		シルバー	4～9月 10～3月	9：00～18：00 9：00～16：30	
18	堀船第二公園	一部		シルバー	4～9月 10～3月	9：00～18：00 9：00～17：00	

注1：シルバー・・・北区シルバー人材センター

注2：令和5年3月31日現在

注3：委託先は、変更となる場合があります。

別紙4 北区立公園・児童遊園の事務所の有無一覧(王子・滝野川地区)

番号	公園、児童遊園名	事務所の有無
1	あすか緑地	
2	飛鳥山公園	○
3	王子駅前公園	
4	王子五丁目公園	
5	王子三丁目公園	
6	王子本町公園	
7	王子四丁目公園	
8	王子六丁目公園	
9	音無えのき緑地	
10	音無かつら緑地	
11	音無くぬぎ緑地	
12	音無けやき緑地	
13	音無こぶし緑地	
14	音無さくら緑地	
15	音無親水公園(石神井川リバ含)	○
16	音無みずき緑地	
17	音無もみじ緑地	
18	神谷堀公園	
19	神谷南公園	
20	北谷端公園	
21	栄町ふれあい公園	
22	十条公園	
23	十条野鳥の森緑地	
24	醸造試験所跡地公園	
25	滝野川公園	○
26	滝野川三丁目公園	
27	田端公園	
28	田端新町公園	○
29	田端新町南むつみ公園	
30	田端台公園	
31	中央公園	○
32	豊島公園	○
33	豊島五・六丁目公園	
34	豊島馬場遺跡公園	
35	豊島四丁目リバーサイド公園	
36	中十条公園	
37	名主の滝公園	○
38	西ヶ原公園	
39	西ヶ原みんなの公園	○
40	西中里公園	
41	白山堀公園	
42	東王子公園	
43	東田端公園	
44	東豊島公園	
45	東中里公園	
46	堀船公園	○
47	堀船一丁目公園	
48	堀船第三公園	
49	堀船第二公園	
50	堀船緑地	

番号	公園、児童遊園名	事務所の有無
51	南橋公園	
52	南谷端公園	
53	柳田公園	
54	童橋公園	
55	いがしら児童遊園	
56	王子五丁目児童遊園	
57	王子三丁目児童遊園	
58	王子六丁目児童遊園	
59	大原児童遊園	
60	上一ふれあい児童遊園	
61	上十条四丁目児童遊園	
62	上田端児童遊園	
63	上中里一丁目児童遊園	
64	上中里三丁目児童遊園	
65	上中里二丁目児童遊園	
66	神谷一丁目児童遊園	
67	岸町二丁目児童遊園	
68	旧古河庭園児童遊園	
69	こはら児童遊園	
70	栄町北児童遊園	
71	栄町西児童遊園	
72	栄町南児童遊園	
73	地藏坂下児童遊園	
74	十条仲原一丁目児童遊園	
75	十条仲原二丁目児童遊園	
76	昭和町児童遊園	
77	昭和町ふれあい児童遊園	
78	滝野川菊谷児童遊園	
79	滝野川五丁目児童遊園	
80	滝野川三丁目児童遊園	
81	滝野川馬場児童遊園	
82	田端新町一丁目児童遊園	
83	田端西台児童遊園	
84	田端二丁目児童遊園	
85	ちんちん山児童遊園	
86	道音坂児童遊園	
87	豊島七丁目児童遊園	
88	豊島七丁目北児童遊園	
89	豊島七丁目南児童遊園	
90	豊島八丁目児童遊園	
91	豊島八幡児童遊園	
92	豊島四丁目児童遊園	
93	豊島四丁目南児童遊園	
94	中里三丁目児童遊園	
95	中十条一丁目児童遊園	
96	中十条三丁目児童遊園	
97	西ヶ原一丁目児童遊園	
98	西ヶ原三丁目児童遊園	
99	西ヶ原二丁目児童遊園	
100	八幡通り児童遊園	

別紙4 北区立公園・児童遊園の事務所の有無一覧(王子・滝野川地区)

番号	公園、児童遊園名	事務所の有無
101	東十条一丁目高架下児童遊園	
102	東十条二丁目高架下児童遊園	
103	東十条南児童遊園	
104	東田端二丁目児童遊園	
105	船方児童遊園	
106	堀船一丁目児童遊園	
107	堀船一丁目いこい児童遊園	
108	堀船三丁目児童遊園	
109	堀船三丁目西児童遊園	
110	堀船二丁目児童遊園	
111	堀船四丁目児童遊園	
112	堀船四丁目西児童遊園	
113	宮堀児童遊園	
114	谷戸さんさん児童遊園	
115	四本木児童遊園	
116	豊川児童遊園	
117	豊島五丁目荒川緑地	

別紙5 北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)

No	公園名	トイレ名	衛生設備				だれでもトイレ				清掃回数						施錠有無				
			大便器	小便器	洗面	ベビーチェア	大便器	洗面	オストメイト	ベビーシート	尿石除去	金衛清掃	天窓掃除	床清掃	壁清掃	一般清掃	有	解錠	施錠		
1	あすか緑地	あすか緑地		3	2	2	1	1	1			1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
2	飛鳥山公園	飛鳥山公園（東）	(3)	5	3	2	2	1	1	1	1	4	3	2	2	2	3	○	8時	19時	
3	飛鳥山公園	飛鳥山公園（北）	(3)	4	3	5	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	3	○	8時	19時	
4	飛鳥山公園	飛鳥山公園（中央）		4	3	2		1	1	1	1	4	3	2	2	2	3	○	8時	19時	
5	飛鳥山公園	飛鳥山公園（南）		4	3	2		1	1	1	1	4	3	2	2	2	3	○	8時	19時	
6	王子駅前公園	王子駅前公園	(1)	3	3	2		1	1		1	4	3	2	2	2	3	○	8時	19時	
7	王子五丁目公園	王子五丁目公園		3	2	2		1	1			4	3	2	2	2	1	○	8時	17時	
8	王子五丁目児童遊園	王子五丁目児童遊園	(1)	1	1	2	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時	
9	王子三丁目児童遊園	王子三丁目児童遊園		1	1	1						4	3	2	2	2	1				
10	王子本町公園	王子本町公園		2	2	2		1	1			4	3	2	2	2	1	○	8時	17時	
11	王子四丁目公園	王子四丁目公園						1	1		1	4	3	2	2	2	1	○	8時	17時	
12	王子六丁目公園	王子六丁目公園		1	1	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	1	○	8時	17時	
13	大原児童遊園	大原児童遊園		1		1						4	3		2	2	1				
14	音無こぶし緑地	音無こぶし緑地			1	1	1	1	1		1	4	3		2	2	1	○	8時	17時	
15	音無親水公園	音無親水公園		3	2	2		1	1			4	3	2	2	2	2	○	8時	19時	
16	音無もみじ緑地	音無もみじ緑地			2	1		1	1			4	3		2	2	1				
17	上十条四丁目児童遊園	上十条四丁目児童遊園		1								4	3		2	2	1	○	8時	17時	

別紙5 北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)

No	公園名	トイレ名	衛生設備							清掃回数						施錠有無				
							だれでもトイレ				尿石 除去	金衛 清掃	天窓 掃除	床 清掃	壁 清掃	一般 清掃	有	解錠	施錠	
			大便器	小便器	洗面	ベビー チェア	大便 器	洗面	オスト メイト	ベビー シート										
18	上田端児童遊園	上田端児童遊園		1								4	3		2	2	1			
19	上中里三丁目児童遊園	上中里三丁目児童遊園		1		1						4	3		2	2	1			
20	上中里二丁目児童遊園	上中里二丁目児童遊園		1								4	3		2	2	1			
21	神谷一丁目児童遊園	神谷一丁目児童遊園		1		1						4	3		2	2	1			
22	神谷堀公園	神谷堀公園	(1)	3	2	2		1	1			4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
23	神谷南公園	神谷南公園		1		1						4	3		2	2	1			
24	北谷端公園	北谷端公園	(1)	3	2	2	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
25	こはら児童遊園	こはら児童遊園		1		1						4	3	2	2	2	1			
26	栄町西児童遊園	栄町西児童遊園		1	1							4	3		2	2	1			
27	栄町ふれあい公園	栄町ふれあい公園		2	1	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
28	十条公園	十条公園		3	3	2		1	1			4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
29	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原一丁目児童遊園		1	1	1						4	3		2	2	1			
30	十条野鳥の森緑地	十条野鳥の森緑地					1	1	1			4	3		2	2	1	○	8時	17時
31	醸造試験所跡地公園	醸造試験所跡地公園		2	1	2		1	1		1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
32	昭和町ふれあい児童遊園	昭和町ふれあい児童遊園					1	1	1		1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
33	滝野川公園	滝野川公園		3	2	2		1	1			4	3	2	2	2	2	○	8時	19時
34	滝野川五丁目児童遊園	滝野川五丁目児童遊園		1	1							4	3		2	2	1			

別紙5 北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)

No	公園名	トイレ名	衛生設備										清掃回数						施錠有無		
							だれでもトイレ						尿石 除去	金衛 清掃	天窓 掃除	床 清掃	壁 清掃	一般 清掃	有	解錠	施錠
			大便器	小便器	洗面	ベビー チェア	大便 器	洗面	オス ト メイト	ベビー シート											
35	滝野川三丁目公園	滝野川三丁目公園		2	1	2	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	3	○	8時	17時
36	滝野川馬場児童遊園	滝野川馬場児童遊園		1	1	1							4	3	2	2	2	1			
37	田端公園	田端公園		1	2	1							4	3	2	2	2	1			
38	田端新町公園	田端新町公園		3	2	2		1	1				4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
39	田端新町一丁目児童遊園	田端新町一丁目児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			
40	田端新町南むつみ公園	田端新町南むつみ公園			1	1	1	1	1				4	3	2	2	2	1	○	8時	19時
41	田端台公園	田端台公園	(2)	2	1	2	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
42	田端西台児童遊園	田端西台児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			
43	田端二丁目児童遊園	田端二丁目児童遊園						1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	1	○	8時	17時
44	中央公園	中央公園A(テニスコート)		3	3	4		2	2				4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
45	中央公園	中央公園B(野球場B面)	(2)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
46	中央公園	中央公園C(児童コーナー)	(2)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
47	中央公園	中央公園D(流れ)	(2)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
48	中央公園	中央公園E(拡張部)	(1)	3	3	4	2	1	2		1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
49	ちんちん山児童遊園	ちんちん山児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			
50	豊島公園	豊島公園(西:第2ブロック)		3	3	3		1	1				4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
51	豊島公園	豊島公園(東:第5ブロック)		3	3	2							4	3	2	2	2	2			

別紙5 北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)

No	公園名	トイレ名	衛生設備								清掃回数						施錠有無				
							だれでもトイレ				尿石 除去	金衛 清掃	天窓 掃除	床 清掃	壁 清掃	一般 清掃	有	解錠	施錠		
			大便器	小便器	洗面	ベビー チェア	大便 器	洗面	オスト メイト	ベビー シート											
52	豊島五・六丁目公園	豊島五・六丁目公園		2	1	2		1	1			1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
53	豊島七丁目児童遊園	豊島七丁目児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			
54	豊島七丁目北児童遊園	豊島七丁目北児童遊園						1	1				4	3		2	2	1	○	8時	17時
55	豊島七丁目南児童遊園	豊島七丁目南児童遊園		1	1								4	3		2	2	1			
56	豊島八幡児童遊園	豊島八幡児童遊園		1	1	1							4	3	2	2	2	1			
57	豊島八丁目児童遊園	豊島八丁目児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			
58	豊島馬場遺跡公園	豊島馬場遺跡公園		4	2	3		1	1				4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
59	豊島四丁目児童遊園	豊島四丁目児童遊園					1	1	1				4	3		2	2	1	○	8時	17時
60	豊島四丁目リバーサイド公園	豊島四丁目リバーサイド公園			1	1		1	1	1	1		4	3	2	2	2	1	○	8時	18時
61	中里三丁目児童遊園	中里三丁目児童遊園		1		1							4	3	2	2	2	1			
62	中十条公園	中十条公園		2	1	2							4	3	2	2	2	1			
63	中十条一丁目児童遊園	中十条一丁目児童遊園		1	1	1							4	3	2	2	2	1			
64	名主の滝公園	名主の滝公園	(3)	3	3	2							4	3	2	2	2	2			
65	西ヶ原公園	西ヶ原公園		1									4	3		2	2	1			
66	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原みんなの公園(北)					1	1	1	1	1		4	3		2	2	3	○	8時	19時
67	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原みんなの公園(南)	(2)	4	3	4	1	1	1	1	1		4	3		2	2	3	○	8時	19時
68	西中里公園	西中里公園		3	2	2		1	1				4	3	2	2	2	3	○	8時	17時

別紙5 北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)

No	公園名	トイレ名	衛生設備								清掃回数						施錠有無				
							だれでもトイレ				尿石除去	金衛清掃	天窓掃除	床清掃	壁清掃	一般清掃	有	解錠	施錠		
			大便器	小便器	洗面	ベビーチェア	大便器	洗面	オストメイト	ベビーシート											
69	白山堀公園	白山堀公園	(2)	2	1	2		1	1			1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
70	八幡通り児童遊園	八幡通り児童遊園		1		1							4	3	2	2	2	1			
71	東王子公園	東王子公園		2	3	2		1	1				4	3		2	2	1	○	8時	17時
72	東十条一丁目高架下児童遊園	東十条一丁目高架下児童遊園		1	1								4	3	2	2	2	1			
73	東十条南児童遊園	東十条南児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			
74	東田端公園	東田端公園	(1)	1	1	1	1	1		1	1	1	4	3	2	2	2	1	○	8時	17時
75	東田端二丁目児童遊園	東田端二丁目児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			
76	東豊島公園	東豊島公園		3	2	2							4	3	2	2	2	1			
77	東中里公園	東中里公園					1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	1	○	8時	19時
78	船方児童遊園	船方児童遊園		1	2	1							4	3	2	2	2	1			
79	堀船公園	堀船公園		3	3	2		1	1				4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
80	堀船一丁目児童遊園	堀船一丁目児童遊園		1	1	1							4	3		2	2	1			
81	堀船一丁目公園	堀船一丁目公園	(1)	1	1	2	1	1	1	1	1	1	4	3		2	2	1	○	8時	17時
82	堀船三丁目西児童遊園	堀船三丁目西児童遊園		1	1	1							4	3		2	2	1			
83	堀船第三公園	堀船第三公園		1	3	1							4	3	2	2	2	1			
84	堀船第二公園	堀船第二公園					1	1	1				4	3	2	2	2	2	○	8時	18時
85	堀船四丁目児童遊園	堀船四丁目児童遊園		1		1							4	3		2	2	1			

別紙5 北区立公園・児童遊園 トイレ内衛生設備の数量、清掃回数、施錠の有無一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)

No	公園名	トイレ名	衛生設備								清掃回数						施錠有無			
							だれでもトイレ				尿石 除去	金衛 清掃	天窓 掃除	床 清掃	壁 清掃	一般 清掃	有	解錠	施錠	
			大便器	小便器	洗面	ベビー チェア	大便 器	洗面	オスト メイト	ベビー シート										
86	西ヶ原二丁目児童遊園	西ヶ原二丁目児童遊園		1	1	1						4	3		2	2	1			
87	南橋公園	南橋公園		1		1						4	3	2	2	2	1			
88	南谷端公園	南谷端公園	(1)	2	3	2		1	1		1	4	3	2	2	2	3	○	8時	17時
89	宮堀児童遊園	宮堀児童遊園		1	1	1						4	3	2	2	2	1			
90	柳田公園	柳田公園	(2)	3	4	3	2	1	1	1	1	4	3	2	2	2	2	○	8時	17時
91	四本木児童遊園	四本木児童遊園		1		1						4	3		2	2	1			
92	童橋公園	童橋公園		1	1	1						4	3	2	2	2	1			

* 一般清掃:1日あたりの清掃回数とする。

* 衛生設備個数の大便器欄()の数字は洋式便器の数。

* 指定清掃:委託期間内で指定した回数を行うこと。

* 多目的トイレ、もしくはトイレ全体を施錠します。

* 金衛清掃:金属衛生器等の清掃作業。

* 施錠有無欄:○は施・解錠作業有。

* 音無親水公園トイレは、花見期間中(3月15日から4月15日)一般清掃の回数を1日3回とする。

別紙6 北区立公園・児童遊園 競技団体登録一覧表（王子・滝野川地区）

番号	利用箇所	団体名	競技種目	会員	利用日	利用時間	利用場所
1	王子本町公園	王子本町和朗会	輪 投 げ	18	月・水（金（予備））	9：30～12：00	公園広場
2	音無こぶし緑地	宮元シニアクラブ	グラウンドゴルフ	24	月・火・水・木・金	10：00～11：30	公園広場
3	上中里一丁目児童遊園	上中里なでしこ会	輪 投 げ	11	月	10：30～11：30	公園広場
4	田端台公園	田端東部グリーンクラブ	グラウンドゴルフ	8	金	9：00～12：00	公園広場
5	ちんちん山児童遊園	岸二柏寿会	ゲートボール、輪投げ	10	木	10：00～12：00	多目的広場
6	豊島馬場遺跡公園	王子五丁目町会	グラウンドゴルフ	12	金	9：00～11：00	公園広場
7	豊島馬場遺跡公園	豊八寿会 豊島八丁目町会 文化部	グラウンドゴルフ	15	月	9：00～11：00	公園広場
8	中十条公園	中十条長寿会	グラウンドゴルフ・輪投げ	23	水・木	10：00～12：00	公園広場
9	西中里公園	中里和楽会	グラウンドゴルフ・輪投げ	25	火・金	9：00～11：50	公園広場
10	東十条南児童遊園	岸一若菜会	グラウンドゴルフ	11	火	9：00～11：00	公園広場
11	東十条南児童遊園	王三暁クラブ	輪 投 げ	8	月・金	9：30～12：00	公園広場
12	東十条南児童遊園	笑年クラブ グラウンドゴルフクラブ	グラウンドゴルフ	23	月	9：00～12：00	公園広場
13	東中里公園	協友会	輪 投 げ	21	水	10：00～12：00	公園広場
14	東十条一丁目高架下児童遊園	東十条笑年クラブ	健康体操	22	水	9：00～12：00	多目的広場
15	堀船第二公園	堀船公社住宅みのり会	ペタンク・体操	18	月・火・水・木・金	7：00～8：00	公園広場
16	柳田公園	王寿会	グラウンドゴルフ・ペタンク	21	水・金	9：00～11：00	公園広場
17	堀船第二公園	公社堀船住宅自治会	ラジオ体操・グラウンドゴルフ	20	月・火・水・木・金	8：30～9：30	公園広場

注：令和5年6月現在

別紙7 東京都北区立公園・児童遊園 美化ボランティア一覧(令和5年度)(王子・滝野川地区)

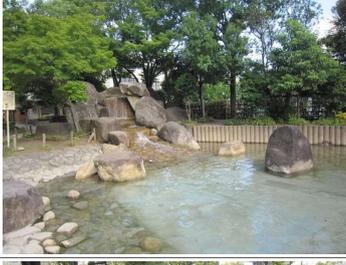
No.	団体名	活動場所
1	田端西台自治会	田端西台児童遊園
2	滝野川小原自治会	こはら児童遊園
3	豊島二丁目町会 豊二寿会	豊島公園
4	中十条一丁目町会	中十条一丁目児童遊園
5	花愛好会	東中里公園
6	あつまれ! わんパーク隊	王子六丁目児童遊園
7	堀船小学校	白山堀公園
8	王子四丁目町会	王子四丁目公園
9	十条仲原一丁目町会	十条仲原一丁目児童遊園
10	デイサービスはるかぜ	王子本町公園
11	滝野川公園花クラブ	滝野川公園
12	あつまれ! わんパーク隊Ⅱ	豊島七丁目北児童遊園
13	田端生活会議	童橋公園
14	栄町親和会	栄町ふれあい公園
15	あじさい	王子本町公園
16	あつまれ! わんパーク隊Ⅲ	王子5丁目児童遊園
17	王寿会	王子駅前公園
18	西ヶ原南谷戸自治会	西ヶ原公園
19	西大原自治会	大原児童遊園
20	田端東部みどりの会	田端台公園
21	西ヶ原みんなの公園愛犬クラブ(清掃)	西ヶ原みんなの公園
22	愛犬クラブガーデニング	西ヶ原みんなの公園
23	東京北ライオンズ	西ヶ原みんなの公園
24	昭和町自治会厚生保険部	昭和町ふれあい児童遊園
25	キッズタウン東十条保育園	地藏坂下児童遊園
26	NPO法人わくわくかんボランティア響会	中央公園(拡張部)
27	滝野川もみじ小学校	音無もみじ緑地
28	西ヶ原東部自治会	旧古河庭園児童遊園
29	西ヶ原三和谷戸自治会	谷戸さんさん児童遊園
30	グリーン パーク コーヨー	音無もみじ緑地
31	桐ヶ丘フラワー同好会Ⅱ	桐ヶ丘中央公園(南)
32	第一生命保険株式会社	童橋公園
33	にじいろ保育園田端新町(清掃)	田端新町一丁目児童遊園 田端新町南むつみ公園
34	上十条四丁目町会	上十条四丁目児童遊園
35	王子五丁目町会	王子五丁目公園
36	上中里緑風会	上中里一丁目児童遊園

計36団体(令和5年5月19日時点)

別紙8 水遊びができる公園・児童遊園、観賞用の流れのある公園（令和5年／2023年）

※利用時間は、午前10時から午後4時までです。

※清掃日以外にも、雨天時や電力事情が逼迫した場合等は、運転を休止することがあります。

公園名称	運転日	清掃日	施設の様子		交通アクセス等
飛鳥山公園 (指定管理)	※土日祝日のみ運転 5月1日(月曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3金曜			北区王子1-1-3 JR王子駅（中央口・南口） 東京メトロ南北線 王子駅（1番出口） 都電荒川線 王子駅前・飛鳥山 いずれも下車すぐ
音無親水公園 (指定管理)	※土日祝日のみ運転 5月1日(月曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3水曜			北区王子本町1-1-1 JR王子駅（北口／親水公園口）下車すぐ
神谷堀公園	※土日祝日のみ運転 6月1日(木曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3木曜			北区王子5-21先 東京メトロ南北線 王子神谷駅 徒歩10分
北運動公園	※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3月曜			北区神谷2-47-6 JR赤羽駅（南改札／東口） 徒歩15分 東京メトロ南北線 志茂駅 徒歩15分
清水坂公園 (指定管理)	※土日祝日のみ運転 5月1日(月曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第2・4水曜			北区十条仲原4-2-1 JR赤羽駅（南改札／西口） 徒歩13分 JR東十条駅（北口） 徒歩15分 JR十条駅 徒歩15分
滝野川公園	※土日祝日のみ運転 5月1日(月曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3木曜			北区西ヶ原2-1-8 JR上中里駅 徒歩5分 東京メトロ南北線 西ヶ原駅 徒歩3分
田端新町公園	※土日祝日のみ運転 6月1日(木曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第2・4水曜			北区田端新町1-22-18 JR田端駅（北口） 徒歩15分

別紙8 水遊びができる公園・児童遊園、観賞用の流れのある公園（令和5年／2023年）

※利用時間は、午前10時から午後4時までです。

※清掃日以外にも、雨天時や電力事情が逼迫した場合等は、運転を休止することがあります。

公園名称	運転日	清掃日	施設の様子	交通アクセス等
中央公園	※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3金曜	 	北区十条台1-2-1 JR王子駅（北口／親水公園口） 徒歩12分 JR十条駅 徒歩10分
豊島公園	※土日祝日のみ運転 6月1日(木曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第2・4水曜	 	北区王子6-3-45 JR王子駅（北口） 東京メトロ南北線 王子駅（4番出口） 徒歩15分
西ヶ原 みんなの公園 (指定管理)	※土日祝日のみ運転 5月1日(月曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3火曜	 	北区西ヶ原4-51-62 都電荒川線 西ヶ原四丁目 徒歩5分
堀船公園	※土日祝日のみ運転 6月1日(木曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第2・4火曜		北区堀船2-10-5 都電荒川線 堀原停留所 徒歩10分
赤羽台 けやき公園	※土日祝日のみ運転 5月1日(月曜) ～6月30日(金曜) ※毎日運転 7月1日(土曜) ～8月31日(木曜) ※土日のみ運転 9月1日(金曜) ～9月10日(日曜)	第1・3火曜		北区赤羽台1-6-23 JR赤羽駅（西口） 徒歩約10分
志茂四丁目 児童遊園	※毎日運転 7月21日(金曜) ～8月31日(木曜)	運転開始時ほか 適宜		北区志茂4-46-6 東京メトロ南北線 志茂駅 徒歩10分
ちんちん山 児童遊園	7/21～8/31 (小学校夏季休暇期間)	運転開始時ほか 適宜	 	北区岸町2-1-11先 ホームページ非公開、町会が表面清掃、6月 末～9月末にかけて藻の発生抑制のため、水 路によしず3枚かける。

別紙8 水遊びができる公園・児童遊園、観賞用の流れのある公園（令和5年／2023年）

※利用時間は、午前10時から午後4時までです。

※清掃日以外にも、雨天時や電力事情が逼迫した場合等は、運転を休止することがあります。

公園名称	運転日	清掃日	施設の様子	交通アクセス等
名主の滝公園	<観賞用> 通年	第2・4月曜(5～10月) 第4月曜(11～4月)		北区岸町1-15-25 男滝のみ通年(女滝、独鈷の滝、湧玉の滝は停止中)
音無さくら緑地	<観賞用> 節電のため休止中	適宜(簡易清掃)		北区王子本町1-6先

別紙9 令和5年度 北区シルバー人材センター公園・児童遊園清掃実績(王子・滝野川地区)(50音順)

No.	公園、児童遊園名	清掃人数 (1日当たり)
1	いがしら児童遊園	1
2	上一ふれあい児童遊園	1
3	王子駅前公園	2
4	王子五丁目公園	1
5	王子四丁目公園	1
6	王子六丁目公園	1
7	王子六丁目児童遊園	1
8	大原児童遊園	1
9	音無こぶし緑地	1
10	音無くぬぎ緑地	1
11	音無みずき緑地 音無かつら緑地	1
12	上十条四丁目児童遊園	1
13	上田端児童遊園	1
14	上中里二丁目児童遊園	1
15	上中里三丁目児童遊園	1
16	神谷一丁目児童遊園	1
17	神谷堀公園	1
18	神谷南公園	1
19	岸町二丁目児童遊園	1
20	北谷端公園	2
21	こはら児童遊園	1
22	栄町北児童遊園 栄町南児童遊園 栄町西児童遊園	1
23	地藏坂下児童遊園	1
24	十条仲原一丁目児童遊園	1
25	十条仲原二丁目児童遊園	1
26	十条野鳥の森緑地	1
27	滝野川五丁目児童遊園	1
28	滝野川菊谷児童遊園	1
29	滝野川公園	2
30	滝野川三丁目公園	1
31	滝野川馬場児童遊園	1
32	田端公園	2
33	田端新町一丁目児童遊園	1

別紙9 令和5年度 北区シルバー人材センター公園・児童遊園清掃実績(王子・滝野川地区)(50音順)

No.	公園、児童遊園名	清掃人数 (1日当たり)
34	田端新町南むつみ公園	1
35	田端台公園	2
36	田端二丁目児童遊園	1
37	道音坂児童遊園	1
38	豊島四丁目児童遊園	1
39	豊島八丁目児童遊園	1
40	豊島五丁目荒川緑地	2
41	豊島五・六丁目公園	1
42	豊島公園	1
43	豊島七丁目北児童遊園	1
44	豊島七丁目南児童遊園	1
45	豊島七丁目児童遊園	1
46	豊島八幡児童遊園	1
47	豊島馬場遺跡公園	2
48	豊島四丁目南児童遊園	1
49	豊島四丁目リバーサイド公園	1
50	中里三丁目児童遊園	1
51	中十条一丁目児童遊園	1
52	中十条公園	1
53	中十条三丁目児童遊園	1
54	名主の滝公園	3
55	注 ² 名主の滝公園児童コーナー	1
56	西中里公園	2
57	白山掘公園	1
58	八幡通り児童遊園	1
59	東王子公園	1
60	東十条二丁目高架下児童遊園	1
61	東田端公園	2
62	東田端二丁目児童遊園	1
63	東豊島公園	2
64	東中里公園	1
65	船方児童遊園	1
66	堀船一丁目いこい児童遊園	1
67	堀船一丁目公園	1
68	堀船一丁目高架下遊び場	1

別紙9 令和5年度 北区シルバー人材センター公園・児童遊園清掃実績(王子・滝野川地区)(50音順)

No.	公園、児童遊園名	清掃人数 (1日当たり)
69	堀船一丁目児童遊園	1
70	堀船公園	1
71	堀船三丁目児童遊園	1
72	堀船第三公園	1
73	堀船第二公園	1
74	堀船二丁目児童遊園 堀船三丁目西児童遊園	1
75	堀船四丁目西児童遊園	1
76	堀船四丁目児童遊園	1
77	堀船緑地	1
78	南橋公園	1
79	南谷端公園	2
80	宮堀児童遊園	1
81	柳田公園	2
82	童橋公園	1
83	西ヶ原二丁目児童遊園	1
84	西ヶ原三丁目児童遊園	1

注1：秋季の追加時間(落ち葉掃き)があります。

注2：「名主の滝公園児童コーナー(旧プール隣)」も忘れないでください。

別紙10 令和5年度 福祉施設公園・児童遊園清掃実績（共通）

No.	地区	公園名	団体名	清掃人数(名) (1日当たり)
1	王子・滝野川	滝野川公園	飛鳥会	3
2	王子・滝野川	豊島七丁目南児童遊園	王子福祉作業所	1
3	王子・滝野川	東十条一丁目高架下児童遊園	〃	2
4	王子・滝野川	ちんちん山児童遊園	〃	2
5	王子・滝野川	東十条南児童遊園	〃	2
6	王子・滝野川	王子三丁目公園	〃	2
7	王子・滝野川	王子三丁目児童遊園	たいよう事業所	2
8	王子・滝野川	いがしら児童遊園	〃	2
9	王子・滝野川	上中里一丁目児童遊園	ワーク・イン・あすか	3
10	王子・滝野川	旧古河庭園児童遊園	〃	3
11	王子・滝野川	西ヶ原一丁目児童遊園	〃	3
12	王子・滝野川	あすか緑地	〃	3
13	赤羽	八幡山児童遊園	あゆみ福祉作業所	3
14	王子・滝野川	王子五丁目児童遊園	〃	3
15	赤羽	赤羽北児童遊園	第二ワークハウスペガサス	2
16	赤羽	赤羽北二丁目児童遊園	〃	2
17	赤羽	赤羽北三丁目児童遊園	〃	2
18	赤羽	赤羽北三丁目第一児童遊園	〃	2
19	赤羽	赤羽緑道公園	赤羽西福祉作業所	4～6
20	王子・滝野川	西ヶ原みんなの公園	飛鳥晴山苑	3～5

別紙11 北区立公園・児童遊園 美化推進団体一覧(共通)

No.	地区名	公園名	団体名	人数
1	赤羽	赤羽台四丁目公園	赤羽台四丁目わかば会	4
2	赤羽	鶴ヶ丘児童遊園	鶴ヶ丘町会	1
3	赤羽	赤羽台さくら並木公園	さくら保存会	4
4	王子・滝野川	栄町ふれあい公園	栄町親和会	1
5	王子・滝野川	昭和町ふれあい児童遊園	昭和町自治会	1
6	赤羽	志茂四わかば児童遊園	志茂四丁目町会	1
7	赤羽	志茂三丁目小柳川公園	志茂三丁目自治会	2
8	赤羽	志茂三丁目児童遊園	志茂三丁目自治会	1
9	王子・滝野川	王子本町公園	王子本町二丁目町会	2
10	王子・滝野川	滝野川三丁目児童遊園	紅葉自治会	2
11	王子・滝野川	四本木児童遊園		
12	赤羽	志茂五丁目児童遊園	志茂五水門自治会	1
13	王子・滝野川	田端西台児童遊園	田端西台自治会	1
14	王子・滝野川	ちんちん山児童遊園	岸町二丁目町会	1

公募終了に伴い、「別紙12 令和4年度公園管理費(歳入)(参考)公表HP用」は削除しました。

公募終了に伴い、「別紙12 令和4年度公園管理費(歳出)(参考)公表HP用」は削除しました。

緑化維持標準仕様書

平成 22 年 12 月

東 京 都 北 区

目 次

第 1 章	総 則	3
第 1 節	一 般 事 項	3
1.1.1	適用範囲	3
1.1.2	費用負担	3
1.1.3	法令等の遵守及び手続の代行	3
1.1.4	軽微な変更	3
1.1.5	関係書類の提出	3
1.1.6	疑義の決定等	3
第 2 節	着 手	3
1.2.1	作業の着手	3
1.2.2	着手届の提出	3
第 3 節	作業の適正化	4
1.3.1	工程管理	4
1.3.2	作業についての事前協議	4
1.3.3	材料一般	4
1.3.4	支給材料	4
1.3.5	発生材料	4
1.3.6	作業用機械器具等	4
1.3.7	現場の安全管理	4
1.3.8	作業記録写真	4
1.3.9	作業の確認	4
第 4 節	完 了	5
1.4.1	後片づけ	5
1.4.2	作業の完了	5
第 2 章	園地管理	5
第 1 節	一 般 事 項	5
2.1.1	植物への配慮	5
2.1.2	施行時期	5
2.1.3	材料の管理	5
第 2 節	植込地・樹林地管理	5
2.2.1	高中木剪定	5
2.2.2	低木手入	5
2.2.3	生垣手入	6

2.2.4	刈込み、整形仕立て	6
2.2.5	花木剪定	6
2.2.6	施肥	6
2.2.7	除草	6
2.2.8	病虫害防除	6
2.2.9	樹木灌水	7
2.2.10	控木取替等	7
2.2.11	枯損木・危険木処理	7
第3節	芝生地・草地管理	7
2.3.1	刈込み	7
2.3.2	施肥	7
2.3.3	除草	7
2.3.4	目土かけ	7
2.3.5	ブラッシング	7
2.3.6	エアレーション	8
2.3.7	補植	8
第4節	花壇管理	8
2.4.1	材料一般	8
2.4.2	地拵え	8
2.4.3	植えつけ	8
2.4.4	除草、灌水	8
2.4.5	施肥	8
2.4.6	病虫害防除	8
2.4.7	その他	8
第3章	街路樹・植樹帯管理	9
第1節	一般事項	9
3.1.1	交通への配慮	9
3.1.2	通常手入	9

第1章 総 則

第1節 一 般 事 項

1.1.1 適 用 範 囲

- 1 この緑化維持標準仕様書（以下、「仕様書」という。）は、北区が実施する公園、街路樹、植樹帯、園庭、学校、庁舎等の植栽の維持管理委託に適用する。
- 2 委託業務で行う作業は、本仕様書に定める仕様に従い実施すること。
- 3 この仕様書に定めのない事項については、「緑化技術基準」等、区長が定めた基準等による。その他については、「東京都土木工事標準仕様書」、「土木材料仕様書」を準用する。
- 4 同一種別の仕様について、本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書の定める仕様に従い実施すること。

1.1.2 費 用 負 担

材料、作業の検査及び官公署への届出手続に必要な費用は、受託者の負担とする。

1.1.3 法令等の遵守及び手続の代行

- 1 作業を実施するにあたり、関係する法令、条例及び規則等を遵守しなければならない。なお、官公署への届出手続等については、すみやかに処理し、作業の円滑な進ちょくを図ること。
- 2 作業を実施するうえで、関係官公署、付近住民、利用者との折衝を要するとき、又交渉要請を受けたときは、すみやかに監督員と協議し、その決定に従い必要な作業を実施すること。

1.1.4 軽 微 な 変 更

現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を部分的に変更するなど、軽微な変更は監督員と協議のうえ実施すること。

1.1.5 関係書類の提出

受託者は、別に定める様式（請負者等提出書類処理基準）にもとづき、監督員が指定する期日までに関係書類を提出し、作業を実施するうえで必要となる承認を受けること。

1.1.6 疑 義 の 決 定 等

この仕様書に定める事項及び施行の細目について疑義を生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、監督員と協議のうえ、定めるものとする。

第2節 着 手

1.2.1 作 業 の 着 手

作業の着手は原則として、契約確定日以降速やかに行うこと。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は監督員に従う。

1.2.2 着 手 届 の 提 出

受託者は、作業の着手に先立ち、工程表を添付した着手届を提出すること。

第3節 作業の適正化

1.3.1 工程管理

- 1 受託者は、工程表により適正な施行管理を行うものとする。
- 2 現行の工程表に変更が生じた場合は、その都度変更した工程表を提出し、監督員の承認を受けること。なお、軽微な変更についてはこの限りでない。

1.3.2 作業についての事前協議

特に、作業時期が定められたもの及び、時期を逸すると効果の期待できない作業については、監督員と事前に協議したうえで、実施すること。

1.3.3 材料一般

材料は、すべて監督員の検査を受け、合格したもののみ使用し、不合格品がある場合は、ただちに搬出すること。

1.3.4 支給材料

- 1 受託者は、支給材料を受けるときは「支給材料請求書」の提出、その他所定の手続きをとる。
- 2 受託者は、支給材料を支給場所から現場に運搬し、適正な管理のもとに保管する。

1.3.5 発生材料

発生材料は、数量を確認し「発生材報告書」に必要事項を記入したうえで、所定の手続きをとる。発生材の運搬処理については、処理方法が指定されているものを除き監督員に従う。

1.3.6 作業用機械器具等

- 1 作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用すること。
- 2 病原菌に侵された部位に使用した器具は、使用後ただちに付着物を拭き取り、アルコール等で消毒を行い、乾かしてから使用すること。

1.3.7 現場の安全管理

- 1 作業にあたっては、来園者等に危険のないよう充分注意して行うこと。
- 2 作業にあたっては、施設、樹木等を損傷しないよう充分注意すること。万一損傷した場合は受託者の負担で原形に復すること。
- 3 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、遅滞なく監督員に報告すること。

1.3.8 作業記録写真

受託者は、監督員より作業記録写真の提出を求められたときは、作業ごとに作業状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受けること。なお、写真は必要に応じカラー写真とし、作業前、作業中、作業後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影すること。

1.3.9 作業の確認

受託者は、必要に応じて作業内容確認申請書を提出すること。

第4節 完了

1.4.1 後片づけ

受託者は、作業の完了に先立ち、すみやかに不要材料を整理処分すること。

1.4.2 作業の完了

受託者は、作業完了後すみやかに書類を点検整備し、所定の手続をとること。

第2章 園地管理

第1節 一般事項

2.1.1 植物への配慮

作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生き物としての植物に対する細心の注意を払って作業を行い、その目的を達するよう努める。

2.1.2 施行時期

各作業は天候、育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と協議のうえ進める。

2.1.3 材料の管理

搬入した材料は、損傷、枯損することのないよう、適切に管理する。

第2節 植込地・樹林地管理

2.2.1 高中木剪定

1 剪定の種類

イ) 基本剪定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季剪定に適用し、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。大枝の切断面には防腐処理を施す。

ロ) 軽剪定は樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏期剪定に適用し、切詰め、枝抜き等を行う。骨格枝の枝下し、切返し剪定は行わない。

2 剪定の方法

剪定を行うにあたっては、監督員と事前協議を行ったうえで、基本剪定もしくは軽剪定を行う。なお、使用車両、剪定日等についても、事前に監督員と協議を行うこと。

剪定の方法については、「緑化技術基準第3章Ⅱ-1 剪定」による。

2.2.2 低木手入

樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。その他は高中木剪定に準ずる。

2.2.3 生垣手入

- 1 冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえる。
- 2 枝葉の疎らな部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはシュロ縄を用いる。
- 3 1回目の刈込みの際に、一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して、徐々に刈地原形に仕立てていく。特にヒノキ、サワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。

2.2.4 刈込み、整形仕立て

- 1 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。又針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り、充分注意しながら芽つき等を行う。
- 3 大刈込みは、各樹種の生育状態に依り、刈地原形を充分考慮しつつ刈込む。又植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。

2.2.5 花木剪定

花木類については、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定を行うこと。

2.2.6 施肥

定められた施肥量を肥料、施肥の種類（元肥、追肥等）及び各樹木の特性に依りて最も効果が期待できるよう施肥方法について監督員と協議する。

2.2.7 除草

- 1 既存植物をいためないよう、除草ホークなどを用いて根ごと取り除く。
- 2 抜きとった雑草は、毎回指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

2.2.8 病虫害防除

- 1 病虫害発生の早期発見に努める。発見された場合は、監督員と事前協議を行った上で、物理的防除または農薬による防除を行う。防除の方法は「緑化技術基準第3章Ⅱ-3病虫害防除」による。ただし、樹林地管理においては、物理的防除を原則とする。

2 物理的防除

幼令期の害虫が付着している枝葉の幼虫を落下させないように注意深く当該部の枝葉を切り取り、すみやかに指定場所に処分する。

3 農薬による防除

イ) 用いる農薬は人体影響を考慮し、ピレスロイド系を優先する。ただし、対象樹木や対象害虫によってはこの限りではない。

ロ) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

ハ) 農薬は指定の濃度に正確に希釈混合し、最小限の範囲内で散布する。

ニ) 農薬を散布する場合は、周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について配慮し、事前周知に努める。

ホ) 散布に際しては、来園者をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう充分注意して行う。

2.2.9 樹木灌水

- 1 移植後3～5年までの樹木については、夏季に必要な応じ、監督員と協議のうえ、灌水を行う。
- 2 乾燥によって樹勢の落ちている樹木については、監督員と協議のうえ、随時灌水を行う。

2.2.10 控木取替等

- 1 控木の撤去等が必要な場合は、監督員と事前に協議したうえで、控木取り外しまたは結束直し、取り替を行う。撤去等の方法は「緑化技術基準第3章Ⅱ－6控木取替等」による。
- 2 控木の再取付けにあたっては、「東京都土木工事標準仕様書4.4.2保護及び養生」に準じて行う。

2.2.11 枯損木・危険木処理

- 1 枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設物等を損傷しないよう注意深く行う。又周囲の芝生等は必要に応じて、シートを覆せるなど保護処置を行う。
- 2 切株は、出来るだけ地際より処置すること。
- 3 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処理すると共に、周囲はきれいに清掃する。

第3節 芝生地・草地管理

2.3.1 刈込み

- 1 刈込みは、芝生地・草地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- 2 刈込高は監督員と協議する。
- 3 刈りとった茎葉等は指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。
- 4 縁切りは、監督員と協議のうえ、対象灌木施設等にほふく茎が侵入しないよう、灌木類にあつては、樹冠より10cm内外の幅で垂直に切り込む。

2.3.2 施肥

所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

2.3.3 除草

- 1 芝生をいためないよう、除草ホークなどを用いて根より丁寧に抜きとる。
- 2 抜きとった雑草は、毎回指定箇所に集積しまとめて処理するとともに除草跡はきれいに清掃する。

2.3.4 目土かけ

- 1 目土は植物の根、ガレキ、赤土等がないものとし、必要に応じてふるい分けした目土用土を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は指定の混入率となるよう入念に混合する。
- 2 目土用土は、指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一にすり込む。なお、芝生面に不陸がある場合には、不陸整地を勘案しながら行う。

2.3.5 ブラッシング

- 1 匍匐茎や根などを切断すると共に、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、レーキやホーク等で引っかく。
- 2 発生した枯葉枯茎等は毎日指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、跡はきれいに清掃

する。

2.3.6 エアーレーション

- 1 芝生土壌の硬化を防止するためにエアーレーション器具又は機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
- 2 穴及びカッティングの深さ間隔等は監督員と協議する。

2.3.7 補植

- 1 補修箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換するか、土壌改良を施したうえ沈下防止の為よく転圧する。
- 2 張芝にあたっては、周囲と同じ高さになるよう調整し転圧、目土を施し、よく灌水する。

第4節 花壇管理

2.4.1 材料一般

花苗は、発育良好で病害虫に侵されていないもとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している、徒長していない整一な型姿のものを使用する。球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

2.4.2 地拵え

- 1 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
- 2 肥料を施す場合には、指定の施肥量を、花壇面に均一にまき、くわ、レーキなどにより床土とよく混合する。

2.4.3 植えつけ

植えつけは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。

2.4.4 除草、灌水

除草及び灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう監督員と連絡を密にして行う。

2.4.5 施肥

- 1 元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
- 2 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法により行う。

2.4.6 病虫害防除

第2節病虫害防除の薬剤防除に準ずる。

2.4.7 その他

- 1 花壇縁取り及び修景用低木、花木等は第2節植込地・樹林地管理の諸手入に準じて行う。
- 2 花壇内の芝生管理については、第3節芝生地・草地管理に準じて行う。
- 3 その他は「緑化技術基準第3章IV-3花壇管理」参照。

第3章 街路樹・植樹帯管理

第1節 一般事項

3.1.1 交通への配慮

- 1 受託者は、路上で作業中交通の妨害となる行為、その他、公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の事項を守り、交通及び保安上十分な注意をすること。
 - イ) 交通及び保安に関係ある作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な施設をすること。
 - ロ) 作業の実施のため、交通を禁止し、又は制限する必要があるときは、区係員の承認を得てから関係官公署の許可により、必要な箇所に指定の表示をし、危険防止柵などを設置し、現場の保安警戒に十分注意すること。
 - ハ) 作業区域内に車輛又は歩行者の通行があるときは、これらの交通に十分な施設をするとともに、監督員の指示により交通整理員をおくこと。

3.1.2 通常手入

受託者は、街路樹、植樹帯の管理については刈込み、施肥、補植、枯損株撤去、芝生手入、病虫害防除、除草剤散布、除草等は、第2章園地管理の各項に準じる。

緑化維持標準仕様書

昭和56年 4月 初版発行

平成22年12月 改訂

編集 東京都北区まちづくり部道路公園課

東京都北区王子本町1-15-22

緑化技術基準

平成22年6月
東京都北区



City of Kita

目

次

第1章 総則

I 一般事項	-----	1
1 基準の目的	-----	1
2 適用の範囲	-----	1
3 図書の構成	-----	1
II この基準の考え方	-----	2
1 緑化工事の考え方	-----	2
2 植物管理の考え方	-----	2

第2章 緑化工事

I 植生基盤工	-----	5
1 基本事項	-----	5
2 有効土層の確保	-----	5
3 土質	-----	6
4 排水	-----	6
5 土壌改良	-----	6
1) 地表下60cm以深	-----	6
2) 地表から地下60cmまで	-----	6
II 植栽工	-----	7
1 基本事項	-----	7
1) 既存樹木の保全	-----	7
2) 樹木等の選択	-----	11
(1) 在来種の利用	-----	11
(2) 環境による選択	-----	12
3) 配植	-----	13
2 高・中木植栽	-----	13
1) 工程	-----	13
2) 植栽時期	-----	14
3) 施工方法	-----	14
(1) 樹木搬入	-----	14
(2) 幹巻き	-----	14

	(3) 植穴床掘	14
	(4) 植え付け	14
	(5) 控木取付け	15
3	低木植栽	21
	1) 工程	21
	2) 植栽時期	21
	3) 施工方法	21
4	生垣植栽	22
	1) 工程	22
	2) 植栽時期	22
	3) 施工方法	22
5	地被類植栽	23
	1) 工程	23
	2) 植栽時期	24
	3) 施工方法	24
	(1) 一般地被類	24
	(2) 特殊地被類	25
6	壁面植栽	25
7	屋上植栽	26
	1) 土壌と荷重	26
	2) 水分調整・防水・防根対策	26
	3) 灌水・保水	26
	4) 植物	27

第3章 植物管理

I	植物管理計画	28
1	管理方針の策定	28
2	植物管理計画表の作成	28
II	植込地管理	28
1	剪定	29
	1) 基本事項	29
	2) 剪定時期	30
	3) 剪定の方法	31
	(1) 枝抜き剪定	31
	(2) 切返し剪定	31

(3) 切詰め剪定	-----	32
(4)刈込み	-----	34
4) 高・中木の剪定	-----	35
(1) 基本事項	-----	35
(2) 剪定基準	-----	35
5) 低木・生垣の剪定	-----	37
(1) 基本事項	-----	37
(2) 剪定基準	-----	37
6) 街路樹の剪定	-----	37
(1) 基本事項	-----	37
(2) 剪定基準	-----	37
2 施肥	-----	38
1) 基本事項	-----	38
2) 施肥時期	-----	38
3) 施肥方法	-----	39
3 病虫害防除	-----	39
1) 基本事項	-----	39
2) 早期発見	-----	39
3) 物理的防除	-----	40
4) 農薬による防除	-----	40
5) 農薬散布前の周知	-----	42
6) 作業時の留意事項	-----	43
7) 散布後の措置	-----	44
4 樹勢回復措置	-----	46
1) 基本事項	-----	47
2) 土壌改良	-----	47
3) 排水	-----	48
4) 客土	-----	48
5) エアレーション	-----	48
6) 灌水	-----	48
7) 施肥	-----	48
8) 剪定・根切り	-----	48
9) 薬剤注入・塗布	-----	49
10) 外科治療	-----	49
5 移植	-----	49
6 控木取替等	-----	49
1) 基本事項	-----	49
2) 控木取り外し	-----	49

3) 控木取替	-----	50
4) 控木結束直し	-----	50
7 枯損木・危険木の処理	-----	50
1) 基本事項	-----	50
2) 処理方法	-----	50
Ⅲ 樹林地管理	-----	51
1 剪定	-----	51
1) 基本事項	-----	51
2) 剪定の方法	-----	51
2 施肥	-----	51
3 病虫害防除	-----	52
1) 基本事項	-----	52
2) 防除の方法	-----	52
4 下草刈	-----	52
5 林内清掃	-----	52
6 間伐・移植	-----	52
7 補植	-----	52
Ⅳ 草地等管理	-----	53
1 芝生地管理	-----	53
1) 基本事項	-----	53
2) 刈込み	-----	53
(1) 基本事項	-----	53
(2) 刈込みの方法	-----	54
3) 施肥	-----	54
(1) 基本事項	-----	54
(2) 施肥方法	-----	54
4) 目土かけ	-----	54
(1) 基本事項	-----	54
(2) 目土かけの方法	-----	55
5) 除草	-----	55
(1) 基本事項	-----	55
(2) 除草の方法	-----	55
6) 病虫害防除	-----	55
7) エアレーション	-----	55
(1) 基本事項	-----	55
(2) 施工方法	-----	55

	8) 灌水	55
	9) ブラッシング	56
	10) 補植	56
2	草地管理	56
	1) 基本事項	56
	2) 草刈り	56
	3) 立入制限	57
3	花壇管理	57
	1) 基本事項	57
	2) 地ごしらえ	57
	3) 植付け	57
	4) 除草・灌水	57
	5) 施肥	58
	6) その他	58
4	菖蒲田管理	58
	1) 除草	58
	2) 株分け	58
	3) 定植	59
	4) 施肥	59
5	壁面緑化管理	59
	1) 基本的事項	59
	2) 除草	59
	3) 灌水	59
	4) 施肥	59
	5) 荷重負荷の対応について	59
	6) 安全対策	59
	7) その他	59
6	屋上緑化管理	60
	1) 基本的事項	60
	2) 除草	60
	3) 灌水	60
	4) 施肥	60
	5) その他	60

第1章 総則

I 一般事項

1 基準の目的

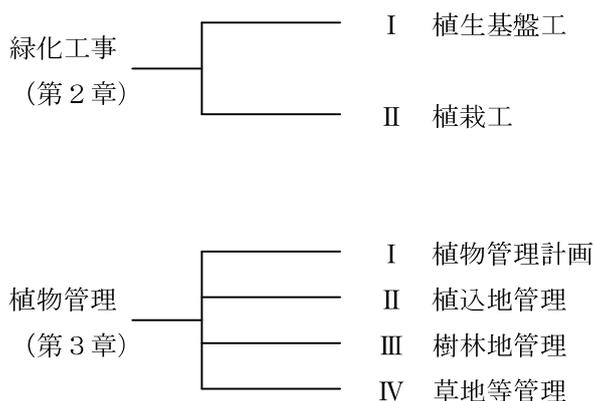
緑化工事と植物管理に関する技術的基準を定め、その標準化を図ることにより、区内の緑の質的・量的向上に資することを目的として、この基準を定める。

2 適用の範囲

この基準は、東京都北区が行う道路や公園などの区有施設の緑化工事、維持管理および東京都北区みどりの条例に規定する「保護と育成」に基づく緑化工事、維持管理、助成等に適用する。

3 図書の構成

この基準の構成は以下のとおりである。



※商品名は、一般的に使用されているものを用いた。

表1 みどりの条例による緑化助成事業

保護樹木等の保存のために行う剪定、施肥、病虫害防除等の維持管理。
住民によるみどりの協定緑化計画（区長の認定を受けたもの。）に基づくみどりの保護と育成。
事業所等のみどりの協定緑化計画（区長と協定締結したもの。）に基づくみどりの保護と育成。
緑化モデル地区（保全モデル地区および推進モデル地区。）
条例外の緑化助成事業
生垣造成助成にかかわる緑化工事
都市建築物緑化推進事業（屋上緑化・ベランダ緑化・壁面緑化）

II この基準の考え方

都市の緑には、今、生物多様性保全機能や温暖化緩和機能、防災機能など、多様な機能が求められている。そして、そのような機能を高めていくためには、地域に適した植物、特に地域の個性を表出している在来種の利用や、適切な植栽技術の採用が必要になる。

この基準は、このようなニーズに応え、都市の中で緑が人々と共存していくために必要な技術的指針を示すことを目的として作成されたものである。

1 緑化工事の考え方

緑化工事を進めるにあたっては、まず、植物が健全に生育できる生育環境を整備しなければならない。

一般的な造園木の場合は、かなり良好な土壌でなければ健全な生育は期待できず、正しい植生基盤工がなされていなければ、まず、植生立地としては利用できない。

そこで、この基準では、植栽工事に先だつ植生基盤工を重視している。

さらに、植栽工事を行うにあたっては既存樹木の保護と在来種の尊重を求めている。

既存樹木は単に緑の量として重要なだけでなく、まちの歴史を伝える存在として、地域の人々に親しまれてきた点においても、重要である。そのため、この基準では、既存樹木を極力当該敷地内に保存することを求めている。

また、これからの緑化は、単に緑の量を増やすだけの緑化から、地域の個性を表出し、生活の場の中に自然を取り戻す緑化に変わっていかなければならない。そのためは、地域本来の植物である在来種の利用が有効なので、本書では特にそれを求めている。

我が国は高度に造園技術が発達してきた経緯をもつため、ありとあらゆる植栽技法が職人の社会の中で培われてきた。しかし、それらの技法を一般化することは困難で、また、公共造園においては、これらの詳細かつ高度な技術を網羅しても、それほどの実益はない。そこで、本基準では、施工方法については、一般的な公共造園で行われている標準的な作業基準を採用している。

2 植物管理の考え方

植物の管理は、その植物自体の特性やおかれる場所によって違ってくる。そこで、この基準では、それぞれの植物のおかれた場を植込地、樹林地、草地等に分け、区分ごとに管理にあたっての基本的な考え方を示している。個々の植物の管理手法については園芸図鑑等を参照されたい。

公共造園にあつては、民家の庭のような、高度でタイムリーな管理を行うことは、経費や管理技術、施工体制の面からいってなしえない。そこで、この基準では、植物の生育を助けるために必要な事項と、他の人間活動との調整を図るために必要な事項だけを対象として取り上げている。また、効率的で適切な管理を実施するために、まず、植物管理計画を策定することを求めている。

この基準でとりあげている管理事項はおおむね一般的なものではあるが、それでも必要以上の管理は植物自体の生育や周辺環境に多大な影響を与えてしまうことに注意しなければならない。特に、必要以上の剪定や過った剪定、不用意な薬剤散布などは、その植物や生態系にいいしれぬダメージを与える。また、対象とする植物の性質を無視した管理も植生の健全な発達を阻害してしまう。これらの管理を行うにあたっては十分な配慮が求められるのである。

本書を利用するにあたっては、これらの点によく注意されることを期待する。

表2 公共施設の緑化基準（北区みどりの条例施行規則第十二条関係）

施設の種類	緑化の基準
道 路	1 歩道の幅員が3.5メートル以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹および植樹帯又はそのいずれかを設ける。 2 歩道の幅員が3.5メートル未満の道路については、可能な限り植樹する。
公 園 等	1 児童遊園、街区公園又は運動公園については、敷地面積の10分の3以上の面積を緑化する。 2 前号に規定する公園以外の公園については、敷地面積の10分の5以上の面積を緑化する。 3 緑地については、敷地面積の10分の8以上の面積を緑化する。
学 校	1 敷地面積の100分の8以上の面積を緑化対象面積として植樹する。 2 校地内周囲に、幅およそ2メートル以上の緑化対象地を設け植樹する。 3 へいは、原則として生けがき（金網さく等を併設する植樹帯を含む。以下同じ。）とする。 4 植樹の算定基準は、別表第3第2号の規定を準用する。
庁 舎 等	1 敷地面積の100分の8以上の面積を緑化対象面積として植樹する。 2 へいは原則として生けがきとする。 3 植樹の算定基準は、別表第3第2号の規定を準用する。

注 緑化対象面積に係る植樹の算定基準は、次に掲げるところによる。

別表第3第2号（北区みどりの条例施行規則第十三条関係）

ア 生けがきによる緑化面積は、生けがきの長さに幅〇.六メートルを乗じて得た数値とする。

イ 独立樹木一本当たりの緑化面積は、高木については、三平方メートル、中木については、一平方メートル、低木については、〇.一平方メートルを算定基準とする。ただし、樹種又は植樹方法によっては、この基準により難いことが明らかであるときは、この限りでない。

ウ (1) 高木とは、樹高五メートル以上の樹木をいう。ただし、植栽時において樹高三メートル以上五メートル未満で、成木時に五メー

トル以上になるものは高木とみなす。

(2) 中木とは、樹高三メートル以上五メートル未満の樹木をいう。

ただし植栽時において樹高一．五メートル以上三メートル未満で、
成木時に三メートル以上五メートル未満になるものは中木とみなす。

(3) 低木とは、高木および中木以外のものをいう。

第2章 緑化工事

I 植生基盤工

1 基本事項

植栽地の土壌は植物の良好な生育に適するものとし、必要に応じ客土、土壌改良等を図り、植物の育成に支障のないようにする。

2 有効土層の確保

植物の良好な生育を図るため、耕起、客土等によって根系の発育に必要な有効土層を確保する。有効土層厚の最低基準は表3のとおりとする。

なお、有効土層に排水層は含めない。

表3 有効土層の最低基準

種別	深さ
高木・中木	1 5 0 cm
低木・ツル植物	6 0 cm
地被植物	3 0 cm

※有効土層とは、植物の根が健全に生育しうる土壌の部分で、一般には人工地盤や重粘土、不良土などの根の侵入が著しく困難な部分以外の土壌をさす。

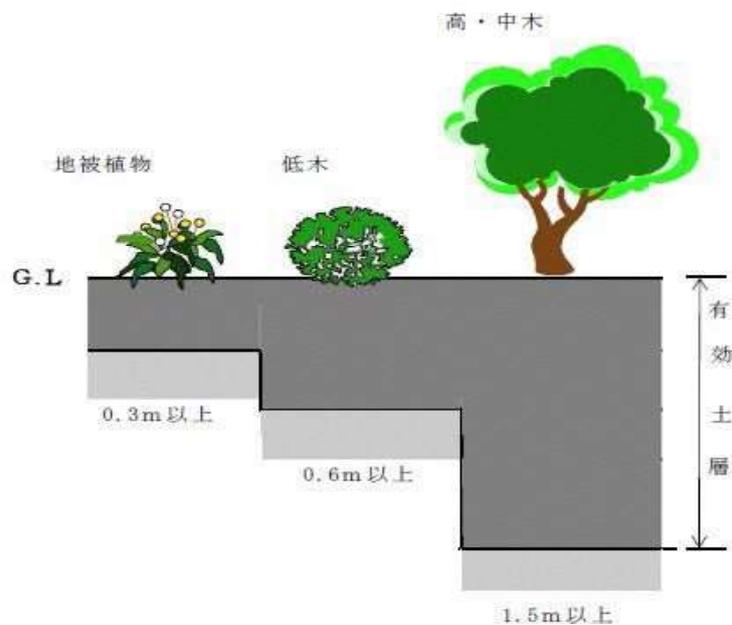


図1 樹木に必要な土層の厚さ

3 土質

有効土層の土質は、植物が健全に生育するうえで、必要な物理的、化学的、生物学的性質を満たしていなければならない。すなわち、一般的な造園木については、膨軟で、腐食に富み、粒径区分でいえば、砂質土、壤土、埴壤土に属する土壌を用いる。それ以外の土壌については適宜土壌改良を施すか、または客土を行う。

なお、径が30cm以下のがれきやレンガ等のくず類を量的に過大にならない限り有効土層以下の下層に使用し、空気、水の調節機能をもたせることもできる。しかし地表から浅いところでは避けなければならない。

4 排水

湿性植物以外の植物を植栽する場合は、有効土層内に滞水層が形成されないようにし、滞水層が形成されるおそれがある場合は、有効土層下に排水層を設けるなどの排水対策を施す。

5 土壌改良

一般的な植込地については、以下の標準により土壌改良を行う。

1) 地表下60cm以深

地表下60cmより深い部分については、土壌の物理性の改善を主たる目的として、砂またはパーライトなどの無機質土壌改良剤を添加することを標準とする。

表4 土壌改良剤添加割合 (地表下60cm以深)

資材	割合 (%)
砂	0～20
無機質土壌改良剤	5～20

2) 地表から地下60cmまで

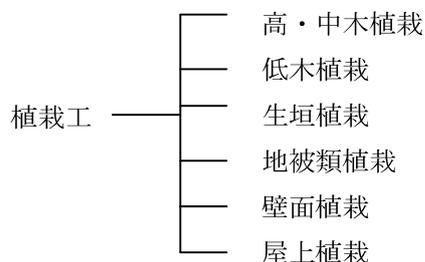
地表から60cmまでの部分は、植物が養分吸収を主として行っている部分であるので、土壌の物理性、化学性の改善を主たる目的として、畑土などの良質土、バーミキュライトなどの無機質土壌改良剤およびリサイクル堆肥等の有機質土壌改良剤を添加することを標準とする。

表5 土壌改良剤添加割合 (地表から地下60cmまで)

資材	割合 (%)
畑土	適宜
無機質土壌改良剤	5～15
有機質土壌改良剤	5～15

II 植栽工

植栽工は高・中木植栽、低木植栽、生垣植栽、地被類植栽、壁面植栽、屋上植栽よりなる。



1 基本事項

植栽工は、1) 既存樹木の保全 2) 樹木等の選択 3) 配植の各基準に適した内容のものでなければならない。

1) 既存樹木の保全

- ・既存の在来樹木は極力保全する。土地利用上当該樹木が支障となる場合は可能な限り、敷地内に移植し、やむを得ない場合には他の適当な場所に移植する。
- ・既存樹木の根または枝をやむを得ず切った場合は、適切な保護措置を講ずることにより、樹木の枯死や風倒を招かないようにする。

(1) 既存樹木の移植

- ・既存樹木の移植を行う場合は、根回しを行ったうえで、移植適期に行うことを原則とし、やむを得ずそれ以外の時期に移植を行う場合は、発根促進剤塗布、樹幹注射、側根給水、蒸散抑制などの活着を高める措置を講じる(第3章II-4 樹勢回復措置参照)。
- ・老木・大木および貴重木等には、移植の困難なものが多いので、同様の措置を講じる。
- ・樹種によって移植の容易なものや困難なものがあるので、それぞれの特性に応じた措置をとる。

表6 移植が困難な樹木

生育型	種名
針葉樹	アカマツ、モミ、イヌガヤ
落葉広葉樹	クヌギ、カラスザンショウ、オニグルミ、カキノキ、ネムノキ、モクレン、チャノキ、シャリンバイ
常緑広葉樹	アカガシ、タブノキ、シロダモ
ツル植物	フジ

a 根回し

根回しは樹種および移植予定時期を十分考慮し、可能な限り極寒期、酷暑期を避け、根の発根が著しい春期から梅雨期までに行う。春期根回しを行った樹木の移植は、落葉樹では、その年の秋から翌年の春先に、常緑樹では翌年の春又は梅雨期に行う。ただし、可能な場合は、さらに1~2年待ち、移植を行う。

根回しに際しては、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行う。なお、根回しに当たっては、樹種の特性に依り、枝の切透かし、摘葉等を行い、控木を取り付ける。

主な根回しの方法を以下に示す。

ア 溝掘式

- ① 移植時の運搬と移植後の生長を考え、根元直径の3~5倍の鉢を定め、周囲を掘り込む。掘り込み時には樹木の支持根となるべき太根は残す。
- ② 支持根は3方か4方にとり、他の根は鉢に沿って切断する。切断には鋭利な刃物を使用し、切口を切り直す。
- ③ 残された支持根は幅10cm程度に環状剥皮を行う。
- ④ 太根の処理が終わったあと、根巻、縄締を行い、仮支柱を掛けて表土を埋戻し、埋戻後枝葉の切り透かしをしたうえで養生を行う。

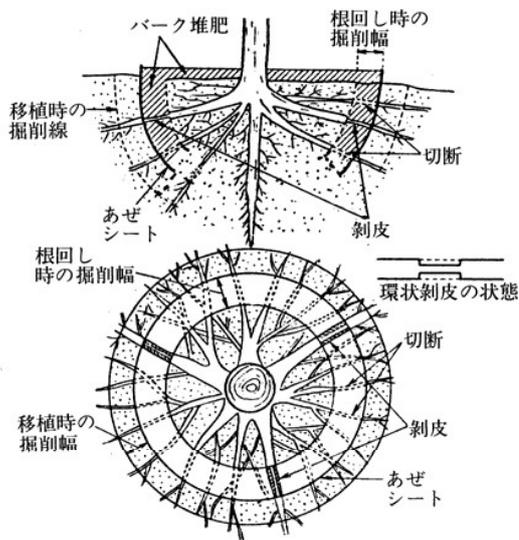


図 4-7-2 根回しの方法(例)

図2 根回しの方法

(出典：道路緑化技術基準・同解説 (社) 日本道路協会)

イ 断根式

この方法は溝掘式根回し法のように根巻きを行わず、側根だけ切断する方法で、比較的浅根性（非直根性）の樹種に適用する。

- ① 幹の周囲を掘り回し、そこに出ている根を切り離す。
- ② その後、整地をし、仮支柱を掛けて、枝葉の切透かしをしたうえで養生を行う。

簡易に行う場合は、地表から根切鋏で側根を切る方法で行う。根回し後の管理は植栽後の養生と同じ方法で行う。

- ③ 残された支持根は幅 10 cm 程度に環状剥皮を行う。

ウ 特殊な根回し法

根廻し後の養成期間を短時間しかとれない場合、および不適期に根回しを行わなければならない場合は、発根促進措置を併用する方法で根回しを行う。

養生期間を取ることができない場合は、仮植地ないしは移植先で発根促進剤等の使用によって発根の促進を図るかたちで根回しを行う。

移植直後には細根が存在せず、樹木の水分の吸収と蒸散のバランスがくずれやすいので、水分バランスを維持するため、側根給水などの適切な措置を講じる。

※側根給水法

切断された側根にタンクなどから直接水を吸収させることにより、比較的大量の水を直に樹木に補給する方法。

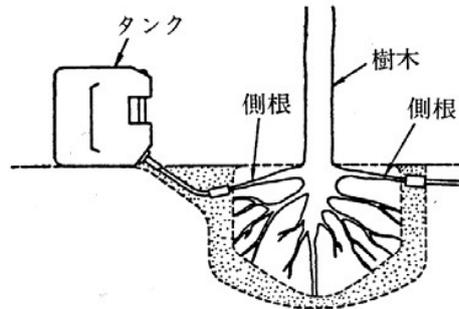


図3 側根給水法（出典：造園施工管理 技術編 （社）日本公園緑地協会）

b 移植の方法

樹木の移植に当っては樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期、土質、樹種、樹木の生育の状態等を考慮して枝葉を適度に切詰め、切透かし、摘葉等をおこなう。

- ① 掘取りを行う前に、時期および地質、樹種、樹木の生育状態に応じて、あらかじめ枝葉の切透かし又は摘葉等の適当な保護養生を行う。
- ② 掘取りは以下の要領で行う。
 - ・落葉樹は、所定の大きさより大きく掘り下げた後に、所定の大きさに仕上げる。
 - ・常緑樹等鉢を付けるものは、所定の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸みをつけて掘り取る。
 - ・樹木の鉢巻きは、あらかじめ根の切返しを行い、わら縄で根を堅固に巻き付け、土質又は根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻き付けなければならない。なお、根回しを行った場合は、細根を損傷しないように鉢巻を行うこと。
- ③ 樹木運搬は、枝幹の損傷や鉢くずれ等のないよう十分保護養生のうえ掘り取り後速やかに行う。特に根部が直射日光や風に直接当たらないよう又、乾燥しないよう配慮する。
- ④ 植え付けは第2章Ⅱ-2-3) 高・中木植栽の施工方法により行う。

2) 樹木等の選択

植栽樹種は在来種を原則とし、植栽地の環境、利用形態にあったものを選択する。外来種(園芸種)を植栽する場合は、可能な限り、種子散布などにより自然・半自然生態系を脅かす恐れのないものを採用する。

(1) 在来種の利用

特定の利用形態を目的としない場合は、北区の自然環境に最も適している植物である在来種もしくは古くから野生化している植物を利用する。

表7 北区の主要在来植物

生育型	種名
針葉樹	アカマツ、クロマツ
常緑広葉樹	スダジイ、アカガシ、タブノキ、シラカシ、シロダモ、ヤブツバキ、モチノキ、
落葉広葉樹	ムクノキ、エノキ、ミズキ、エゴノキ、イヌシデ、アカシデ、ケヤキ、コブシ、イロハモミジ、コナラ、クヌギ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、アカメガシワ、ヤマグワ、イヌビワ、カラスザンショウ、ハゼノキ、ヤマハゼ、ヤマウルシ、ハンノキ、オニグルミ、アカメヤナギ、カワヤナギ
常緑低木	アオキ、ヒサカキ、ヒイラギ、イヌツゲ
落葉低木	ムラサキシキブ、ガマズミ、カマツカ、サワフタギ、クサギ、ヌルデ、マユミ、ニシキギ、ニワトコ、モミジイチゴ、ナワシロイチゴ、クサイチゴ、ノイバラ、イボタノキ、コクサギ、ヤマブキ
ツル植物	キツタ、ツタ(ナツツタ)、アケビ、ミツバアケビ、サネカズラ(ビナンカズラ)、フジ、テイカカズラ、サルトリイバラ、ヒヨドリジョウゴ、ノブドウ、アマチャヅル、オニドコロ、スイカズラ、ツルウメモドキ、ヤマノイモ、カラスウリ
タケ・ササ	アズマネザサ
草本(地這性木本を含む)	ヤブコウジ、ジャノヒゲ、ヤブラン、ヤブミョウガ、フタリシズカ、ホウチャクソウ、ベニシダ、イタチシダ、ヤマイタチシダ、オクマワラビ、ヤブソテツ、オニヤブソテツ、イノモトソウ、オオバノイノモトソウ、イノデ、コチジミザサ、シオデ、タチシオデ、チガヤ、ノガリヤス、タチツボスミレ、ノコンギク、オカトラノオ、ヒヨドリバナ、ヤマユリ、ヒカゲイノコヅチ、ヒカゲスゲ、ナキリスゲ、イヌワラビ、ミズヒキ、サクラソウ、ニリンソウ、ススキ、オギ、ヨシ、ヒメガマ

(2) 環境による選択

植栽地の光環境や土壌の乾湿などの土壌条件に適した植物を選択する。

表8 おもな陽樹、陰樹

おもな陽樹 (明るいところ以外では生育が悪い)	
針葉樹	アカマツ、クロマツ、スギ、ヒマラスギ、イチョウ、メタセコイア
常緑広葉樹	アベリア、トベラ、シャリンバイ、ミカン類、ジンチョウゲ、バラ類
落葉広葉樹	ムクノキ、ミズキ、ウメ、エノキ、カイドウ、カシワ、カラタチ、プラタナス、サクラ類、ザクロ、サルスベリ、ヤナギ類、モクレン、センダン、ドウダンツツジ、ニワウメ、ニワザクラ、ネムノキ、フヨウ、ポプラ、ムクゲ、ユリノキ、レンギョウ、オニグルミ、クヌギ、ホオノキ、ノリウツギ、ハギ類、アカメガシワ、ハゼノキ、イイギリ、ハナミズキ、キリ、クリ、カキノキ、ウツギ、コナラ、ヤマグワ、コブシ

おもな陰樹(林内などの暗いところで育つ)	
針葉樹	アスナロ、イチイ、イヌガヤ、イヌマキ、カヤ、コウヤマキ
常緑広葉樹	アオキ、アセビ、イヌツゲ、カクレミノ、シキミ、タラヨウ、ツゲ、ネズミモチ、ヒイラギ、ヒイラギナンテン、ヒイラギモクセイ、マンリョウ、ヤブコウジ、モッコク、ヤツデ、ヤブツバキ、ユズリハ、モチノキ、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、サカキ、ヒサカキ、チャノキ、シロダモ、スダジイ
ツル植物	キツタ、ツルマサキ、テイカカズラ、ピナンカズラ、イタビカズラ

表9 主な耐湿性植物

針葉樹	ラクウショウ、メタセコイア
常緑広葉樹	アオキ
落葉広葉樹	アジサイ、ヤマアジサイ、タマアジサイ、エノキ、クヌギ、オニグルミ、サワグルミ、コブシ、サイカチ、トネリコ、ハンノキ、ミズキ、ムクノキ、ヤチダモ、ヤナギ類 (アカメヤナギ、カワヤナギ、コゴメヤナギ、ネコヤナギなど)、ノイバラ、カツラ、ヤマブキ、ゴマキ
その他	ヨシ、クサヨシ、サクラソウ、ガマ類、カキツバタ等の湿地性植物

表10 乾燥地に耐える樹木

針葉樹	アカマツ、クロマツ
落葉樹	ヤマハンノキ、ネジキ、リョウブ、ハゼノキ、カシワ、プラタナス、ハマナス、ヤマツツジ、ホツツジ、バイカツツジ、ミツバツツジ、エニシダ、クヌギ、コナラ

3) 配植

- ・庁舎、学校、公園等の植栽地では高木・中木または低木・地被植物を適切に植栽することを標準とし、土地の利用形態に即した配植を行う。
- ・接道緑化は、「北区みどりの条例」に基づく「緑化計画書の作成の手引き」および「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「緑化計画の手引」によることを標準とする。
- ・特殊な効果をねらう場合は、その効果を発揮するうえで最も適した植栽を行う。
- ・歩道幅員が2.5m以上の場合は「道路工事設計基準」(東京都建設局)による。ただし、防災緑化、コミュニティ道路の緑化などの特殊な緑化を図る場合は、最もその効果を得られるように植樹する。
- ・歩道幅員が2.5m未満の場合は、歩行者の通行の障害とならないように、車いすのすれ違いに配慮し、2.0m以上の有効幅員を確保したうえで、可能であれば、生垣などの形態の植樹を図る。
- ・河川の緑化は「中小河川の植樹に関する指導基準」に適合するように行い、極力ボリュームのある緑化に努める。

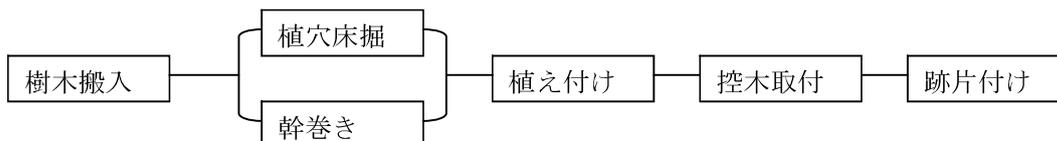
2 高・中木植栽

樹木の植栽を行う場合は、以下の工程で行うことを標準とする。植込地の状態、樹木の生育状態、植栽の形態などにより、上記の標準で行うことが困難な場合は、それぞれ最も適した方法で植栽を行う。

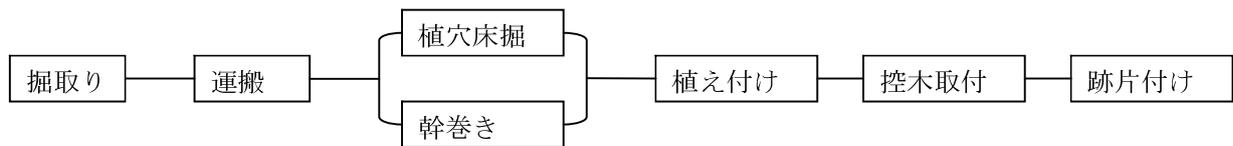
1) 工程

高・中木植栽は植栽木が購入材か、支給材によって大きく2つの工程に分かれる。各工程のフローを以下に示す。

○購入材による場合



○支給材による場合



2) 植栽時期

植栽は、原則として植栽適期に行う。植栽適期以外の植栽では、強度の枝抜き(切口の処理を含む)や摘葉、樹幹注射、薬剤散布、灌水などの適当な保護措置を講じる(第3章Ⅱ-4 樹勢回復措置参照)。

3) 施工方法

(1) 樹木搬入

- ・現場に持ち込む樹木、株物などは、根部をこもなどでおおい、乾燥などのため活着不良とならないように処置する。
- ・樹木、株物などの運搬は、幹の損傷、鉢くずれ枝葉の萎凋などのないよう十分保護養生すること。

(2) 幹巻き

幹および主枝の周囲をわらなどで厚薄のないように包み、その上から2本あわせのシュロ縄を10cm内外の間隔に巻きあげる。

(3) 植穴床掘

- ・植栽する場合、迅速に行うようにあらかじめその根に応じて余裕のある植穴を掘り、水、客土等を準備して樹木又は株物を持ち込んだ後、直ちに植栽しなければならない。
- ・土壌改良剤等を使用する場合は、客土又は埋戻し土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
- ・植穴については、がれき等生育に有害な物を取除き、穴底をよく耕した後、良質土を敷き均さなければならない。

(4) 植え付け

- ・樹木および株物は、植栽に先立って適度に枝葉の切詰め又は切透かしをするとともに、根部は、割れ、傷等の部分を切り除き活着を助ける処置をしなければならない。
- ・植込みについては、樹木の表裏を確かめ、付近の風致に応じて、見栄え良く植え込み、根部に間隙のないよう土を十分に突きいれなければならない。
- ・株物の植栽は、付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、それに倣って全体の配植をしなければならない。
- ・樹種により土ぎめをするものは、根回りに良質土を入れ、根(鉢)に接着するよう突き固めをしなければならない。

- ・施肥を行う場合は、所定の量を植物の根にふれないように施し覆土しなければならない。
- ・植栽した樹木および株物には、原則として水鉢を切り、必要に応じて灌水しなければならない。
- ・樹木の植え付け後直ちに控木を取り付けることが困難な場合は仮支柱を立てて樹木を保護しなければならない。
- ・植栽後は、付近の景趣に合うように見ばえよく整枝剪定をするとともに、小枝間の掃除その他必要な手入れをしなければならない。
- ・植栽における機械施工は、原則として、掘取り時のクレーン車による吊上げ、植付け時のクレーン車による吊込みおよび植穴床掘時のバックホウによるものとしなければならない。

(5) 控木取付け

- ・控木の丸太と樹幹（枝）の取付け部分は、すべて杉皮を巻き、シュロ縄で動揺しないように割りなわがけに結束する。控木の丸太と丸太の接合する部分は釘打ちのうえ鉄線がけを行う。
控木に唐竹を使用する場合は、先端を節止めし、結束部に鋸目を入れ、交差部分に鉄線がけを行う。
- ・八ツ掛、布掛けの場合の控木は、立地条件（風向、土質、その他）を考慮し、適正な角度で見ばえよく堅固に取り付ける。その基部は、所定の深さまで地中に埋込み、さらに根止杭を打込み、固定する。
- ・八ツ掛又は、布掛の場合は、控えとなる丸太（竹）が幹（主幹）または丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束する。
なお、控木の先端はみばえよく切りつめる。
- ・添木を使用する場合は、所定の材料で樹幹をまっすぐ正しくなるように取り付ける。
- ・ワイヤーロープを使用して控えとする場合、樹幹の結束部には所定の幹当を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭などに結束し、固定する。
また、ロープの末端結束部は、ワイヤークリップなどで止め、ロープの交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用すると否とにかかわらず、ロープは緩みのないように張る。

表11 控木取付け使用対象

形式	使用対象
八ツ掛	高・中木植栽は原則としてこれによる
布掛	植え付け間隔が狭く、八ツ掛を個々につけることが不経済なときに用いる
鳥居型	街路樹など八ツ掛を用いることが適切でない場合はこれによる
ワイヤー張り	樹高の高い場合で、八ツ掛では効果的な支柱となりにくい場合は、控えとする

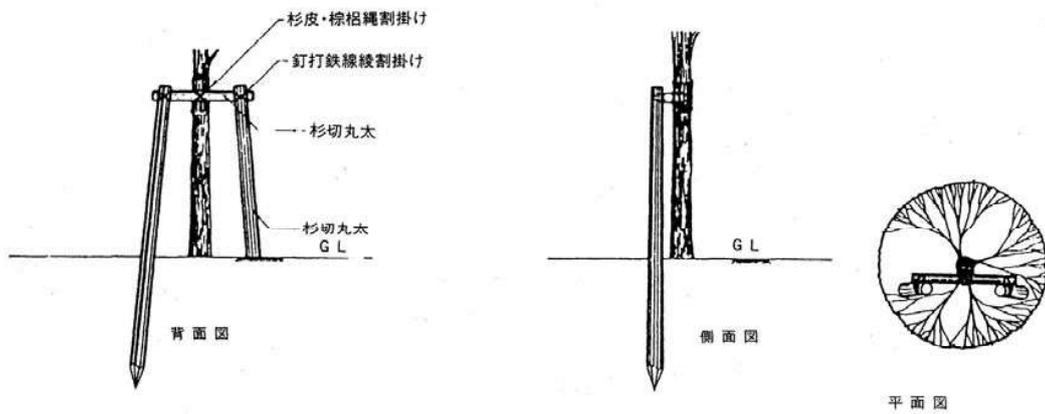


図4.3-9 二脚鳥居支柱（添柱なし）

図4 二脚鳥居支柱（添柱なし）（出典：造園施工管理 技術編 （社）日本公園緑地協会）

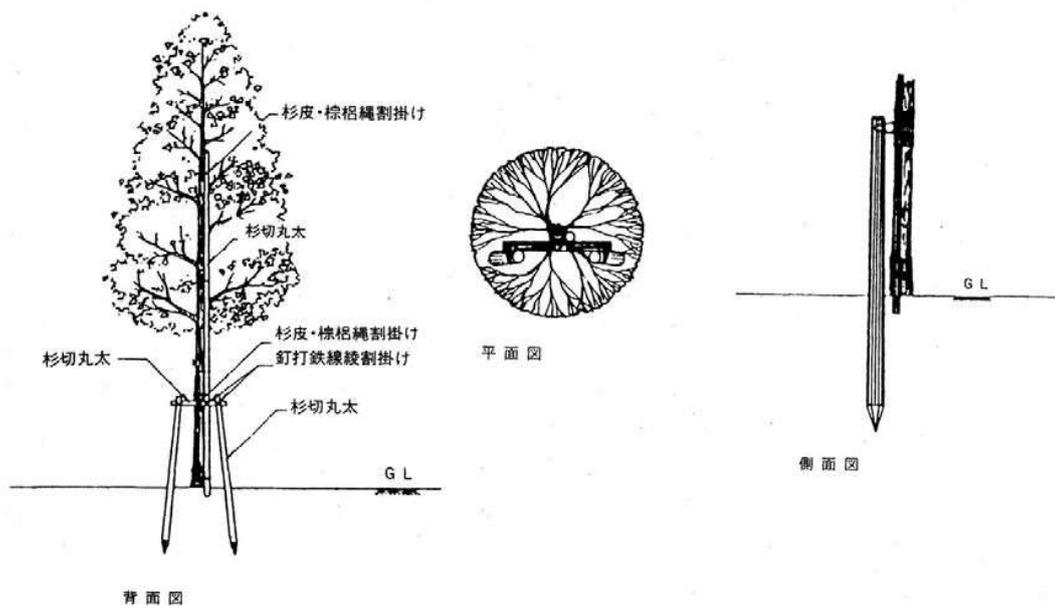
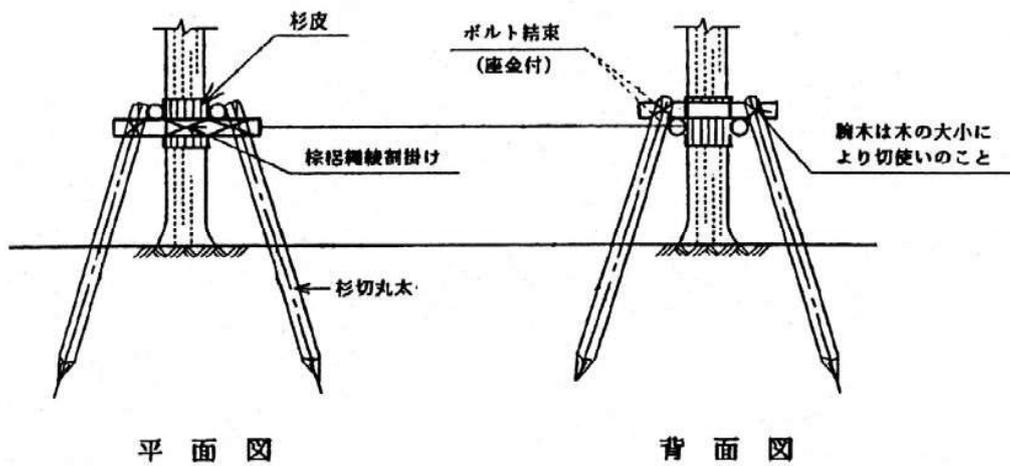


図4.3-8 二脚鳥居支柱（添柱付）

図5 二脚鳥居支柱（添柱付）（出典：造園施工管理 技術編 （社）日本公園緑地協会）



〔⑤ 二脚鳥居組合せ〕

図6 二脚鳥居組合せ（出典：街路樹マニュアル 建設局公園緑地部計画課）

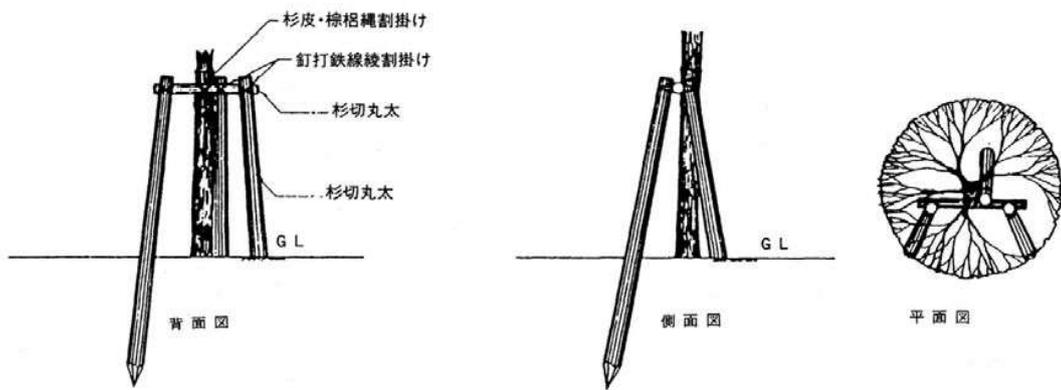


図4.3-10 三脚鳥居支柱

図7 三脚鳥居支柱 (出典：造園施工管理 技術編 (社) 日本公園緑地協会)

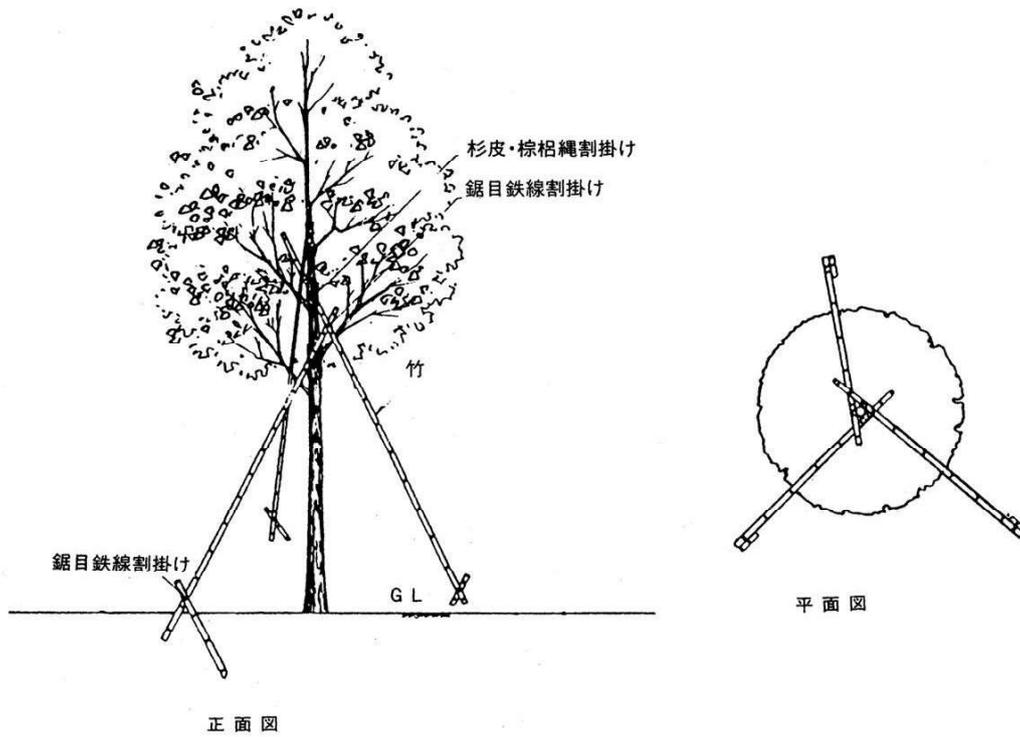


図4.3-13 竹三本支柱

図8 竹三本支柱 (出典：造園施工管理 技術編 (社) 日本公園緑地協会)

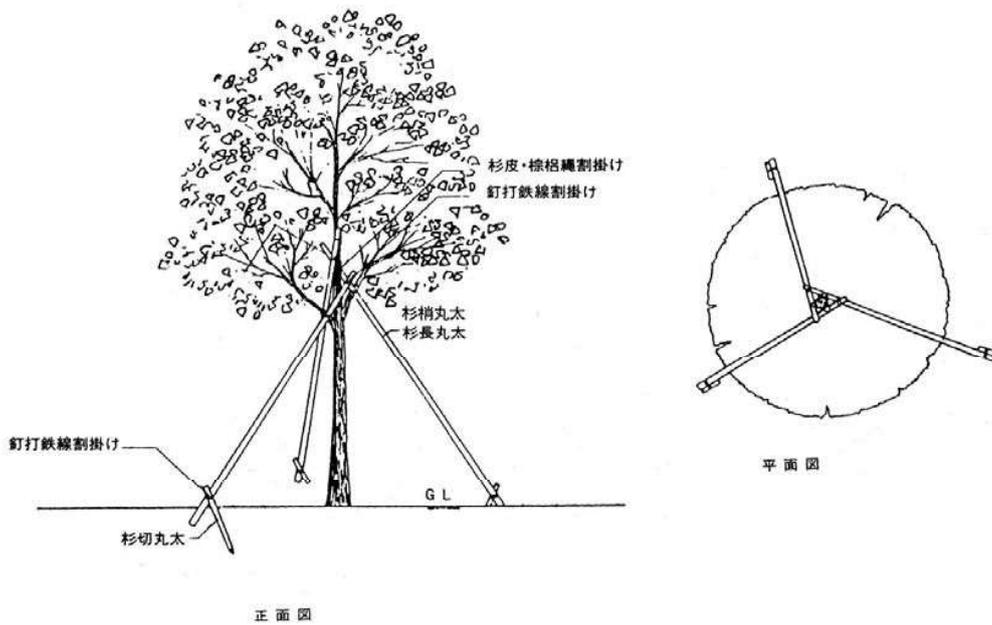


図4.3-14 丸太三本支柱

図9 丸太三本支柱 (出典：造園施工管理 技術編 (社) 日本公園緑地協会)

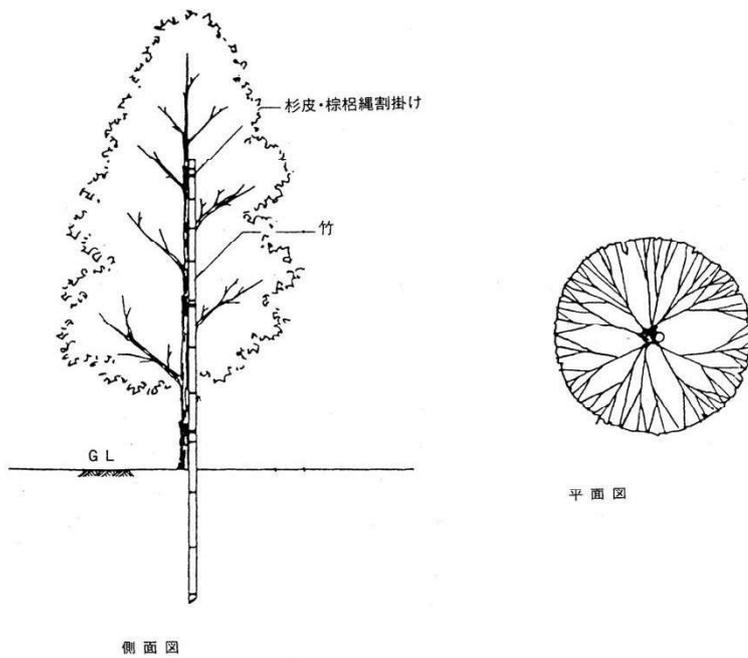


图4.3-7 一本支柱-2

图10 一本支柱（出典：造園施工管理 技術編 （社）日本公園緑地協会）

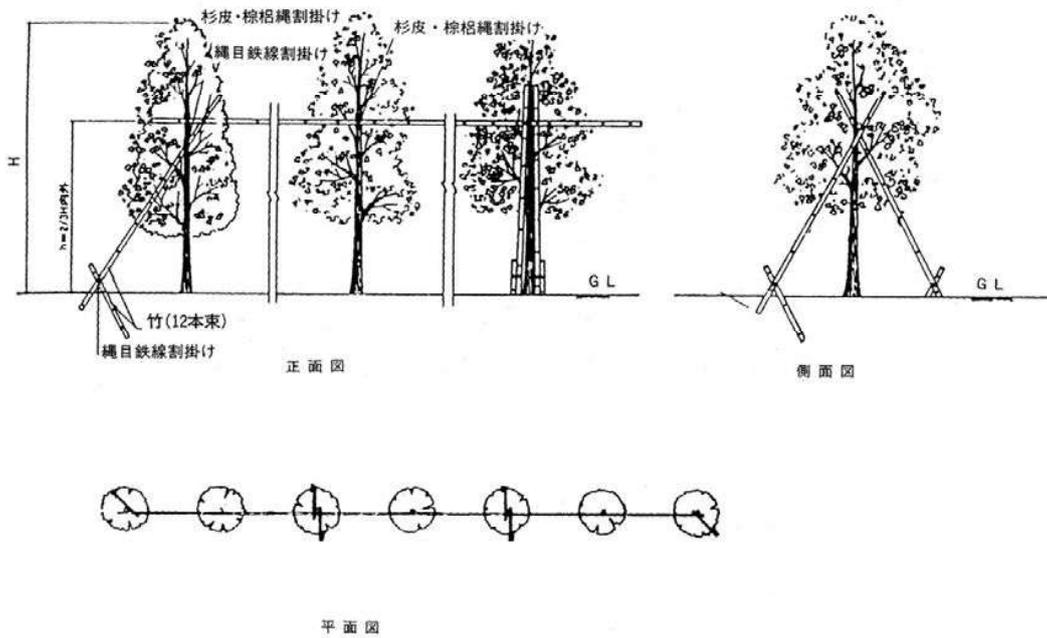


图4.3-15 竹布掛支柱（樹高1.5m~2.5m）

图11 竹布掛支柱（出典：造園施工管理 技術編 （社）日本公園緑地協会）

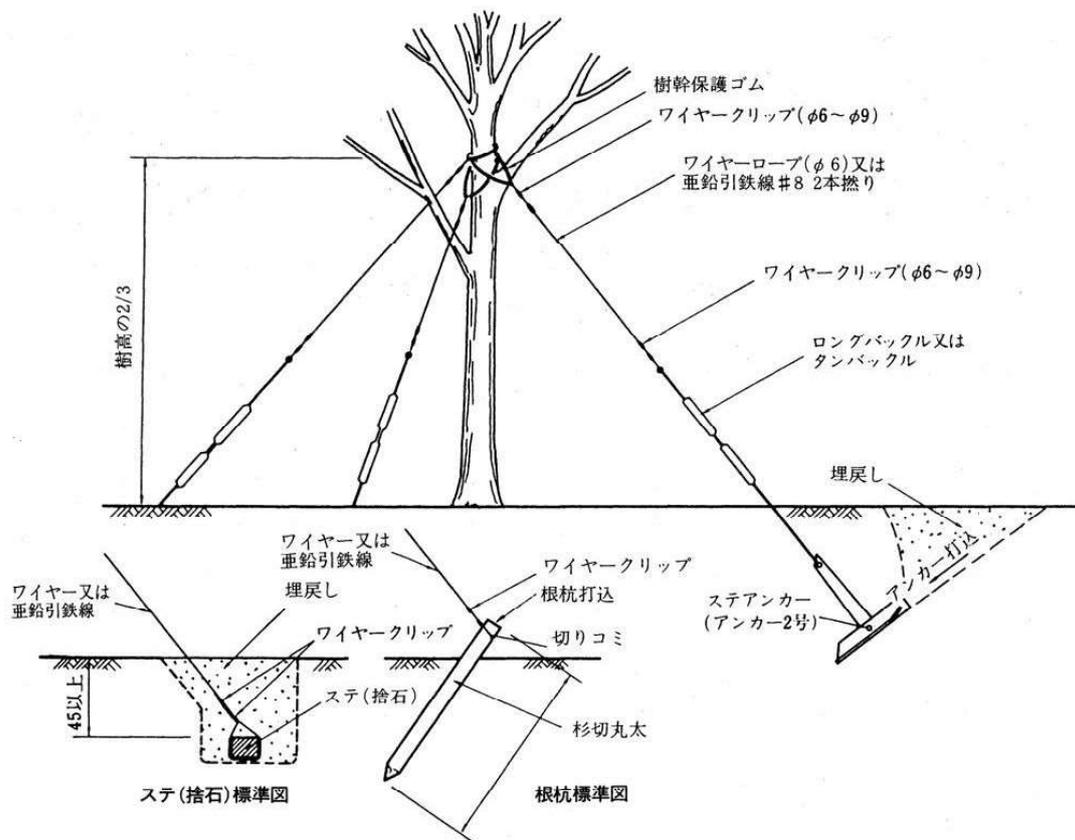


図12 ワイヤー支柱（鉄線支柱）標準図

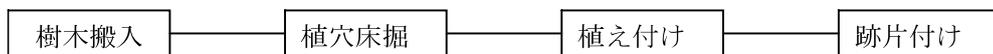
（出典：造園施工管理 技術編 （社）日本公園緑地協会）

3 低木植栽

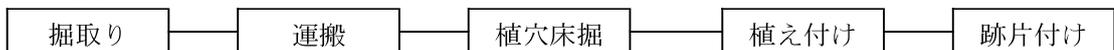
1) 工程

植栽が低木で、控木を取付ける必要がない場合は、以下の工程によって植栽を行う。

購入材による場合



支給材による場合



2) 植栽時期

植栽は、原則として植栽適期に行う（第2章Ⅱ-2 高中木植栽参照）。植栽適期以外の植栽では、灌水などの適切な保護措置を講じる（第3章Ⅱ-樹勢回復措置参照）。

3) 施工方法

- ・ 株物を植栽する場合は、まず主となる部分に優良品を植え付けて景趣の骨格を造

り、それにならって全体の配植をする。

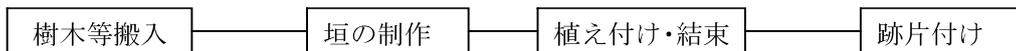
・その他については第2章Ⅱ－2高・中木植栽3)施工方法を準用する。

4 生垣植栽

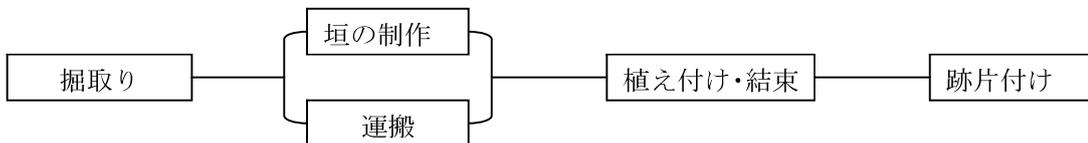
1) 工程

垣によって固定する場合（高垣を除く）は以下の工程によって行い、垣を作らない場合および高垣は第2章Ⅱ－2高・中木植栽または、3低木植栽の工程によって行う。

購入材による場合



支給材による場合

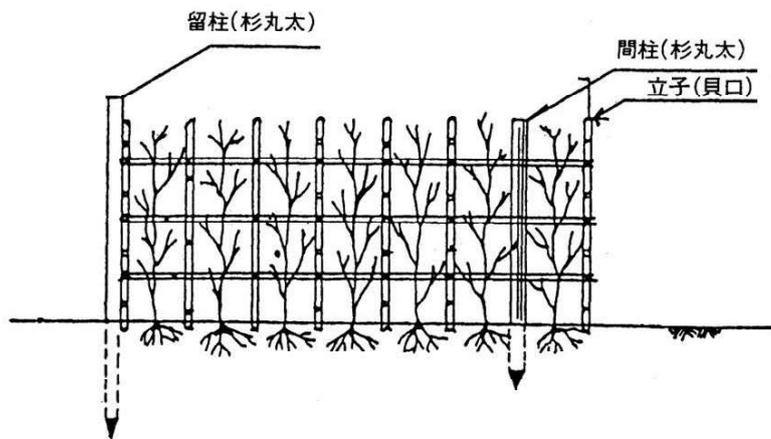


2) 植栽時期

植栽は原則として植栽適期に行う。植栽適期以外の植栽では、灌水などの適切な保護措置を講じる（第3章Ⅱ－4樹勢回復措置参照）。

3) 施工方法

- ・親柱は境界から30cm内外の位置に打込み、仮杭等により、天端が水平になるようにする。
- ・間柱は親柱より5cm内側に打込む。
- ・同縁は丸釘で親柱、間柱に十分固定し、立子と同縁の接合部はシュロ縄で結束する。
- ・植栽木は同縁にシュロ縄で固定する。その他については第2章Ⅱ－2高・中木植栽または、3低木植栽を準用する。



正面図

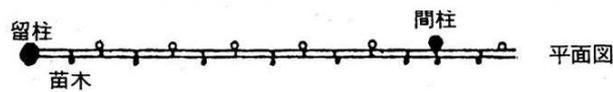


図5.3-1 四ツ目垣

図13 四ツ目垣（出典：造園施工管理 技術編 （社）日本公園緑地協会）

5 地被類植栽

1) 工程

地被類植栽は、以下の工程によって行う。なお、草花については第3章IV-3 花壇管理の項を参照する。

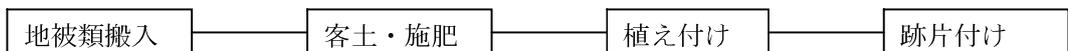


表12 主要地被植物の分類

一般地被	芝類	日本芝	ノシバ、コウライシバ等
		ギョウギ芝	改良バミューダグラス等
		洋芝	フェスク類、ベントグラス類、ライグラス類、ブルーグラス類等
	リュウノヒゲ	リュウノヒゲ(ジャノヒゲ)、ヒメヤブラン等	
	笹類	オカメザサ、クマザサ、アズマザサ等	
	つる性植物	ツタ(ナツツタ)、キツタ、ツルバラ等	
	その他	ホワイトクローバー、シバザクラ等	
	草花	ダリヤ、パンジー、ヒナゲシ、ペチュニア等	
	野草・雑草	タンポポ類、オヒシバ、イヌビエ等	

2) 植栽時期

植栽は原則として植栽適期に行う。また、花壇などに草花等を植栽する場合は、管理計画に整合する時期に植栽する。

3) 施工方法

(1) 一般地被類

a 芝地の造成は、次の要領により行う。

- ・使用する材料については、雑草の混入が少ない短葉で、根筋が繁茂し、枯死するおそれがないものとする。なお、現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意すること。
- ・芝の張付けに当たっては、張芝の長手を水平方向にし、縦目地は通さず瓦目に丁寧張り付け、芝根が土壤に接着するよう転圧した上（指定のある場合は、目串を打付け）ふるいを通した良質な目土を芝生面に均一に散布して十分にすり込み、その後不陸整正を行う。
- ・芝の捕植に当たっては、芝付け箇所良質土を投入し、不陸整正を行うこと。芝付けは総芝張付けとし、芝面が隣接芝生面と同一平面となるようにする。
- ・筋芝に当たっては、芝の葉面を上にして敷き並べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう締め固め、法肩には耳芝を施す。

b リュウノヒゲ、笹、その他の一般地被類の植え付けは、以下による。

- ・地ごしらえをした箇所に、植付けに適した形に調整したものを植え付ける。その後、根元に良質土を入れ、容易に抜けないように軽く押さえ、静かに灌水する。

- ・種子の播種により造成する場合は、所定の量の種子を厚薄のないように蒔き、発芽を良好にするための適切な措置をとるとともに発芽が不揃いの場合は追蒔をする。

(2) 特殊地被類

a 草花類の植え付けは以下による。

- ・植栽地は、20cm内外に耕し、がれきその他生育に支障となるものを取り除くとともに、土塊がある場合はそれをよく砕いておく。
また、客土または施肥を行う場合は、表土とよく混ぜてから整地する。
- ・草花は開花時に花が均等になるように指定の高さに揃え、所定の模様が現れるように植え付ける。
- ・植え付けた草花が容易に抜けないように軽くおさえて静かに灌水する。
- ・宿根草、球根類は、必要に応じ所定の施肥などを行った後、それぞれ所定の間隔および深さに植え付ける。
- ・その他は第3章IV-3花壇管理による。

b 野草、雑草の植え付けは一般地被に準じる。

6 壁面植栽

壁面植栽はそのタイプによって完成後の景観はもちろん、設置コストや維持管理費、利用する植物も大きく異なるので、建物や周囲の状況等を考慮し、最適な手法を選択する。

主な手法を以下に記す。

①直接登はん型

壁の前に付着型の植物を植栽し、植物の登はん力によって壁面を緑化する方法。

(ヘデラ・ヘリックス、ナツヅタ、オオイタビ等)

②巻き付き登はん型

壁に(ネットなど)格子状の補助資材を設置し、これに巻き付き型のツル植物を絡ませる方法。

(カロライナ・ジャスミン、テイカカズラ、トケイソウ、アケビ等)

③下垂型

屋上部や壁面上部にプランターを設置し、下垂型植物を植栽して、上部から壁面を覆う方法。

(ヘデラ・カナリエンシス、コトネアスター等)

④プランター型

<壁面取付型>

壁面にフレームなどを設置し、そこにプランターを設置し、植物を植栽する。多様な植物が利用可能で、デザイン性が高い。

<壁前設置型>

自然土壌が利用できない場合、壁の前にプランターを設置して樹木を植栽し、壁を覆う方法。

⑤ユニット型

壁面にフレームなどを設置し、そこに植物と植栽基盤が一体化したユニットを設置する。多様な植物が利用可能で、デザイン性が高い。土木構造物などでは、不織布製の袋をアンカーボルト等で直接壁面に固定するものもある。

⑥壁前植栽

壁の前の自然土壌に樹木を植栽して壁面を覆い隠す方法。壁面植栽は、樹木の自然樹形を基本とし、壁に補助資材は用いない。

⑦エスパリエ

壁に設置したワイヤーなどの補助資材に樹木を誘引する方法。デザイン性が高い。

7 屋上植栽

1) 土壌と荷重

屋上植栽で使用される土壌には、自然土壌、改良土壌、人工軽量土壌があり、比重・層厚・灌水装置の有無・施工性など特性に違いがある。建築物の荷重限度や対象空間の条件にあった土壌を選択する必要がある。

2) 水分調整・防水・防根対策

植栽基盤を整備するにあたっては、あらかじめ、植物の根のコンクリート亀裂への進入や建築物への水漏れを防ぐための防根・防水措置を実施する。また、屋上植栽では植栽基盤がコンクリートや樹脂性の構造物で囲まれていることが多く、過剰な水分による根腐れで枯れる場合があるので、排水層・排水施設等を設ける。なお、灌水の回数を軽減するために保水材で雨水を基盤に溜める保水層を設ける場合もある。

3) 灌水・保水

土壌の厚さが限られ、地下からの水分の補給が期待できないので、適度の灌水か保水措置を実施する。

(1) 灌水

根腐れが生じない程度に灌水を行う。灌水作業の省力化をはかる場合は、灌水装置を設け灌水を行う。灌水をタイマーでセットできる自動給水装置やしみ出しパイプなどがある。

(2) 保水

- ・乾燥防止には、土壌の表面をマルチング材（火山砂利、ウッドチップなど）で覆うことが有効である。マルチング材には、冬の保温、雑草の繁殖を抑える効果、土壌の飛散防止効果もある。
- ・植栽基盤の下にプラスチック製のパネルや繊維質マットの層を設け、貯めた雨水を時間をかけて土壌移行させる方法もある。雨水の有効活用と灌水の軽減が図れる方法である。なお、土壌に粒状の吸水材を混入する方法でも同様の効果

が得られる。

4) 植物

代表的な屋上植栽用植物を以下に記す。

(1) 高中木

(常緑) ウバメガシ、ヒバ類、キンモクセイ、サザンカ、ツゲ類、ベニカナメモチ、マサキ、ヤブツバキ。

(落葉) ウメ、エゴノキ、ハナカイドウ、ムラサキシキブ、ムクゲ、ヤマボウシ(雑木仕立)、リョウブ(雑木仕立)、コナラ(雑木仕立)。

(2) 低木

(常緑) アセビ、アベリア、エリカ類、カンツバキ、クサツゲ、シヤクナゲ、シヤリンバイ、ツツジ類、トベラ、ナンテン、ハイビヤクシン、ハマヒサカキ、ヒイラギナンテン。

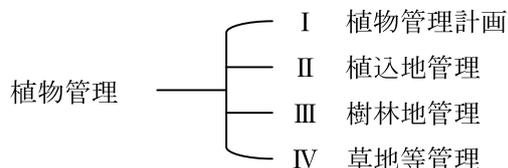
(落葉) アジサイ、ガクアジサイ、コデマリ、ハギ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ、ウツギ、コマユミ。

(3) グラウンドカバーなど

シバ類、ササ類、コトネアスター類、セダム類、フッキソウ、ヘデラ類、ビンカ・ミノール、ヒメヤブラン、ジャノヒゲ、各種ハーブ類。

第3章 植物管理

植物管理は、植物管理計画、植込地管理、樹林地管理、草地等管理からなる。



I 植物管理計画

1 管理方針の策定

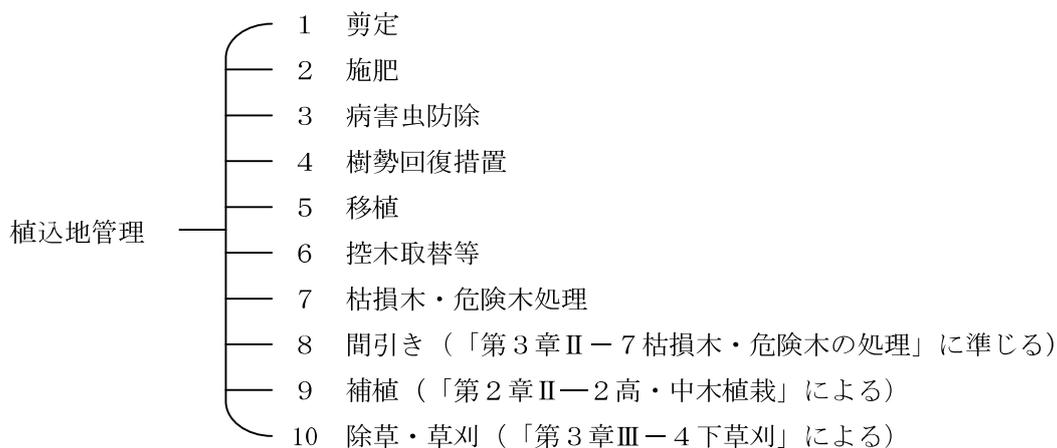
植栽地は、その地理的条件、社会的条件および植物の生育段階等によって必要となる管理形態が異なるので、それぞれ個別に管理方針を策定し、その方針に基づき具体的な作業内容を計画する。

2 植物管理計画表の作成

植物管理計画表を作成するにあたっては、植物のサイクルが1年であることを踏まえ、管理行為が適期に実行できるよう配慮する。

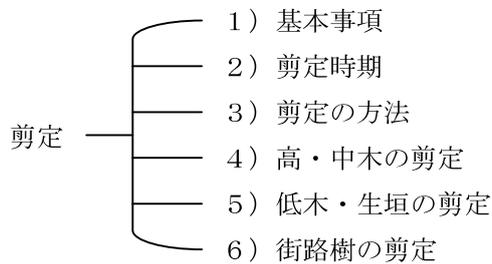
II 植込地管理

植込地管理は剪定、施肥、病虫害防除、樹勢回復措置、移植、控木取替等、枯損木・危険木処理、間引き、補植、除草・草刈からなる。



1 剪定

剪定は、高・中木の剪定と低木・生垣の剪定、街路樹の剪定からなる。



1) 基本事項

- ・剪定は、基本剪定と軽剪定に分かれる。基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的に、軽剪定は、樹冠の整正、混みすぎによる病虫害および枯枝の発生防止等を目的として行う。
- ・特に修景上、規格形にする必要のある場合以外は、原則として自然樹形に仕立てる。
- ・剪定は、枝下し（大枝下し）、切詰め、枝抜き、切返し等の剪定方法の中で、樹種、形状および剪定の目的に応じて最も適切な方法で行う。
- ・並木の場合には、不揃いを避けるため、最初の本の基本を決定し、その木を標準として剪定を進める。
- ・不定芽の発生原因となるぶつ切りは原則として行わない。

<剪定における注意事項>

剪定は自然の姿を損なわないようにすることが原則である。自然の枝は基部が太く先端に行くほど細枝となって自然の美しさを出している。

枝抜き、切返し剪定などもこの原則に基づき行う。

※ぶつ切り：樹木は一般に新生枝に定芽があるが、2年以上経過した枝には定芽はない。このような枝を途中でぶつ切りした場合、切口付近から小枝が多数発生する。この様に普通では芽が出ない箇所から出る芽を不定芽といい、この不定芽は不定枝となり健全な生長を阻害し枝の自然の形を損なうことになる。不定枝が生長すると枝が混みあうので、2～3年もするとまた剪定を行う必要が生じる。このような切り方を長年にわたって繰り返すと、その部分がこぶになってしまう。

古枝でぶつ切りするとその部分には定芽がないので、先端部から沢山の新生枝が翌年発生してくる。

①を剪定すると、どうしても新生枝の基部が残る。

①→②のような剪定を繰り返していると③のようなこぶとなる。

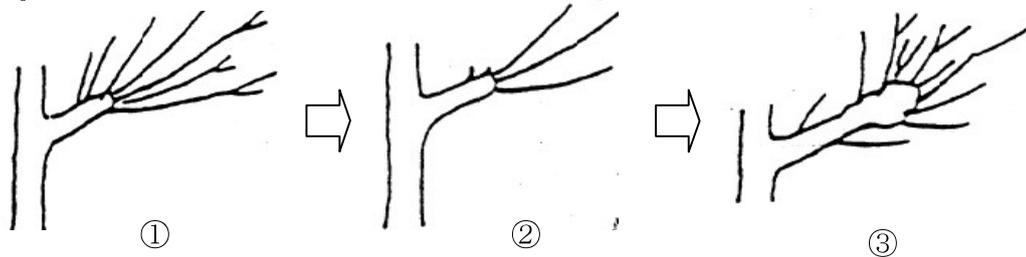


図14 ぶつ切りの弊害

2) 剪定時期

剪定は樹木の生長、開花などに有害な影響を与える度合の少ない時期（剪定適期）に行う。すなわち樹木の休眠期、新生枝の生長停止期、開花後、落葉終期の各時期に行うことを原則とする。ただし、枯枝や著しく病虫害に侵されている枝（以下「病虫害枝」という）、折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という）については、極力早めに剪定する。

剪定時期については、植物管理計画に記載する。

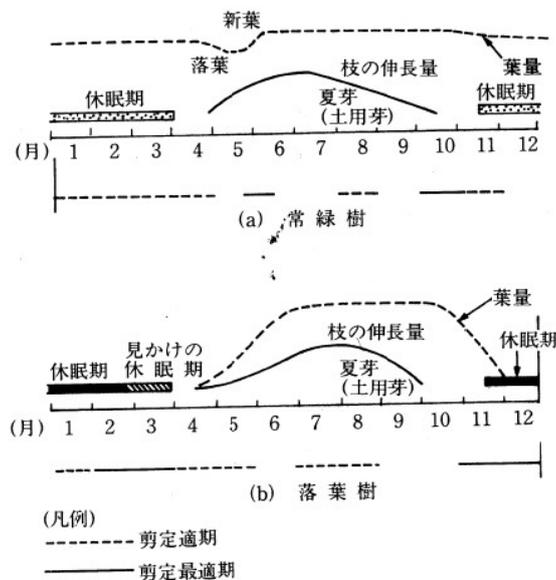


図15 剪定の適期

（出典：道路緑化技術基準・同解説 （社）日本道路協会）

3) 剪定の方法

(1) 枝抜き剪定

枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中透かしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取る。

〔主な留意点〕

- ① 枝の抜き方は、まず骨格となる枝を選択し、その枝の伸びを考慮して、まわりの不要枝を抜き取る。
- ② 抜く位置は、枝分れしている付け根から行き、切口を長く残さないようにする。
- ③ 太い枝は一度に切ろうとすると、必ず裂けてしまうので、3回ぐらいに分けて切る。

(枝下し)

大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数10cmうえであらかじめ切断し、枝先の重量を軽くした上、切返しを行い切除する。大枝（おおむね直径が5cm以上の枝）の切断面には防腐処理を施す。

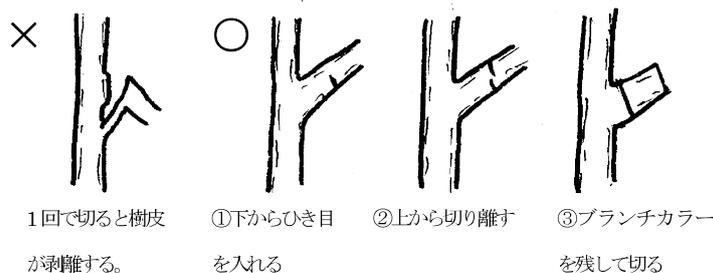


図16 太枝の抜き方（枝下し）

(2) 切返し剪定

切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り、および樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根から切り取る。

骨格枝となっている枯枝および古枝を切り取る場合は、後継枝となる子枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取る。

〔主な留意点〕

- ① 樹形を小さくするためのものであるから、外側に向いた枝を切り返す。
- ② 配置上、よい方向の枝を残し、樹形の維持に留意する。
- ③ 切返し方は、枝抜きに準ずる。

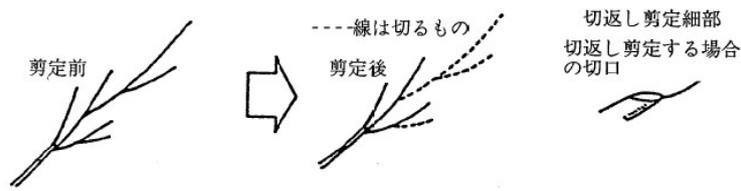


図17 切返し剪定（出典：造園施工管理技術編 （社）日本公園緑地協会）

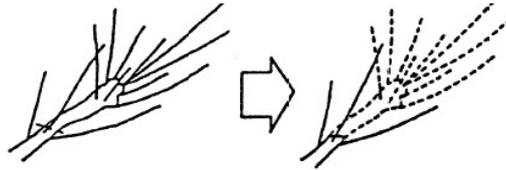


図18 古枝、こぶとなっているものの切返し剪定

（出典：造園施工管理技術編、（社）日本公園緑地協会）

（3）切詰め剪定

切詰め剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の頂上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、シダレヤナギなどは内芽）を残すものとする。

〔主な留意点〕

定芽は新生枝につくので、新生枝中間部の下方、外向きの定芽で切り詰める。切詰めは対象芽のすぐ上で行う。深すぎたり、余部を残すと、新梢折れ、枯れ込みの危険がある。

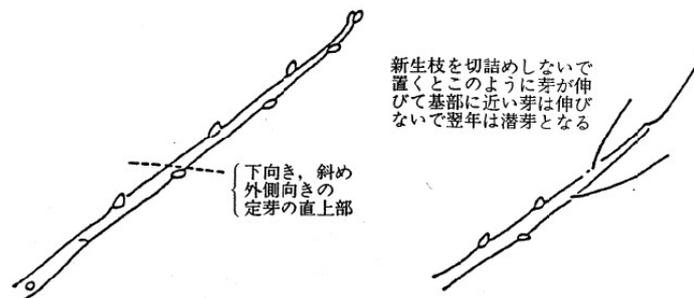


図19 切詰め方（出典：造園施工管理技術編 （社）日本公園緑地協会）

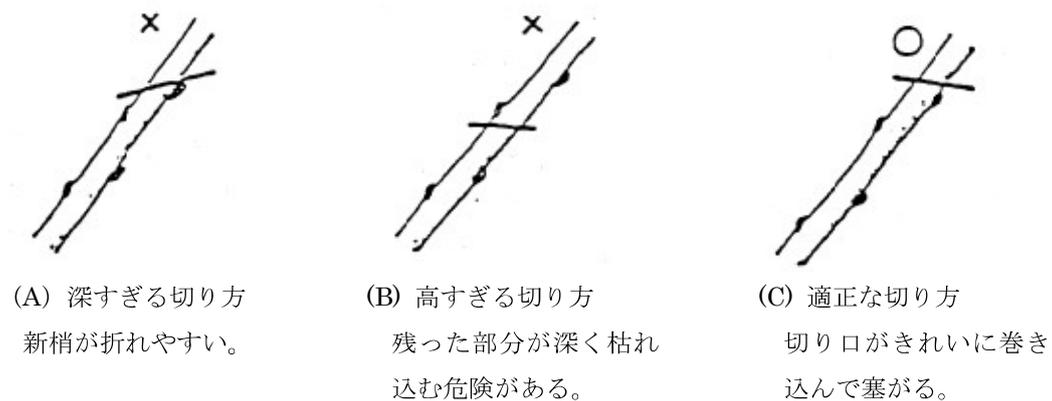


図20 芽と切る位置の関係 (出典：造園施工管理技術編 (社) 日本公園緑地協会)

表 13 枝抜き剪定、切返し剪定、切詰め剪定の特性

剪定法	効果	切取り位置	剪定枝の種類
枝抜き剪定	骨格枝の形成 大枝の透かし	主枝と幹の間および副 主枝と主枝の間	混みすぎた枝 枯枝、不定枝
切返し剪定	樹形の縮小 樹勢の回復 小枝の透かし	側枝の途中 新生枝と側枝の間	樹冠を縮小する場合 こぶなどを取る場合
切詰め剪定	樹冠の現状維持 定芽の発達	新生枝の途中	樹冠より飛び出して当 年伸びた枝 (新生枝)

(4) 刈込み

- ・枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- ・裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。なお、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、特に注意し、樹種によっては芽摘み等の方法で行う。
- ・個体別（樹種別）に強弱がある場合は、統一体としての美を保つためには、強めに剪定（切詰め、枝抜き）を行い、常に一定の形状を維持する。
- ・大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を充分考慮しつつ刈込む。
なお、植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。
- ・数年の期間をおいて刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。特に、ヒノキおよびサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。

[主な留意点]

- ① 刈込み原形に樹勢、被度に留意し、計画樹高に従って決定する。
- ② 樹種によって、刈込み形を決定する。
- ③ 切透かし（枝抜き）は、全体的なまとまりのほか、各樹木のバランスがとれるように行う。
- ④ 縁部のものはあまり詰めない。特に、下枝の枯れ上がりを防止する。

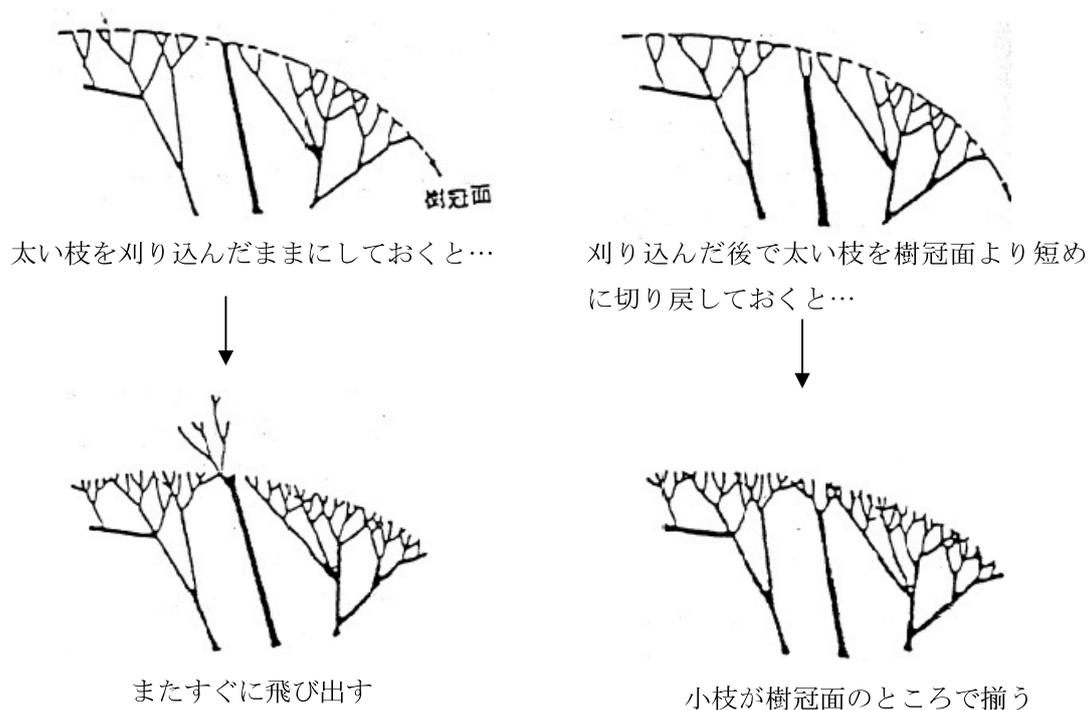


図 21 一般の場合の刈込み方法

4) 高・中木の剪定

(1) 基本事項

- ・樹木の保護と育成を図るうえで必要となる最小限の剪定を行う。
- ・それぞれの樹種の特徴を損なわないように剪定する。
- ・剪定は枝抜き剪定を基本とし、それぞれの樹木の自然樹形に仕立てることを原則とする。

(2) 剪定基準

以下の枝について剪定を行う。

a 枯枝および弱小枝

枯枝は全て除去し、弱小枝は樹形を損なわない程度に剪定する。枯枝、弱小枝を切り取る時は、その枝の付け根の部分で切り取る。

枯枝が枝の先端部分にあり、その部分のみを除去するのが困難で、健全な枝と共に除去しなければならない場合は、健全な枝を含め必要最小限の剪定を行う。ただし、切り取る位置は枝の付け根とする（枝抜き剪定による）。

b 病虫害枝

病虫害枝の除去は、枯枝および弱小枝の除去を準用する。

c 不要枝

樹木の生育上、不必要若しくは障害となる枝（以下「不要枝」という）の除去は、次の場合を除き、枯枝および弱小枝の除去を準用する。

- ① 胴ぶき、ひこばえは全て除去する（萌芽更新の場合を除く）。
- ② 古枝で先端部が大きなこぶとなっている場合や割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝を切返すものとする（切返し剪定）。

表 14 不要枝（図 2 2 参照）

○ひこばえ（やご）	○逆さ枝
○胴ぶき（幹ぶき）	○ふところ枝（こみ枝）
○徒長枝（飛び枝）	○その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）
○からみ枝（交差枝）	

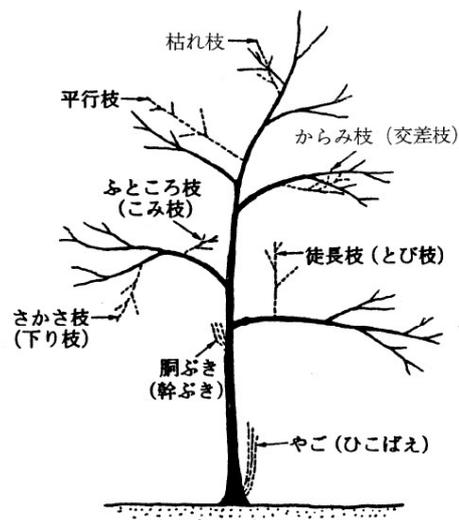


図22 樹木剪定基本箇所名称図

（出典：造園施工管理技術編 （社）日本公園緑地協会）

d 危険枝

危険枝は全て除去する。

e 障害枝

通風、採光、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という）の剪定は、以下による。

- ① 交通標識との間隔：交通上、安全が保持できるよう剪定する。
- ② 街路・公園灯との間隔：街路・公園灯が有効に機能する程度に剪定する。原則として、樹冠が照明具より高くなるように枝抜き剪定（枝下し剪定）を行い、

それによりがたい場合は、切詰めによって剪定する。

5) 低木・生垣の剪定

(1) 基本事項

- ・低木、生垣としてふさわしい形状に整える。
- ・自然樹形に仕立てる場合は、第3章Ⅱ-1-4) 高・中木の剪定を準用する。
整形に仕立てる場合は、第3章Ⅱ-1-3) - (4) 刈込みによる。

(2) 剪定基準

a 自然仕立て

- ・枯枝、病虫害枝および混みすぎた枝を除去する（枝抜き剪定）。
- ・樹高、枝張りの調整は枝抜きによる。原則として切詰めは行わない。

b 整形仕立て

- ・刈込み高、刈込み幅は樹木の形状および将来樹形に応じて決定する。
- ・枯枝、病虫害枝はすべて除去する。

c 生垣

- ・不要枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端を揃える。
- ・枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはシュロ縄を用いる。
- ・1回目の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。特にヒノキ、サワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。

6) 街路樹の剪定

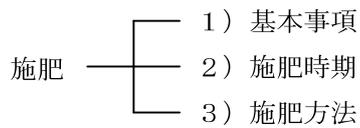
(1) 基本事項

- ・街路樹はほぼ均整のとれた同一の樹形に仕立てることを原則とし、防災緑化やコミュニティ道路の緑化などの特殊な緑化を行っている場合は、その効果を最大限に発揮できる剪定を採用する。

(2) 剪定基準

- ・自然樹形に仕立てる場合は、第3章Ⅱ-1-4) 高・中木の剪定による。
- ・ベルト植栽、生垣の剪定は、第3章Ⅱ-1-5) 低木・生垣の剪定による。
- ・整形に仕立てる場合は、枝抜き、切詰め剪定を組み合わせを行い、こぶ取りをするときは切返し剪定を行う。
- ・作業中は交通および保安に十分注意する。
その他は、「第3章Ⅱ-1-4) 高・中木の剪定」による。

2 施肥



1) 基本事項

- ・植物の生育状態および土壌の土性と保肥状態に合わせて、最も適した肥料を適切な方法で施す。肥料は有機質肥料を基本とし、特に北区の緑のリサイクル事業で作る腐葉土の利用を推奨する。有機質肥料により土壌の育成に努め、必要に応じ無機質肥料を併用する。
- ・溝および縦穴の掘削に際しては、根に損傷を与えないよう注意する。

表15 植物栄養三要素と主要効果

栄養素	主要効果
窒素 (N)	栄養生長促進
リン酸 (P_2O_5)	根系を発達させ、結実に効果がある。
カリ (K_2O)	蒸散を抑制し樹木の病害、寒害、抵抗性を高め結花に効果がある。

表16 施肥の分類

成分の形態	主成分または給源	名称
無機質肥料	窒素肥料	硫安、尿素、石灰窒素、硝酸ソーダなど
	リン酸肥料	過リン酸石灰、溶性リン肥など
	カリ肥料	硫酸カリ、塩化カリなど
	石灰肥料	生石灰、消石灰、炭酸石灰など
	苦土肥料	苦土石灰、硫酸苦土など
	複合肥料	化学肥料、配合肥料など
有機質肥料	動物質肥料	魚粕類、骨粉類、加工畜肥、鶏ふん、畜肥など
	植物質肥料	腐葉土、バーク堆肥、堆きゅう肥、堆肥、草木灰など

2) 施肥時期

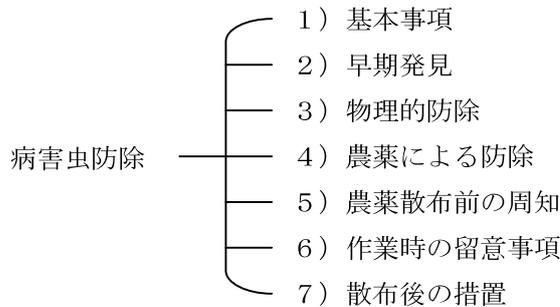
- ・元肥は、植付けにともなうもの以外では、原則として12月から2月にかけて施す。
- ・追肥は夏期の生育旺盛時に施す。また、花木については花後、果実のなるものについては摘果後に施す。

3) 施肥方法

- ・施肥は、肥料の種類、施肥の目的、施肥の時期等に最も適した方法で行う。

3 病虫害防除

病虫害防除は物理的防除および農薬による防除からなる。



1) 基本事項

- ・東京都北区区有施設等における殺虫剤等の適正使用に関する基本指針に基づき、人の健康や環境へのリスクを低減した病虫害防除を行うこととし、次の事項に留意する。
- ・農薬による防除は、人の健康を損なう恐れがある上、野鳥や昆虫類などの害虫の天敵をも殺してしまう恐れがあるのでその使用は最小限に限る。
- ・樹木剪定や間引きにより通風・採光を確保することで病虫害の予防に努める。そのうえで、病虫害の早期発見に努め、発生初期に防除を行う。
- ・病原菌や害虫に樹木が部分的に侵された場合で、かつその患部を削除すれば足りる場合は物理的防除を行う。
- ・病害に樹木が全体的に侵された場合は、伐採を原則とする。
- ・害虫が発生し、当該樹木および周辺樹木の健康がおびやかされた場合、又は、おびやかされる確度が相当に高い場合は、最小限の範囲内で農薬による防除を行う。
- ・用いる農薬は、人体影響を考慮しピレスロイド系を優先する。ただし、対象樹木や対象害虫によってはこの限りではない。特に、ピレスロイド系は魚毒性が強い薬剤であるため、近隣に水系があり魚類が生息している場合には、散布しないこととする。

2) 早期発見

病虫害の発生初期に発見できれば、対応も容易である。また、発生時期や場所を記録し傾向をつかむことは、今後の発生状況を想定するうえで大いに役に立つ。時期や場所をある程度特定できれば、効率良く見回り調査を実施できるため、早期発見も決して困難ではなくなる。

3) 物理的防除

物理的防除の主要な方法として、手取りや剪定がある。剪定の方法は、第3章II-1-4)-(2)剪定基準による。ただし、害虫の発生初期で拡散前であれば、はさみを使わず枝葉を部分的に摘み取る手取りも可能である。

その他、たいまつによる焼却、こも巻等の手法もある。こも巻は、松の害虫マツカレハを捕獲するために、秋口に幹にわらなどでできたこもを巻き、樹体から樹皮や落葉中へ移動する幼虫をこもに潜り込ませ、春の活動前にこもを焼却処分する方法である。

表17 屋外樹木に発生しやすい害虫（毛虫）の例

種類	発生しやすい樹種	発見のポイント	外見の特徴	防除法と注意点
チャドクガ	ツバキ、サザンカ、チャ	・葉表に整然と並んでいる。	幼虫は黄色あるいは黒褐色で、白く長い毒針毛を持つ。約2.5cmほどに成長する。	孵化したばかりの幼虫は集団でいるので捕殺しやすい。幼虫、成虫、抜け殻などに残る毒針毛に注意する。
アメリカシロヒトリ	落葉広葉樹ほか多数	・葉を糸でつづり合わせた巣網を作る。 ・葉脈を残して食害するので、葉が透かし状になる。	幼虫は全体に灰色の長毛で覆われ、側面は淡黄色。3cmほどの大きさにまで成長する。	巣網を切断する。分散前の幼虫を松明で焼いたり、枝ごと切り落とす。
モンクロシャチホコ	サクラなどバラ科植物	・葉に並んで群生するので、よく観察する。	幼虫ははじめ紅褐色だが、成長するにつれ紫黒色になり、白い毛が目立つようになる。長さは約5cm。	分散前の幼虫を枝ごと切り落とす。
マツカレハ	マツ類	・集団で新芽を食害するため、被害部分が塊状になる。 ・枝の先に茶灰色の繭を作る。	全体が黒い長毛に覆われ、頭部は暗褐色、胸部は銀あるいは黄褐色。約6～7cmに成長する。	幼虫の捕殺。越冬幼虫をこも巻で誘殺。毛針に注意する。
イラガ	サクラ、カキ、ウメ、カエデ、ケヤキなど	・集団で葉裏に寄生し食害するため、葉が透かし状になる。 ・地面に黒い虫糞が無数に落ちている。	幼虫はナマコ型で、黄緑色。背面に褐色の斑点がある。多数の毒棘を備えた肉状突起が背面に並ぶ。長さは1～2.5cm。	冬季に越冬している繭を捕殺する。若齢幼虫時は集合しているのので、寄生葉を取り除く。
タケノホソクロバ	タケ・ササなど	・葉裏に群生し葉肉のみを食うので、葉の被害部が白く変色する。	幼虫は橙褐色で、各体節に黒い斑点がある。黒い毛をもち、約2cmに成長する。	分散前の群生幼虫を捕殺する。毒針毛に注意する。

東京都マニュアル表（出典：化学物質の子どもガイドライン殺虫剤樹木散布編 東京都環境局）を一部修正

4) 農薬による防除

薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規、およびメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜や環境への

影響に十分注意する。また、同法に基づき作物残留性農薬、土壌残留性農薬若しくは水質汚濁性農薬として指定された農薬又は毒物および劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める毒物若しくは特定毒物に該当するものは、使用してはならない。内分泌攪乱作用の疑いのある農薬については、当面使用を禁止する（平成12年 12建公建第6号）。

そして、農薬取締法の平成14年の改正で「農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令」により定められているように、農薬使用者は農薬に表示されている事項（農薬の量、希釈倍率、使用時期、使用回数等）を遵守しなければならない。さらに、農薬使用者は、住宅地等において農薬の飛散防止措置を講ずるよう努めなければならない。

また、平成19年に発出された「住宅地等における農薬使用について」の通り、物理的防除を優先すること、散布時の近隣住民への周知、飛散の軽減に留意することなど、人畜、環境への影響を最小限に抑えるための事項を遵守する。

これらの法令、通達等は、農薬を使用するに当たって遵守すべき事項であり、防除体系の基礎となるものである。

表18 内分泌攪乱作用の疑いのある農薬

殺虫剤	マラチオン（商標名マラソン等）
殺ダニ剤	ケルセン
殺菌剤	ベノミル水和剤（商標名ベンレート等）
	マンネブ水和剤（商標名マンネブダイセン等）

（出典：東京都建設局公園緑地部計画課 街路樹マニュアル）

表19 急性人畜毒性の分類基準

	経口投与	皮下注射	静脈注射	包装容器への表示
特定毒物	15mg/Kg以下	10mg/Kg以下	—	医薬用外毒物
毒物	30mg/Kg以下	20mg/Kg以下	10mg/Kg以下	医薬用外毒物
劇物	300mg/Kg以下	200mg/Kg以下	100mg/Kg以下	医薬用外毒物
普通物	上記のいずれにも該当しないもの			

[注] 上表の数字は、実際に供試した動物(マウス)の半数が致死した薬量で体重1Kg当りの薬量に換算したもの。

（出典：道路緑化技術基準・同解説 （社）日本道路協会）

表20 魚毒性の分類基準

区分	分類の基準	包装容器への表示
A類	コイに対する48時間後のTLm(半数致死濃度)が10ppm以上で甲殻類に対しても毒性が低いと考えられ、実際問題として事故の発生が殆どないと考えられるもの	通常の使用方法では魚介類に影響はない(表示は行わない)
B類	コイに対するTLmが0.5~10ppmのもの コイに対するTLmが10ppm以上あっても甲殻類に対する毒性がかなり高いもの	通常の使用方法では魚介類に対し影響は少ないが、一時に広範囲に使用する場合には十分注意する
B類	魚毒区分B類の中でコイ、ボラ、マス、ドジョウなどの特定の魚類に強く作用し、特に注意を要するもの	B類の表示と、特に注意を要する魚類名を併記する
C類	コイに対するTLmが0.5ppm以下のもの	○散布された薬剤が河川・湖沼・海域および養殖地に飛散または流入するおそれのある場所で使用せず、これらの場所以外で使用する場合には一時に広範囲には使用しない。 ○散布に使用した器具および容器を洗浄した水ならびに使用残りの薬剤は河川・湖沼・海域などに流さず、土中に埋没するなどの方法で処理する。
D類 (水質汚濁性農薬)	毒性が強力なもの PCPを含む除草剤・テドロリン・エンドリン・ベンゾエピン・ロテノンなど	「水質汚濁性農薬」である旨表示する。魚介類に対し特に毒性が強いため使用にあたっては都道府県知事の定めるところによる。 ○C類表示と同様

(注) 魚毒性試験は、通常、コイやミジンコに対して試験され、魚毒性の強さにより、弱い順にA類、B類、C類およびD類の4つに区別される。政令規制されたD類は使用しないものとし、D類以外の薬剤の使用に関しても、農業関連法規およびメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

参考 (独) 農林水産消費安全技術センター <http://www.famic.go.jp/index.html>

「登録農薬有効成分の魚毒性・毒性一覧」を随時更新

5) 農薬散布前の周知

農薬を散布する場合は、周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について以下の点に配慮し、十分な事前周知に努める。

- ・ 農薬使用の目的には、害虫の名称と発生状況、その有害性について明記する。
- ・ 散布日時については、可能な限り早めに近隣住民に知らせるとともに、気象条件が合わない等による代替日についても知らせる。
- ・ 使用農薬については、具体的な農薬名、希釈倍率、散布方法を記す。
- ・ 農薬散布区域の近隣に、学校、幼稚園、保育園、通勤・通学路等がある場合には、周知を図るとともに散布の時間帯に最大限に配慮する。
- ・ 公園等における薬剤散布を行う場合、事前に看板等で周知を図る。
- ・ 農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、飛散が少ない気象条件や時間帯を選ぶとともに、周辺地域での人手が少ない時間帯を設定する。
- ・ 住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないこと等をあらかじめ個別住宅へのチラシの配布等により要請するとともに、住民からの問い合わせに対応できるよう連絡先の表示を行う。

殺虫剤散布のお知らせ	
日時	〇〇月××日 午前▲▲時～午前△△時(予定)
場所	校庭東側(サクラ10本)
害虫の状況	・毛虫(アメリカシロヒトリ)が大量発生
散布殺虫剤	ディフテックス乳剤(DEP:トリクロルホン) 1500倍希釈液 約100リットル ★有機リン系(散布液を浴びないように注意)
次の気象条件の場合、散布を延期あるいは中止 ◆雨が降っている ◆雨の予報が高確率である ◆強い風が吹いている ◆近隣に影響を及ぼす風向である	
散布を実施した場合 ★週末の校庭開放は中止します ★□□日までは散布した木の下で遊ばないでください ★校庭で遊んだあとは、せっけんで手を良く洗い、うがいをしましょう ★散布場所に近づいて気分が悪くなった場合(めまい、吐き気など)には、離れて新鮮な空気を吸いましょう	
安全管理責任者	▲▲小学校 校長 ○○ ○○
作業担当者	○○造園(株) 電話 XXX-XXXX
構内図	
<p>散布樹木(直下に□□日まで立入禁止)</p>	

図23 殺虫剤散布のお知らせ

(出典：化学物質の子どもガイドライン殺虫剤樹木散布編 東京都環境局)

6) 作業時の留意事項

- ・それぞれの病虫害および植物の特性に応じて、最も効果的な薬剤を所定の方法で散布又は塗布する。
- ・散布日は、風、日照、降雨等の気象条件を考慮し、実施する。
- ・散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫害に侵された部分を中心にむらなく散布する。
- ・散布に際しては、散布区域への立入りを制限するか、見張りを立てる等最大限の配慮を行う。また、散布区域内に、施設や遊具等がある場合はシート等で養生を行う。
- ・散布作業中はゴム手袋、マスク、帽子、保護メガネ、被服等完全なものを着用し、人体への影響に十分配慮する。農薬の取り扱いを慎重に行うこと。

7) 散布後の措置

散布した区域については、一定期間看板による表示をするとともに可能な限り区域内に人が立ち入らないよう措置を行う。

また、農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所、使用した農薬の種類、希釈倍率を記帳し、一定期間（3年程度）保管すること。

表 21 樹種別発生しやすい害虫と発生時期、防除法

樹種名	発生しやすい害虫	発生時期	殺虫剤を使用しない防除法	殺虫剤の例	被害の種類
マツ	マツカレハ	5月～6月	こも巻き(9月～2月末):越冬幼虫の分散前に除去・捕殺。	トレボン乳剤(ピ)	葉の食害(激発すると枯死)。幼虫の毒針毛に注意。
ツバキ類	チャドクガ	4月～10月	分散前の幼虫を捕殺(素手で触らない)。	トレボン乳剤(ピ) トアロー水和剤CT(BT)	葉の食害。幼虫の毒針毛に注意(成虫、卵殻等にも付着)。
カエデ	モミジワタ カイガラムシ	5月下旬～6月下旬(幼虫 孵化期)	冬季に幹に寄生したかいがらを竹べらではぎ落とす。	—	美観の損失。
クチナン	オオスカシバ	6月～9月	発生数は少ない。幼虫を捕殺。	オルトラン乳剤(リ)	葉の食害。
サンゴジュ	ワタノメイガ	5月～9月	つぶれた葉の中にいる幼虫を捕殺。	オルトラン乳剤(リ)	美観の損失。
ツツジ	ツツジグンバイ	4月～10月	虫取り網に枝を入れ叩き落とす。	—	美観の損失。
サクラ	モンクロシャ チホコ	9月	分散前の幼虫を捕殺(高枝切はさみ等による寄生部の切除)。	バシレックス水和剤(BT)	葉の食害。
	アメリカシロヒトリ	6月～10月	分散前の幼虫を捕殺(高枝切はさみ等による巣の切除)。		
ハナミズキ	アメリカシロヒトリ	6月～10月	分散前の幼虫を捕殺(高枝切はさみ等による巣の切除)。	スミチオン乳剤(リ) トレボン乳剤(ピ)	葉の食害。

(ピ)ピレスロイド系 (BT)微生物農薬 (リ)有機リン系

(出典：化学物質の子どもガイドライン殺虫剤樹木散布編 東京都環境局)

表 22 一般的な防除薬剤

薬剤名	薬剤系統区分	人畜毒性	魚毒性	使用時期(回数)	使用回数	ゆめ	炭疽	立枯	苗立枯	くも	白網	斑(ヘンリードサーコスボラ菌)	うど	灰色かび	ごま色斑点	輪紋葉枯	枝枯細菌
Zボルドー水	無機銅	普	B	*a	-							◎					◎
ドイツボルドーA水	無機銅	普	B	*a	-							◎					
アンビルFL	E B I	普	B	*a	7		ヤ										
トリフミン水	E B I	普	B	*a	5							◎					
マネージ乳	E B I	普	B	*a	6								マ				
フルビカFL	フルビカジン	普	B	*a	3								カ	カ			
バリダシン液	抗生物質	普	A	-	-					林							
マイコシールド水	抗生物質	普	A	*e	5												◎
バシタック水75	酸アミド	普	B	*a	3					◎	◎						
モンカットFL40	酸アミド	普	B	*a	3					◎	◎						
トップジンM水	ベンゾイミダゾール	普	A	-	5		◎										
トップジンMペースト	ベンゾイミダゾール	普	A	*b	1	◎											
ペンレート水和剤	ベンゾイミダゾール	普	B	*a	-		◎									◎	◎
チウラミン水	有機硫黄	普	C	*c	-				針								
チウラム80水	有機硫黄	普	C	*c	-				針								
ペンコゼブ水	有機硫黄	普	B	*a *e	4		◎				◎						◎ ◎
リゾレックス水	有機リン	普	A	*a	5					◎	◎						
タチガレン液	他	普	A	*d	1			畑									
モレスタン水	他	普	B	-	-								コ				
ポリペリン水	抗生物質・他	普	B	*a	3								サ	サ			
バクテサイド水	無機銅・抗生物質・抗生物質	普	B	*e	5												◎

「適応作物群に属する作物又はその新品種にはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分に確認してから使用すること。なお農業改良普及センター、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。」

*a:発病初期 *b:剪定整枝時、病患部削り取り直後及び病枝切除後

*c:播種前 *d:播種覆土直後 *e:新梢伸長期～発病初期

針:針葉樹 林:林木(苗木) 畑:林木(苗木(苗畑))

カ:かしを除く コ:こでまり、ポインセチア、やなぎを除く

サ:かし、まさき、さるすべりを除く

マ:まさき、さるすべり、じんちょうげ、ポプラ、ぼけ、やなぎ、せいようきんしばいを除く

ヤ:やなぎ、ぼけ、せいようきんしばいを除く

◆ 農薬は商品によって登録内容が異なる場合があるので注意する

薬剤名	薬剤系統区分	人畜毒性	魚毒性	使用時期(回数)	使用回数	アザミウマ	アブラムシ	カイロムシ	グンバイムシ	オビカレハ	マダラカ	エダシヤク	マヤドク	チヤドリ	イロヒトリ	アメリカシロヒトリ	ミノガ	モンクローシヤチホコ	スギザイノタマバエ	キクイムシ	カミキリムシ	ゾウムシ	ハダニ
						類	類	類	類	ハ	ハ	類	ガ	ガ	ガ	リ	類	コ	エ	類	類	類	類
ガードジェット水	BT	普A	*	a	6											◎							
トアロー水CT	BT	普A	*	a	6										つ	◎							
バシレックス水	BT	普A	*	a	4							ト											
ニトルアー <アメシロ>	フェロモン	普A	*	b	-											◎							
トレボン乳	合ビレ	普B	*	e	6					◎	◎	◎	◎	◎		◎							
オルトラン水	有機リン	普A	*	a	5	◎																	
スミチオン乳	有機リン	普B	-	6		◎	◎									◎							フ
スミバイン乳	有機リン	普B	*	c	6														林	林	林	林	
					*d	6						林	林										
スプラサイド乳40	有機リン	劇B	-	5			幼																
ダイアジノン水34	有機リン	劇Bs	*	a	4											◎							
ディブテレックス乳	有機リン	劇B	-	-								さ	ユ	サ	サ	サ	サ	サ					
パロックFL	他	普A	*	a	1																		◎
マツグリーン液2	ネオニコチノイド	普A	*	a	5	◎										◎							

「適応作物群に属する作物又はその新品種にはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に葉害の有無を十分に確認してから使用すること。なお、農業改良普及センター、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。」

*a:発生初期 *b:発生初期から発生後期 *c:成虫発生初期又は直前 *d:若令・中令幼虫期

*e:幼虫発生期

サ:さんごじゅを除く つ:イラガに「樹木類(つばき類を除く)」(使用回数4回でつばき類にも登録)

さ:マツケムシ(マツカレハ幼虫)に「樹木類(さんごじゅを除く)」で登録

ト:トビモンオオエダシヤク フ:フラーバラゾウムシ

ユ:ユウマダラエダシヤクに「樹木類(さんごじゅを除く)」で登録

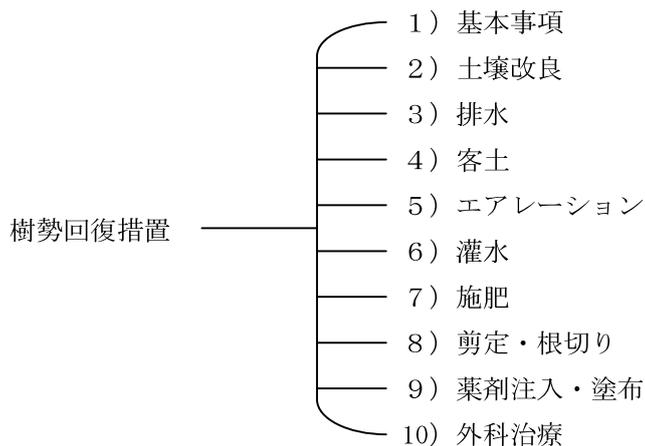
庭:庭木に登録 林:一般樹木(林木)に登録 幼:幼虫

◆ 農薬は商品によって登録内容が異なる場合があるので注意する

東京都病害虫防除所 <http://www.jppn.ne.jp/tokyo/index.htm> 「21年度版病害虫防除指針」より転記

4 樹勢回復措置

樹勢が減退していることが顕著に認められるときは、速やかに土壌改良、排水、客土、エアレーション、灌水、施肥、剪定・根切り、薬剤注入・塗布、外科治療等の樹勢回復措置を講じる。



1) 基本事項

樹木の健康状態やその置かれている環境に合わせて、適当な回復措置を適切に組み合わせて講じる。なお、安全性が確保できない樹木、または回復が見込めない樹木については、速やかに伐採し、処分する。

表23 樹木の樹勢減衰要因と改善手法

樹勢減衰要因	改善手法
日照不足	移植
土壌劣化	土壌改良、エアレーション、施肥
過湿	排水、移植、客土
水不足	灌水、土壌改良
病虫害	薬剤散布・注入・塗布、剪定、土壌改良、外科治療、施肥
外傷	剪定、外科治療、薬剤注入・塗布
生理障害	土壌改良、施肥、薬剤注入・塗布
老化	剪定、根切り、外科治療、薬剤注入・塗布
大気汚染	土壌改良、移植
土壌汚染	土の入れ替え、土壌改良、客土、排水、移植

2) 土壌改良

(1) 基本事項

樹木の生育している土壌の状態が悪化し、樹勢が減退している場合は、その土壌環境圧を緩和するために、土壌改良等を施す。

土壌改良は、第2章 I-5 土壌改良による。

表24 土壌環境圧と改善方針

環境圧	改善方針
過乾	有機・無機質改良材(保水性の増大)混入
過湿	有効土の確保(排水、客土)、無機質改良材(通気・透水性の増大)混入
固結	エアレーション、有機・無機質改良材(膨軟化団粒化促進)混入
養分不足	施肥、有機質改良材混入
有害物質の存在	有害物質の除去

3) 排水

排水は、第2章Ⅰ-4排水による。

4) 客土

客土は、良質土を用いて行い、有効土層が確保できるようにする。

5) エアレーション

- ・土壌が踏圧等で固結した場合、芝生等が密生して通気・透水性が低下した場合はエアレーションを行う。
- ・エアレーションを施すための耕起の深さは60cmを標準とする。ただし、大径木の場合は必要に応じて深さを増す。

6) 灌水

- ・移植後3～5年までの樹木については、夏季に必要な応じて灌水を行う。
- ・乾燥によって樹勢の落ちている樹木については随時灌水を行う。
- ・灌水時刻は、夏季は日中を避け、朝または夕方に行い、冬季に行う場合は日中（午前中）に行う。

7) 施肥

- ・土壌中の養分が不足していたり、そのバランスが崩れていて、樹勢が衰えている場合は、不足している養分を含む肥料を施す。
- ・施肥の方法は、第3章Ⅱ-2施肥による。

8) 剪定・根切り

- ・病虫害枝や傷害をうけた枝のために樹勢が衰えている場合は、それらの枝を除去した後、適当な処置を施す。
- ・剪定の方法は、第3章Ⅱ-1剪定による。
- ・生垣の下枝が枯れ込んだり不定芽の発生が不足した場合は、必要に応じて根切りを行う。
- ・根切りは、不定芽の発生を必要とする位置で行う。

9) 薬剤注入・塗布

- ・樹勢の著しく低下している場合、倒木復旧時、不適期移植時など、外部からの処置だけでは樹勢の回復が困難な場合は、薬剤注入（樹幹注射）を併用することにより樹勢の回復を図る。
- ・剪定に弱い樹木の剪定を行った場合や、大枝（5 cm以上）の剪定を行った場合は、切口に殺菌性の薬剤を塗布する。

10) 外科治療

- ・老木で、空洞が生じた場合、主幹に腐朽や著しい外傷が認められた場合は必要に応じて外科手術を行う。
- ・樹木の外科治療を行うにあたっては、対象木の状態によってその処置方法が異なるので、それぞれ個別に正確な診断を行い、最も適切な治療方法で処置する。

5 移植

- ・樹木の置かれている環境がその植物の生育特性に適合していない（周辺樹木が生長したため十分な受光量を得られない場合や土地の地下水位が高く過湿となっている場合等）ために樹勢が減退しているときで、なおかつ樹木の移植難易特性を勘案しても移植が必要と判断された場合については、植栽適地へ移植する。
- ・移植の方法は、第2章Ⅱ-1-1) - (2) 既存樹木の移植による。

6 控木取替等

- 1) 基本事項
- 2) 控木取り外し
- 3) 控木取替
- 4) 控木結束直し

1) 基本事項

- ・支柱が腐朽したり、シュロ縄が緩んだり、逆にシュロ縄が樹木にくい込んだりするなど、樹木の保護上の効果が得られなくなったり、樹木に損傷を与える恐れが生じた場合は、速やかに控木を撤去するか、又は取替え、結束直しを行う。

2) 控木取り外し

- ・樹木の根系が十分に発達し、その生育上控木を必要としない程度にまで育ったときは、樹木を損傷しないよう十分注意し、控木を撤去する。また、杉皮、シュロ縄、亜鉛引鉄線、洋釘および幹巻材も同様にきれいに取除く。

3) 控木取替

- ・ 樹木の根系が樹木の地上部を支持するほどは発達していない場合で、なおかつ控木本体の再利用が不可能な場合は、在来の控木を撤去し、控木を取替える。なお、樹木が傾いているときは、立て直し、控木を取付ける。控木の取付けは第2章II-2-3)-5 控木取付けによる。

4) 控木結束直し

- ・ 控木の根系が樹木の地上部を支持するほどは発達していない場合で、なおかつシュロ縄が緩むなど付属物は損壊しているものの、控木本体は再利用が可能な場合は、杉皮、シュロ縄、垂鉛引鉄線について樹木を損傷しないよう丁寧に取り除き、新しい材料で控木を樹幹に緊密に固着する。控木が緩んでいるとき、又は抜けているときは、しっかり打ち直し、固定させる。

7 枯損木・危険木の処理

1) 基本事項

2) 処理方法

1) 基本事項

- ・ 樹木が枯死した場合は、伐採または伐採抜根の上処分する。
- ・ 幹に空洞等が生じ、倒木の恐れが生じた場合は外科手術を施すか主幹の切返しを行う。ただし、やむを得ない場合は伐採または伐採伐根の上処分する。
- ・ 台風等の災害により倒木、幹折れ、枝さけなどが生じた場合は、幹起し、枝抜き、切返しにより復旧することを原則とする。ただし、現場の状況や樹勢から、復旧が困難な場合は、伐採または伐採抜根の上処分する。
- ・ 台風等により倒木等の恐れがある樹木については、事前に倒木を抑える処理、もしくは伐採をする。

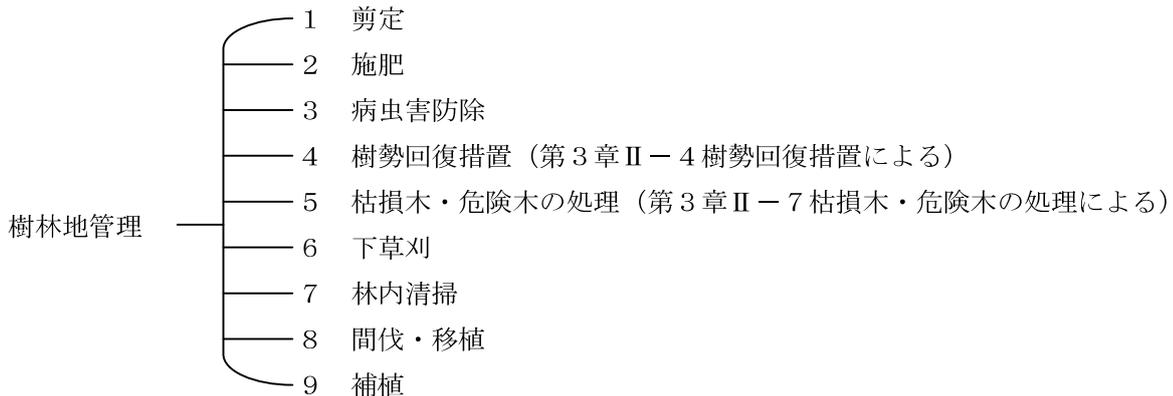
2) 処理方法

- ・ 枯損木の伐採伐根は、枯損木を掘り取る方法で行うことを原則とする。
- ・ 掘り取りが不可能な場合は伐採とし、出来るだけ地際より処置する。一度に掘り取ることが適当でない場合は、地上部を伐採したうえで根を掘りあげる。
- ・ 枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設物等を損傷しないよう注意深く行う。
- ・ 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処理する。
- ・ 抜根後は穴を埋戻し整地する。
- ・ 危険木の外科手術は、第3章II-4-7) 外科治療による。
- ・ 危険木の枝抜き、切返しは、第3章II-1-3) 剪定の方法による。
- ・ 倒木、幹折れ等を伐採伐根する場合は、適当な位置で伐採したうえで根を掘りあげる方法で行う。

Ⅲ 樹林地管理

樹林地管理は、剪定、施肥、病虫害防除、樹勢回復措置、枯損木・危険木の処理、下草刈、林内清掃、間伐・移植、補植からなる。

なお、自然保護のため立入りを制限する樹林については、枯損木、危険木処理以外の管理は原則として行わない。



1 剪定

1) 基本事項

- ・ 樹木の保護と育成を図るうえで必要最小限の剪定を行う。
- ・ 人のあまり入り込まない部分は、原則として剪定の対象としない。
- ・ 外周で道路や建築物等に接する部分については、必要に応じて剪定を行う。
- ・ 景観上特に見苦しいところは必要な剪定を行う。

2) 剪定の方法

剪定の方法は、第3章Ⅱ-1 剪定による。

2 施肥

- ・ 林内施肥は花木、果樹からなる樹林地および、落ち葉を林床に堆積させることができないため土壌が劣化する恐れのある樹林地に行う。
- ・ 肥料は有機質肥料を基本とし、特に北区の緑のリサイクル事業で作る腐葉土の利用を推奨する。
- ・ 施肥は地表に肥料を均一にまき、表土と十分かくはんする方法で行うことを原則とし、樹林地の状況に応じて最も効果の得られる方法で行う。

3 病虫害防除

1) 基本事項

- ・病虫害防除は物理的防除を原則とし、農薬による防除は特に必要な場合に限る。特に自然性の高い樹林については、国、都から散布依頼があった場合（広域被害病害など）以外は農薬による防除を行わない。
- ・著しく病害に侵されている樹木、および伝染性の強い病害に侵されていて、周辺樹木に著しい障害を及ぼすことが予想される樹木については、伐採の上処分する。

2) 防除方法

- ・物理的防除は、第3章Ⅱ－1－4)－(2) 剪定基準 b 病虫害枝による。
- ・農薬による防除は、第3章Ⅱ－3－4) 農薬による防除による。
- ・伐採処分は、第3章Ⅱ－7 枯損木・危険木の処理による。

4 下草刈

- ・防犯上などの理由により樹林の管理上必要な場合には下草刈を行う。ただし、自然性の高い樹林やバードサンクチュアリーなどとして利用される樹林については原則として下草刈は行わない。
- ・樹林地が広い場合は機械刈を主として、高、中木および指定された低木、柵類のまわりなど、機械刈の不適當または困難な場所は手刈とする。
- ・刈込みに入るときは樹林地内にある石、あき缶などの障害物はあらかじめ取り除く。

5 林内清掃

- ・林内にゴミが残置され、美観、衛生上障害があるときは林内清掃を行う。
- ・清掃によって出たゴミは速やかに指定方法で処理する。

6 間伐・移植

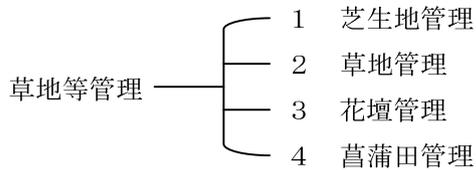
- ・樹林の健全な発育を促すうえで必要な場合、および林床の保護上必要な場合には間伐または移植を行う。
- ・間伐は、対象木の移植が不適當または著しく困難な場合に行う。
- ・移植することが望ましい樹木については根廻しのうえ適地に移植する。
- ・移植の方法は、第2章Ⅱ－2 高・中木植栽による。

7 補植

- ・樹林内の樹木欠損部が周辺の樹木の生長では補えない場合、又は樹林の構成種の転換を図る場合など、新たに樹木を植栽する必要がある場合には補植を行う。
- ・補植の方法は、第2章－2 高・中木植栽による。

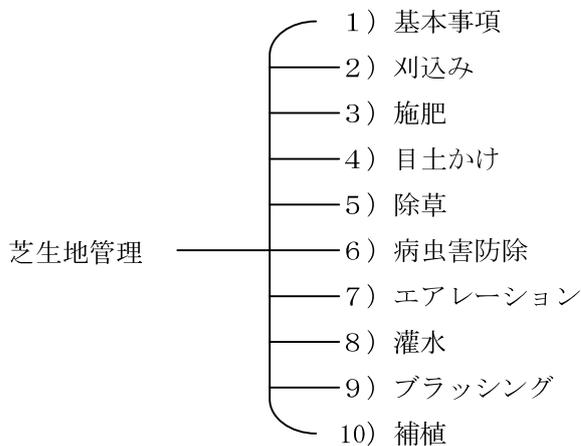
IV 草地等管理

草地等管理は芝生地管理、草地管理、花壇管理、菖蒲田管理からなる。



1 芝生地管理

芝生地管理は刈込み、施肥、目土かけ、除草、病虫害防除、エアレーション、灌水、ブラッシング、補植からなる。



1) 基本事項

- ・芝生地を将来とも芝生地として維持していく場合には芝生地管理による。芝生地を草地に移行させていく場合は「第3章IV-2 草地管理」による。
- ・芝生は踏まれることに比較的耐えるが、利用が過大な場合は裸地化するので、過大利用により裸地化する恐れのある場合は、利用期間を制限し、養生期間を設ける。

2) 刈込み

(1) 基本事項

- ・芝生の刈込みは、芝生の美観維持ばかりでなく、他の植物の生育抑制、ホフク茎の生長促進、通風の維持等も目的として行うものなので、その目的が達成できるような刈込みを行う。
- ・刈込み高は芝が健全に育つのに支障のない刈高（短く刈り過ぎると、生長点を切るばかりでなく、葉面積の減少による光合成量の抑制があり、茎葉の再生産

が衰え、根系の粗悪化や生理障害などをもたらす)を選び、規則的に刈る。ただし、葉長の4分の3以上の刈込みをしてはならない。

- ・刈込みは、品種、土壌養分、利用状況により、年1～5回程度行う。

(2) 刈込みの方法

- ・芝生地内にある石、あき缶等の障害物はあらかじめ取り除いておく。
- ・芝生地内にある樹木、草本、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ・樹木の根際、柵類のまわりなど、機械刈の不適當又は困難な場所は手刈とする。
- ・寄植え等の周りでは、その中にホフク茎が侵入しないように、10cm程度外側で垂直に切込み、縁切りをする。
- ・刈り取った芝は、速やかに処理する。また、刈跡はきれいに清掃する。

3) 施肥

(1) 基本事項

- ・芝生の生育促進や、地力の維持を図るために施肥を行う。
- ・土壌の状態、芝の生育状況、季節にあわせて、最も適当な肥料を必要量だけ施す。

表25 標準施肥量 (コウライシバ)

窒素	15～35g/年/m ²
リン酸	10～25
カリ	10～25

(2) 施肥方法

- ・所定の肥料を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
- ・降雨直後等で葉面がぬれている時は、原則として施肥を行わない。

4) 目土かけ

(1) 基本事項

- ・芝の地下茎の更新を促進するため、数年おきに目土かけを行う。
- ・目土の材料は床土と同じ質のものを原則とし、固まりやすい土壌の場合は粗砂、土壌改良剤を混入するなどの措置をとる。必要な場合は有機質土壌改良剤を目土の材料として使用する。
- ・目土の深さは、原則として芝の生長点を覆う程度とする。
- ・1回あたりの目土量は0.5～1.0m³/100m²とする。

(2) 目土かけの方法

- ・目土から植物の根茎、ガレキ等を取り除き、必要に応じてふるい分けをする。
- ・土壌改良剤や肥料を目土に混入する場合は、所定の量を目土に混入し、入念に混合する。
- ・目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に充分にすり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

5) 除草

(1) 基本事項

- ・原則として、抜取除草とする。抜取除草が困難な場合は、関係機関と協議する。

(2) 除草の方法

- ・芝生を痛めないよう、除草器具などを用いて、根より丁寧に抜き取る。
- ・抜き取った雑草は、速やかに処理する。また、除草跡はきれいに清掃する。

6) 病虫害防除

- ・芝の病気は、栄養不良、施肥のアンバランス、過度の踏圧による損傷に起因する場合が多いので、病害については、芝生の生育環境や、栄養状態を良好に保つことを原則とする。

7) エアレーション

(1) 基本事項

- ・土壌の硬化防止、根の発育促進、微生物活動の活性化を図るため、必要に応じてエアレーションを行う。
- ・穿孔する深さは7～15cmとする。
- ・施工回数は年1回を標準とする。
- ・施工時期は3～6月とし、主に梅雨時に行う。

(2) 施工方法

- ・人力による場合は、農業用フォーク等で表土に穴をあける。間隔は15cm程度とし、芝生全面にむらのないように行う。
- ・機械による場合は、石等を取り除いた後、専用機械によりカッティングを行い、切り取った土壌は均一に敷きならす。

8) 灌水

- ・夏季等必要に応じて灌水を行う。
- ・所定の灌水量を芝生全面に行き渡るよう、均一に散水する。
- ・夏季は日中を避け、朝又は夕方に灌水を行う。冬季は日中に行う。

9) ブラッシング

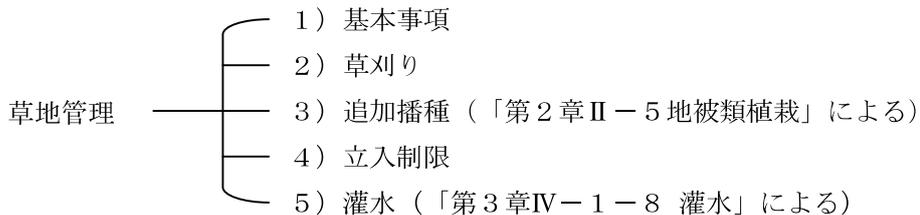
- ・芝の更新を促すため、レーキ、ホーク等で芝生面をていねいに引っかき、ホフク茎や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯茎（サッチ）を除去する。
- ・発生した枯葉、枯茎等は速やかに処理するとともに、ブラッシング跡はきれいに清掃する。

10) 補植

- ・回復不能の裸地が生じたときは補植を行う。
- ・補植にあたっては、あらかじめその部分を掘り起し、深さ15cm程度まで表土を交換するか、土壌改良を施したうえ、沈下防止のため、よく転圧する。
- ・張芝にあたっては、周囲と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、よく灌水する。

2 草地管理

草地管理は草刈り、追加播種、立入制限および灌水からなる。



1) 基本事項

- ・草地管理は年1～2回の草刈を原則とし、過剰利用によって裸地化したときは、追加播種、立入制限等を行う。
- ・刈高は5～15cmを標準とする。

2) 草刈り

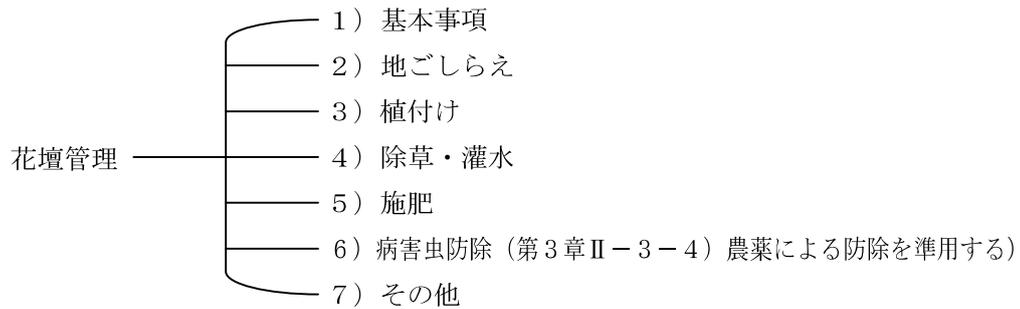
- ・草地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- ・樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ・樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- ・刈り草は、毎回指定箇所に運搬し速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

3) 立入制限

- ・立入制限を行う区域は、柵などで囲い、よく見える位置に制限の理由と期間を明記した表示板を設置する。

3 花壇管理

花壇管理は地ごしらえ、植付け、除草・灌水、施肥、病虫害防除、その他からなる。



1) 基本事項

- ・花壇の配植にあたっては、草花の形態および開花時期等を十分考慮し、色彩の対比や調和などを検討すること。
- ・花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根が多く発生し、徒長していない整一な形姿のものを使用する。
- ・球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。
- ・種子は、採種後1年以内のものとし、発芽率80%以上のものを使用する。
- ・病虫害が発生したら、発見し次第植え替える。

2) 地ごしらえ

- ・古株、雑草等は根から掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬し処理する。
- ・花壇面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、良く反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないよう一様に均す。
- ・肥料を施す場合は、所定の施肥量を、花壇面に均一にまき、くわ、レーキなどにより、床土とよく混合する。

3) 植付け

- ・花苗、球根の植付けは、所定のデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないよう、しっかりと植え付ける。
- ・植付け後は、よく灌水し、苗が傾いたり根が浮きあがったりするなど、植付けが確実でないものについては植え直しをする。

4) 除草・灌水

- ・除草および灌水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なくしかも時期をはずさないよ

う行う。

- ・除草は花苗を痛めないよう、除草器具などで行い、雑草だけ根から抜き取る。この際、花苗の根が浮きあがったりしているものは植え直す。
- ・灌水は花苗を痛めないようていねいに行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させ、植付け直後およびその後1週間は1日おきに行うことを標準とし、土壌、天候、気温等の状況により適宜調節するものとする。

5) 施肥

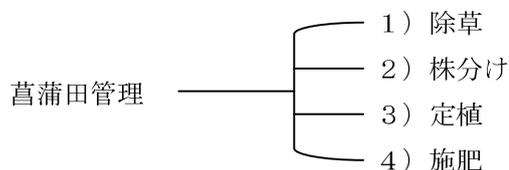
- ・元肥は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
- ・追肥は、肥料の種類および植物の生育状態に応じ、最も効果的な方法で行う。

6) その他

- ・花壇縁取りおよび修景用株物、花木等は「植込地」の諸管理に準じて行う。
- ・花壇内の芝生管理については「芝生地」の諸管理に準じて行う。

4 菖蒲田管理

菖蒲田管理は除草、株分け、定植、施肥からなる。



1) 除草

雑草は根からていねいに抜き取り、指定箇所に運搬集積し、まとめて処理する。

2) 株分け

- ・花後の株分けは、茎部を傷つけないよう掘り上げ、古土を落とし古根、古茎を切り捨てる。
- ・株分けに際しては、切口をなるべく小さく、どの株にも均等に根がつくよう手際よく行う。なお、株の調整にあたっては、草たけの2分の1から3分の1の葉を落とす。
- ・休眠期の株分けは、掘り上げた株を新しく分けつした芽が5～7芽含まれるように適当な大きさにエンピ等により切り分ける。

3) 定植

株分けした芽は、品種を混同しないよう整理し、指定箇所にて5～7芽を標準として定植する。

4) 施肥

菖蒲の根に直接触れないよう、株間に溝掘をして施肥し、埋戻す。

5 壁面緑化管理

1) 基本的事項

壁面緑化の管理にあたっては、緑化手法にあった管理手法を選択する。

2) 除草

除草は植物を痛めないよう、除草器具などにより、雑草だけを根も含め抜き取る。このときに、緑化植物の根が浮きあがった場合は、元に戻す。

3) 灌水

灌水は、植付け直後およびその後1週間は1日おきに行うことを標準とし、土壌、天候、気温等に注意し、無駄なく、しかも時期をはずさないよう行う。

灌水は、花苗を痛めないよう、ていねいに、根に十分水がゆきわたるよう行う。

4) 施肥

元肥は、所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。

追肥は肥料の種類および植物の生育状態に応じ、最も効果的な方法で行う。

5) 荷重負荷の対応について

外壁が軽量外壁材等で仕上げられている場合や壁面が支持材などを設置・維持できる強度を持たない場合などは、支持材を自立型の構造物（自立構造物）として、壁面から独立した形で設ける手法を行う。

プランターや緑化パネル植栽の場合、植物の定植はプランターもしくは専用の緑化パネルに行われる。プランター、緑化パネルともに負荷を軽減するための容器や土壌の改良が行われているが、人工軽量土壌を使用しても植物本体の重量と成育するための適度な湿気が必要となるために相当な重さになる。荷重負荷を考慮した壁面構造とする。

6) 安全対策

荷重負荷、風荷重等による、構造物、作物等の落下防止と、安全対策を行う。ネット設置の壁面緑化については壁面との摩擦による切断防止のため養生用マット設置およびアンカーで固定し、ネットのたわみ、養生部分のズレを回避し、ネット切断を防止する。

7) その他

擁壁の壁面緑化については擁壁の機能を損なわないように、また、周辺住民の敷地に侵入しないように適切に剪定する。作業にあたっては、安全対策を講じる。

6 屋上緑化管理

1) 基本的事項

屋上緑化には植栽の方法、植物の種類等、さまざまなバリエーションがあるので、それを踏まえた方法により管理する。

2) 除草

除草は壁面緑化管理に準じて行う。

3) 灌水

灌水は壁面緑化管理に準じて行う

4) 施肥

元肥は壁面緑化管理に準じて行う。

5) その他

屋上の植栽では以下の項目などに注意し管理を行う。

酷暑について・・・屋上ではコンクリートの輻射熱で植物が異常高温にさらされることがある。

酷寒について・・・屋上では土壌表面は寒さを受けるが、土壌中は室内の温度の影響を受けて高くなる。

雨について・・・地上の庭と異なり、地下水の上昇はなく、無降雨の日が続くと土壌中の水分がなくなる。

湿度について・・・土層が薄く、雨水が速やかに流れ去るため、土壌が水分不足になりやすい。

風について・・・一般に風が強い。階が高いほど強風。強風は土壌と植物を乾燥させる。また、植栽材料が風で飛ばされることのないよう注意を要する。

文献リスト

道路緑化技術基準・同解説（社）日本道路協会 昭和63年12月25日発行

造園施工管理 技術編（社）日本公園緑地協会 平成6年12月22日

化学物質の子どもガイドライン殺虫剤樹木散布編 東京都環境局

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/kids/guide_pes.pdf

（独）農林水産消費安全技術センター

<http://www.famic.go.jp/index.html>

東京都病虫害防除所

<http://www.jppn.ne.jp/tokyo/index.htm>

街路樹マニュアル 東京都建設局公園緑地部計画課 平成12年4月発行

「壁面緑化ガイドライン」東京都環境局都市地球環境部計画調整課 平成18年3月発行

「知っておきたい屋上緑化のQ&A」財団法人 都市緑化技術開発機構

特殊緑化共同研究会編 平成15年12月20日発行

緑化技術基準

昭和 62 年 9 月 初版発行

平成 22 年 6 月 改訂

編集 東京都北区生活環境部環境課

〒114-8508

東京都北区王子本町 1 - 1 5 - 2 2

T E L 03 (3908) 8618

刊行物登録番号

2 2 - 1 - 0 1 8



City of Kita

別紙 15 リバーサイドスクエア管理仕様書

総 則

- (1) 指定管理者は、本仕様書、北区緑化維持標準仕様書及び関係法令（労働基準関係法令等を含む）について遵守し履行すること。
- (2) 本作業実施にあたり、指定管理者は「造園施工管理技士」及び「街路樹剪定士」を配置すること。また、クレーン・デリック運転士限定免許（クレーン及び床上運転式クレーン）資格者またはクレーン・デリック運転士免許資格者を配置すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、北区と協議すること。
- (4) 北区からの連絡に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告すること。
- (5) 指定管理者は本仕様による管理作業計画書を作成し、北区の承認を得ること。また、この中に緊急連絡体制について必ず明記しておくこと。
- (6) 指定管理者は、作業に用いる機材及び薬剤等について、事前に北区の承認を得ること。
- (7) 指定管理者が他の施設に損失を与えたときは、指定管理者の責任において速やかに原状に復すること。
- (8) 指定管理者は、毎月の業務日報の報告を翌月の当初に提出するとともに、翌月の業務予定表も併せて提出すること。
- (9) 作業中の事故等は、指定管理者の責任において処理すること。
また、事故等の経緯については、事故発生後速やかに北区に報告しなければならない。
- (10) 管理区域内で緊急事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報するとともに、北区に報告すること。
- (11) 指定管理者は、作業従事者の服装や行動について、公園利用者等に不快感を与えないよう配慮すること。また、指定管理者は、公園管理者の代行であることを認識して、真摯な対応で公園利用者に接すること。

水流発生装置管理

(1) 作業内容

- ① 区指定の荷役施設（以下、「施設」という。）によって水流発生装置（以下、「浄化装置」という。）の引き上げ作業及び吊おろし作業を行うこと。
- ② 引き上げ作業は、浄化装置の運転の停止、係留ワイヤーの緊張が解ける高さまでの引き上げ、係留ワイヤーの延長、陸上へ据付けの順序によって行うこと。
- ③ 吊おろし作業は、引き上げ作業と逆の順序によって行うこと。
- ④ 施設の操作にあたっては、周辺環境に配慮し、騒音が生じないように努めること。
- ⑤ クレーン等安全規則等の諸法令を遵守すること。
- ⑥ 施設の操作は、施設に設置した操作所において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行うこと。（以下、「機側操作」という。）
- ⑦ 区指定場所において、水位の監視を行うこと。

- ⑧ 施設操作前には点検を行い、結果を記録・保管しておくこと。記録した内容は毎月、区へ報告すること。点検内容及び報告は別紙「クレーン日常点検」による。
- ⑨ 作業を行わない日程は北区と協議の上決定すること。

(2) 施設操作条件

- ① 石神井川流域部に属する北区、練馬区、板橋区、小平市、西東京市のいずれかの地域において気象庁発表による大雨注意報または大雨警報が発令されたとき、もしくは17時から翌9時までの間は、施設の操作によって浄化装置を陸上へ引き上げること。
- ② 溝田橋観測所において測定した石神井川の水位（以下「溝田橋水位」という。）がA.P.3.00メートルを超えた場合は、浄化装置を陸上へ引き上げること。
- ③ 浄化装置を再び水面に設置する場合は、溝田橋水位がA.P.1.20メートル以下かつ①以外のときとする。
- ④ 施設を操作する場合は、開始時及び完了時に北区へ報告すること。報告方法は北区との協議により決定する。
- ⑤ 北区からの指示があったときには、浄化装置を陸上へ引き上げること。
- ⑥ 溝田橋水位がA.P.4.00メートルを超えたときは、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）は退避すること。また、機側操作員は、状況から危険を察知した場合には、北区に退避の指示を求められることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告すること。
- ⑦ 事故その他やむを得ない事情がある場合は、必要の限度において、(1)以外の方法により施設を操作することができるものとする。

(3) 引き上げ時間の指定

- ① 浄化装置の引き上げは、連絡を受けてから北区へ完了報告するまでを引き上げとし、所要時間を80分以内とする。

(4) 安全管理

- ① 施設の操作中を含め、業務関係者以外の者の立ち入りを禁止すること。

その他の管理（石神井川RSS・右岸管理地）

- (1) 簡易な清掃を含む巡回を適宜行うこと。
- (2) 管理地内は、適宜除草を行うこと。
除草した草については、他のものが混入しないように透明ビニール袋に袋詰めして、中央公園緑のリサイクル施設へ運搬、集積すること。少量の場合には、公園内のごみ集積所へ運搬すること。
- (3) 投げ込まれたビンやカン及び包装紙や雑誌等の紙類、発泡樹脂系のカップや皿、ビニール類については、全て拾い上げ、分別すること。なお、リバーサイドスクエアでの作業時は天候等を確認し、安全を確保した上で作業を行うこと。
- (4) 石神井川管理通路下の貯留槽清掃を適宜行うこと。

